

福知山市 平成29年度公開事業検証

【別冊】各事業の説明資料

《目次》

26日グループ① (アトリエ)

ページ	担当課	予算事業名
1	生活交通課	高校生定期乗車券補助事業
2	保険課	重度心身健康管理事業
3	図書館	中央館運営事業
4	生涯学習課	文化財保全事業
5	教育総務課	中学校配膳員配置事業
6	学校教育課	小学校就学援助事業・特別支援就学奨励事業 中学校就学援助事業・特別支援就学奨励事業

26日グループ② (ギャラリー)

ページ	担当課	予算事業名
7	産業振興課	城下町福知山・まち歩き観光促進モデル事業
8	農林業振興課	新規就農総合支援事業
9	環境政策室	資源ごみ集団回収報奨事業
10	子育て支援課	多子世帯保育料軽減事業(保育園分)
11	健康推進課	妊婦健康診査事業
12	高齢者福祉課	脳いきいき元気アップ事業

27日グループ① (アトリエ)

ページ	担当課	予算事業名
13	秘書広報課	市民相談事業
14	人権推進室	人にいちばん近いまちづくり実行委員会活動事業 人にいちばん近いまちづくり事業
15	資産活用課	施設マネジメント事業
16	都市整備課	駅周辺公共施設管理事業
17	都市計画課	既設公園管理事業
18	土木課	除雪関連事業

27日グループ② (ギャラリー)

ページ	担当課	予算事業名
19	消防本部予防課	防火安全対策推進事業
20	危機管理室	災害時資機材整備事業
21	地域医療課	災害時要配慮者避難支援事業
22	文化・スポーツ振興課	郷土資料館管理運営事業 郷土資料館展示品等充実事業
23	移住・企業立地推進課	企業誘致促進特別対策事業
24	まちづくり観光課	NHK大河ドラマ誘致推進事業

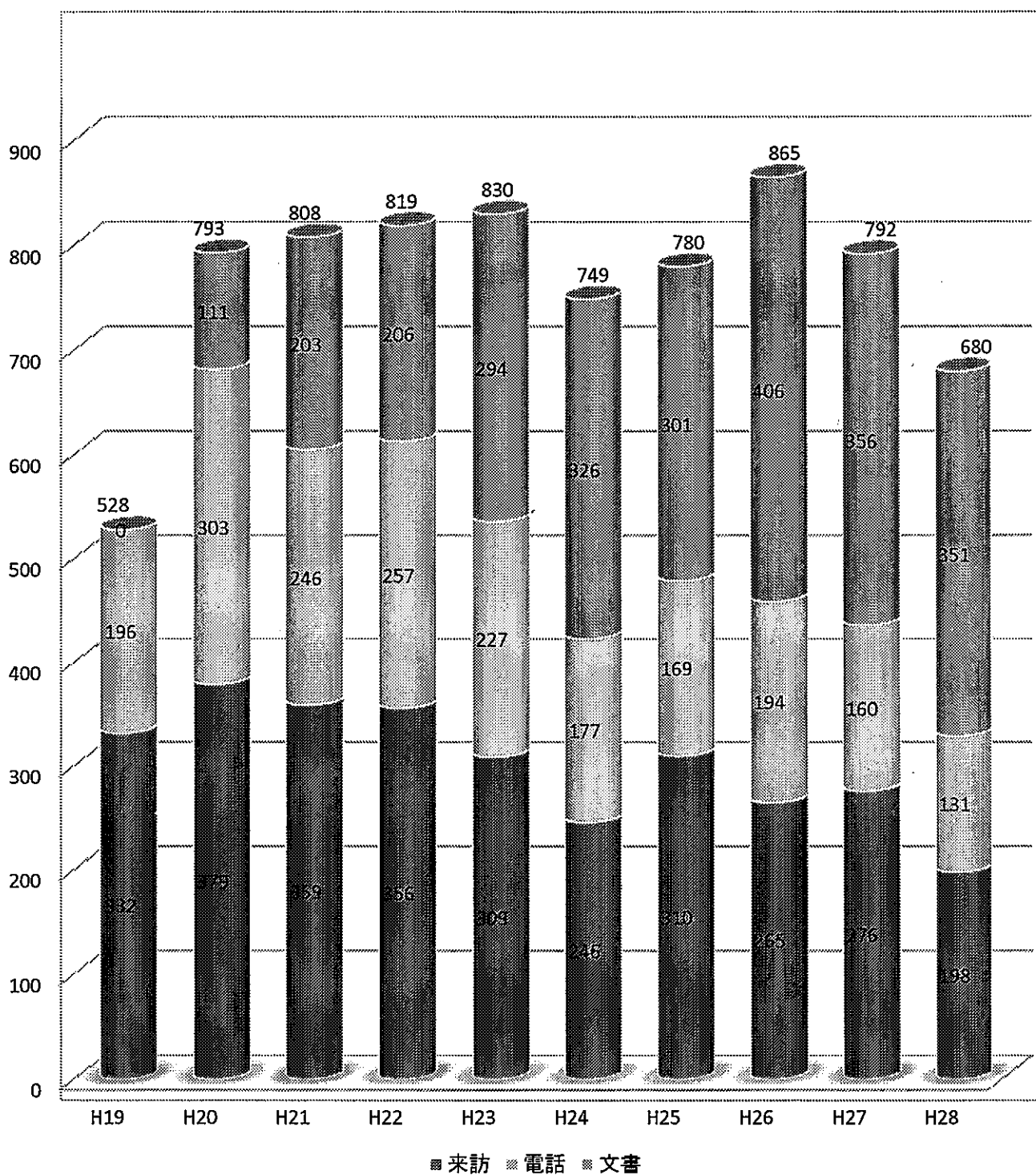
平成29年度 事務事業評価シート

(単位:千円)

事業属性	事業名(コード)	市民相談事業 (820211)			担当課	秘書広報課	
	開始年度	昭和63(1988)	終了予定年度	平成32(2020)	作成責任者	田村 雅之	
	施策の大綱	市民協働の推進			関連計画等	-	
	施策名	適切な情報の発信と共有により市民参画を促進する				-	
	根拠法令等	-			(フラグ1)		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 国府制度事業 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独事業 <input type="checkbox"/> その他()						
基礎情報	事業目的 (あるべき姿)	市民が生活する上で生じる様々な問題や不安を解消するために相談員を配置して一番身近な窓口として話し相手になったり、解決に向けてアドバイスを行うことで解決の糸口を求めている市民の期待に答える。					
	対象者	市民	対象者数	-	一人当たりコスト	-	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他 (委託先・実施主体等) 京都弁護士会・京都司法書士会					
	事業概要	市民の相談・困りごとについて、相談員を市民相談室に配置して相談に応じる。また、複雑で行政内で解決できない相談については、専門家である弁護士や司法書士による委託相談日を設け、問題や不安に適切に対応できるよう促す。					
	主な経費と 具体的内容 (H28実績)	項目	具体的な内容			H28経費	
	専門相談委託料	弁護士(@¥93,116*14回)、司法書士(@¥21,000*12回)に対する委託料			1545		
	相談員研修	研修参加旅費			8		
	相談にかかる諸費用	郵送料・必要物品代金			12		
関連事業							
予算と執行の状況	区 分		H27	H28	H29	H30要求	
	事業費	当初予算...①	1,625	1,625	1,625		
		補正予算...②	0	0	0		
		繰越し等...③	0	0	0		
	財源内訳	一般財源	1,625	1,625	1,625		
		国支出金	0	0	0		
		府支出金	0	0	0		
		地方債	0	0	0		
		その他特財	0	0	0		
	職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	0.33/1.23	0.33/1.23	0.30/1.03		
概算人件費...④		5,715	5,715	4,975			
総事業費(①+②+③+④)...⑤		7,340	7,340	6,600			
執行状況	執行額...⑥		1,592	1,565			
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)		98.0%	96.3%			
業績指標	成果実績 (アウトカム) 実績/当初目標	指 標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		専門相談設置数(弁護士等)	種類	9 / 9	8 / 9	/ 8	8
	活動実績 (アウトプット) 実績/当初見込	指 標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		窓口相談件数	件	792 / 770	680 / 770	/ 770	770
		単位あたりコスト		2.0	3.4		
		専門相談件数	件	311 / 300	327 / 300	/ 300	300
		単位あたりコスト		5.1	4.8		
				/	/	/	
		単位あたりコスト					

		項目	評価	評価に対する説明
一次評価 ▽担当課による自己評価 △	必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	市民に対する身近な相談窓口として、解決できなくとも悩みを聞いてほしいという相談も対応している。また無料で専門相談を受けられる場合は他にほとんどない。
		民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	△	
		目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	○	
	効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	○	専門相談の多くは無償で行ってもらっている。有料契約のものも、弁護士会・司法書士会とも標準報酬以下で契約をしている。
		他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	○	
		コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	△	
	有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	△	市民の不安や悩みを解消するための一次的な窓口として、引き続き広報していく必要がある。
		活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	○	
		先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	○	
		目的及び指標等の達成状況に対する評価	今年度より、公証相談が利用者減少もあり市役所での専門相談がなくなったが、公証役場を案内するなど市民相談に支障がないよう努める。	
	今後の課題及び方向性	市民の生活様式が複雑多様化する中、窓口相談の中で専門相談につなげなければ解決不能なケースも増加しており、国府をはじめ他機関、他部署(人権推進室の女性弁護士による女性相談等)での専門相談の状況も把握し連携して市民の悩みの解消に努めたい。		
庁内及び外部による評価	二次評価 (庁内) 【行革担当課記入】	所 見		
	三次評価 (外部) 【行革担当課記入】	所 見		
来年度方針	担当課の事業の見直し及び予算要求方針	方針区分 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし	内 容	
	予算への反映 【財政担当課記入】	<input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充	予算額の反映状況(対H28) 担当課の見直し・要求方針に対する所見【行革担当課記入】	

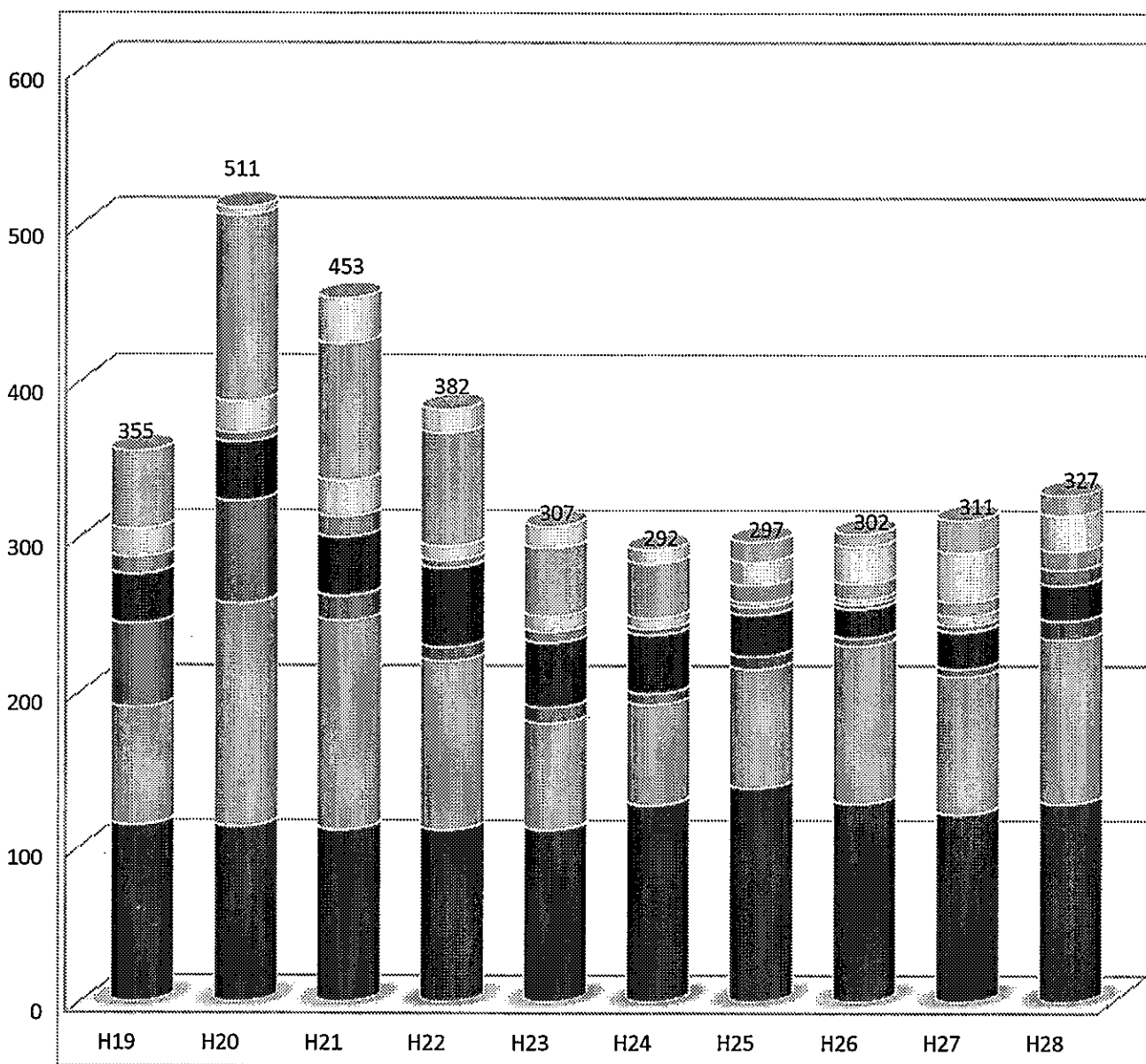
市民相談件数の推移



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
行政相談	76	347	435	467	530	488	502	602	512	440
一般相談	452	446	373	352	300	261	278	263	280	240
合計	528	793	808	819	830	749	780	865	792	680

※行政相談＝行政内(市役所)で対応可能な相談
 一般相談＝行政対応事項以外の相談

専門相談件数の推移



- 法律相談 ■ 司法書士相談 ■ 行政相談
- 行政書士相談 ■ 測量登記相談 ■ 公証相談
- 多重債務法律相談 ■ 税務相談 ■ 不動産相談

内訳		年度										
		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
内容	法律相談	114	113	111	111	111	127	138	128	121	128	
	司法書士相談	76	144	135	109	69	65	77	102	89	106	
	行政相談	54	66	16	9	10	7	8	5	5	12	
	行政書士相談	32	38	38	51	42	38	27	19	24	23	
	測量登記相談	11	6	13	5	7	4	5	3	4	10	
	公証相談	18	20	23	9	10	7	3	3	6	-	
	多重債務法律相談	50	119	88	73	44	35	11	10	9	12	
	税務相談	-	5	29	15	14	9	15	24	32	23	
	不動産相談	-	-	-	-	-	-	13	8	21	13	
計		355	511	453	382	307	292	297	302	311	327	

専門相談内容等

相談名	内容等	実施団体
法律相談	年間14回(毎月1回、7月・10月のみ2回) ※申込要	京都弁護士会
(相談内容)	土地・建物・損害賠償・慰謝料・債権・離婚などの家事・その他一切の法律問題に関する事	
司法書士相談	年間12回(毎月1回)	京都司法書士会中丹支部
(相談内容)	不動産登記、商業・法人登記、法務局への書類作成、遺言・相続、供託、帰化申請手続、小額訴訟、成年後見に関する事	
行政相談	年間48回(毎月1回×4箇所(市庁舎・各支所))	総務省行政評価局行政相談委員
(相談内容)	国・府・市などの公共機関や独立行政法人等が行う仕事に対する意見・要望・苦情などに関する事	
行政書士相談	年間12回(毎月1回)	行政書士会第2部
(相談内容)	遺言・相続(一部支援)、各種契約、戸籍、農地転用、自動車登録、成年後見制度(一部支援)、著作権その他許認可に関する事、帰化申請、外国出入国手続き等公共機関に提出する書類の作成に関する事	
測量登記相談	年間5回(2月以外の偶数月1回)	京都土地家屋調査士会中丹支部
(相談内容)	土地分筆登記に関する測量、土地の境界調査等に関する事、土地地目変更、建物新築・滅失登記などに関する事	
公証相談	H28年度以降中止	公証人役場公証人
(相談内容)	遺言・土地建物の賃貸借・金銭貸借・離婚(養育費・慰謝料等)・任意後見契約等に関する公正証書の作成に関する事	
多重債務法律相談	年間24回(申込者ない月は中止) ※申込要	京都弁護士会
(相談内容)	クレジット、サラリーローンなどの借入れや連帯保証の返済、過払いなどに関する事	
税務相談	年間12回(毎月1回) ※確定申告期別途支所開催有	近畿税理士会福知山支部
(相談内容)	所得税・相続税・贈与税など税務、記帳・決算に関する事	
不動産相談	年間12回(毎月1回)	京都府宅地建物取引業協会第7支部
(相談内容)	宅地建物の売買・賃貸借に係る契約前の事前相談やトラブルに関する事	

●おもな相談

※いずれも無料・秘密厳守。特記した相談以外は、事前の申し込みは不要です。

区分	相談	日(曜日)	時間	場所	問い合わせ先		
人権	人権相談	25日(月)	13:00~16:00	市民相談室	人権推進室 TEL 24-7022 FAX23-6537		
	心配ごと相談	14日(木)	9:00~12:00	三和支所			
		11日(月)		大江町総合会館			
		20日(水)		夜久野ふれあいプラザ			
	女性相談	14日(木)・28日(木)	13:00~16:00	男女共同参画センター			
性別にこだわらない相談	31日(日)						
女性弁護士による女性法律相談	20日(水)	要事前申込/前日までに電話または直接、人権推進室まで。先着4人。(初めての人を優先します)					
健康	成人の健康相談	12日(火)	13:30~15:30	場・問 北部保健福祉センター TEL56-2620 FAX56-2018			
		13日(水)		場・問 三和支所内 東部保健福祉センター TEL58-2090 FAX58-3013			
		19日(火)		場・問 西部保健福祉センター TEL37-1234 FAX37-5002			
		26日(火)		場・問 中央保健福祉センター TEL23-2788 FAX23-5998			
栄養相談は要事前申込/当日までに、電話・FAXまたは直接各保健福祉センターまで。							
健康	親と子の健康相談	8日(金)	10:00~11:30	場・問 西部保健福祉センター TEL37-1234 FAX37-5002			
		13日(水)		場・問 北部保健福祉センター TEL56-2620 FAX56-2018			
		21日(木)		場・問 三和支所内 東部保健福祉センター TEL58-2090 FAX58-3013			
要事前申込/当日までに、電話・FAX、または直接各保健福祉センターまで。							
出張	出張がん個別相談会	26日(火)	13:00~15:30	中丹西保健所			
	要事前予約/前日16時までに京都府がん総合相談支援センター(0120-078-394)まで						
福祉	身体障害者相談	3日(日)・28日(木)	13:00~15:00	総合福祉会館	社会福祉課		
	身体障害者巡回相談(整形外科)	28日(木)			TEL24-7017 FAX22-9073		
	要事前申込/9月21日(木)までに、電話・FAX、または直接社会福祉課まで。						
	精神障害者相談員による相談	13日(水)・27日(水)	電話・直接相談 13:00~16:00	電話相談090-6911-7099 人権ふれあいセンター退会館	社会福祉課		
	耳鼻科巡回相談	1日(金)	13:00~15:00	総合福祉会館	TEL24-7017 FAX22-9073		
	きこえの相談会	要事前申込/8月25日(金)までに電話・FAXで社会福祉課まで。					
	成年後見に関する	13日(水)	13:00~15:00	総合福祉会館	市成年後見センター TEL25-3211 FAX24-5282		
	専門職相談会	弁護士による相談会。要事前申込/前日正午までに電話・FAXで市成年後見センターまで。					
	福祉	ふれあい福祉相談	1日(金)	13:00~16:00	総合福祉会館	社協本所 TEL25-3211 FAX24-5282	
					六人部地域公民館		
三和支所					社協三和支所 TEL58-3713 FAX58-3732		
ふれあいの里福祉センター					社協夜久野支所 TEL38-1200 FAX38-1230		
老人福祉センター舟越会館	社協大江支所 TEL56-0224 FAX56-1654						
福祉	年金相談	4日(月)	10:00~15:30	市民課内相談室	舞鶴年金事務所(TEL0773-78-1165)		
		21日(木)	10:00~15:10	中丹勤労者福祉会館			
		要事前申込/電話で舞鶴年金事務所お客様相談室(予約専用TEL0773-76-5772)まで。					
		月~金(祝日を除く)	8:30~16:00	舞鶴年金事務所		舞鶴年金事務所(TEL0773-78-1165)	
要事前申込/電話でねんきんダイヤル0570-05-1165または舞鶴年金事務所まで。							
福祉	家庭児童相談	月~金(祝日を除く)	8:30~16:15	家庭児童相談室	子育て支援課 TEL24-7066 FAX22-9073		
	子ども教育相談	月~金(祝日を除く)	9:00~16:00	場・問 教育相談室	TEL24-3749 FAX24-5135		
暮らし	生活と仕事の総合相談	月~金(祝日を除く)	8:30~17:00	生活と仕事の相談窓口	社会福祉課 TEL24-7094 FAX23-6610		
	消費生活相談	月~金(祝日を除く)	9:00~16:00	消費生活センタ	生活交際課 TEL24-7020 FAX23-6537		
	農地・農政相談	11日(月)	9:00~12:00	各支所・京都府農政・京都府の農政協会の各支	農業委員会 TEL24-7046 FAX23-6537		
	建築無料相談	15日(金)	13:30~15:30	市民交流プラザ	建築課 TEL24-7053 FAX23-6537		
	税務相談	21日(木)	13:00~16:00	市民相談室	市民相談室(TEL24-7027 FAX24-7023)		
	交通事故巡回相談	13日(水)・27日(水)	9:00~16:00	場・問 府福知山地域福祉室	TEL22-3901 FAX23-8242		
	不動産相談	12日(火)	13:00~16:00	市民相談室	市民相談室(TEL24-7027 FAX24-7023)		
行政・法律	行政相談	11日(月)	9:00~12:00	大江町総合会館	大江支所 TEL56-1101 FAX56-2018		
		14日(木)		三和支所	三和支所 TEL58-3001 FAX58-3013		
		20日(水)		夜久野ふれあいプラザ	夜久野支所 TEL37-1101 FAX37-5002		
		27日(水)					
	公証相談	12日(火)	13:00~16:00	市民相談室	市民相談室 TEL 24-7027 FAX24-7023		
	測量登記相談	22日(金)					
	司法書士法律・登記相談	14日(木)					
	行政書士相談	28日(木)					
弁護士法律相談	29日(金)	12:30~16:30					
要事前申込/前週木曜日までに、市民相談室に來訪・電話・FAXいただくか、郵送(住所・氏名・電話番号・相談内容を明記)で市民相談室まで。※市民に限定。申込者多数の場合、抽選							
多重債務専門法律相談	8日(金)・22日(金)	15:30~17:00	市民相談室	市民相談室(TEL24-7027 FAX24-7023)			
要事前申込/前日午後4時までに、電話で京都弁護士会(TEL075-231-2378)まで。各日先着3人。							

略記号の説明 (場) = 場所 (問) = 問い合わせ先 (社協) = 社会福祉協議会

平成29年度 事務事業評価シート

(単位:千円)

事業属性	事業名(コード)	人にいちばん近いまちづくり実行委員会活動事業 (730104)			担当課	人権推進室																			
	開始年度	昭和56(1981)	終了予定年度	平成37(2025)	作成責任者	衣川 正彦																			
	施策の大綱	人権・平和の尊重			関連計画等	第3次福知山市人権施策推進計画																			
	施策名	人権施策を推進する				-																			
	根拠法令等	-			(フラグ1)																				
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 国府制度事業 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独事業 <input type="checkbox"/> その他()																								
基礎情報	事業目的(あるべき姿)	国や京都府及び府内各自治体の実行委員会と連携して、人権侵害被害者救済システムの構築を目指す「人にいちばん近いまちづくり福知山市実行委員会」の活動を支援する。																							
	対象者	全市民	対象者数	79,534人(H28.3末)	一人当たりコスト	0.03																			
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他 〈委託先・実施主体等〉 人にいちばん近いまちづくり福知山市実行委員会																							
	事業概要	人権を考える市民講座の開催(2回) 国や府の主催する各種講座への参加 実行委員会構成内訳:25団体と32自治会組織、8人の個人会員からなる。																							
	主な経費と具体的内容(H28実績)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">具体的な内容</th> <th>H28経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実行委員会への負担金</td> <td colspan="2">負担金交付</td> <td>1150</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			項目	具体的な内容		H28経費	実行委員会への負担金	負担金交付		1150													
項目	具体的な内容		H28経費																						
実行委員会への負担金	負担金交付		1150																						
関連事業																									
予算と執行の状況	区分		H27	H28	H29	H30要求																			
	事業費	当初予算…①	1,150	1,150	1,000																				
		補正予算…②	0	0	0																				
		繰越し等…③	0	0	0																				
	財源内訳	一般財源	1,150	1,150	1,000																				
		国支出金	0	0	0																				
		府支出金	0	0	0																				
		地方債	0	0	0																				
		その他特財	0	0	0																				
	職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	0.18/0	0.18/0	0.18/0																				
概算人件費…④		1,440	1,440	1,440																					
総事業費(①+②+③+④)…⑤		2,590	2,590	2,440																					
執行状況	執行額…⑥		1,150	1,150																					
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)		100.0%	100.0%																					
業績指標	成果実績(アウトカム)実績/当初目標	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標																		
		実行委員会参加団体数	団体	25/25	25/25	/25																			
				/	/	/																			
	活動実績(アウトプット)実績/当初見込	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標																		
		市民講座実施回数	回	2/2	1/2	/2																			
		単位あたりコスト		575.0	1,150.0																				
市民講座参加人数	人	100/132	36/66	/132																					
単位あたりコスト		11.5	31.9																						
		/	/	/																					
	単位あたりコスト																								

		項 目	評価	評価に対する説明
一次評価 ▽担当課による自己評価△	必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	人権侵害被害者救済システムの構築は重要な課題であり、国や京都府及び府内各自治体と連携した活動は必要である。
		民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	○	
		目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	○	
	効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	○	各実行委員から会費を徴収するなど、経費削減に努めている。
		他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	○	
		コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	○	
	有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	○	国や京都府及び府内各自治体と連携した実行委員会の活動に対する支援は有効である。
		活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	○	
		先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	○	
		目的及び指標等の達成状況に対する評価	これまでの取り組みにより、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が国会で可決されるなど、関係団体との連携により人権救済システムの構築について、一定の成果をあげている。	
	今後の課題及び方向性	より実効性のある法制度の制定を国に対して求めていくため、負担金による継続的な支援が必要である。		
庁内及び外部による評価	二次評価 (庁内) 【行革担当課記入】	所 見		
	三次評価 (外部) 【行革担当課記入】	所 見		
来年度方針	担当課の事業の見直し及び予算要求方針	方針区分	内 容	
	予算への反映 【財政担当課記入】	<input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし		
		予算額の反映状況(対H28)	担当課の見直し・要求方針に対する所見【行革担当課記入】	
		<input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充		

平成29年度 事務事業評価シート

(単位:千円)

事業属性	事業名(コード)	人にいちばん近いまちづくり事業 (730204)			担当課	人権推進室		
	開始年度	昭和53(1978)	終了予定年度	平成37(2025)	作成責任者	衣川正彦		
	施策の大綱	人権・平和の尊重			関連計画等	第3次福知山市人権施策推進計画		
	施策名	人権教育・人権啓発を推進する				-		
	根拠法令等	人権教育・人権啓発推進法			(フラグ1)			
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 国府制度事業 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独事業 <input type="checkbox"/> その他()							
基礎情報	事業目的(あるべき姿)	人権を守り合うことは、社会生活の基本であり、みんなが幸せにいいきと暮らせる社会を築くため、「市民が主体となった人権尊重のまちづくり」を進め、『幸せの舞台…福知山』の創造をめざす。						
	対象者	全市民	対象者数	79,534人(H28.3末)	一人当たりコスト	67.89		
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他 (委託先・実施主体等)						
	事業概要	・人にいちばん近いまちづくり推進会議(10の市民団体)が中心になって、市民の人権尊重と人権意識の高揚を図ることを目的に人権啓発事業を実施する。 ・8月人権強調月間事業、12月人権週間事業に街頭啓発、講演会などの啓発事業を実施する。						
	主な経費と具体的内容(H28実績)	項目		具体的な内容			H28経費	
	講師派遣手数料		人権を考える市民のつどい講師派遣にかかる手数料			848		
	募集広報費		ポスター・チラシ印刷費			94		
	街頭啓発経費		啓発チラシ、啓発物品			162		
	講演会手話通訳等謝礼		手話通訳・要約筆記・保育サポーターへの謝礼			67		
	看板経費		人権を考える市民のつどいにかかる看板			61		
	音響・照明委託料		人権を考える市民のつどいモニタールーム設営			48		
関連事業	人権施策推進計画事業、平和事業							
予算と執行の状況	区分		H27	H28	H29	H30要求		
	事業費	当初予算…①	1,331	1,320	1,320			
		補正予算…②		75				
		繰越し等…③						
	財源内訳	一般財源	335	744	441			
		国支出金			554			
		府支出金	996	651	325			
		地方債						
		その他特財						
	職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	0.51/0	0.51/0	0.51/0			
概算人件費…④		4,080	4,080	4,080				
総事業費(①+②+③+④)…⑤		5,411	5,475	5,400				
執行状況	執行額…⑥		1,176	1,396				
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)		88.4%	100.1%				
業績指標	成果実績(アウトカム)実績/当初目標	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標	
		講演会参加者数	人	700 / 700	700 / 700	/ 700	700	
	活動実績(アウトプット)実績/当初見込	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標	
		講演会の開催回数	回	2 / 2	2 / 2	/ 2	2	
		単位あたりコスト		588.0	698.0			
		人にいちばん近いまちづくり推進会議の開催	回	3 / 3	3 / 3	/ 3		
		単位あたりコスト		392.0	465.0			
		単位あたりコスト		/	/	/		
	単位あたりコスト							

		項目	評価	評価に対する説明
一次評価 ▽担当課による自己評価△	必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	市民に対する人権教育・啓発は行政の責務である。人にいちばん近いまちづくり推進会議(10の市民団体)が中心に実施することで、行政と市民が協働で事業を展開できた。
		民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	○	
		目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	○	
	効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	○	業務執行にあたっては、コストの削減に努めた。
		他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	○	
		コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	○	
	有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	○	人権を考える市民のつどいでの講演は、来場者へのアンケート結果でも非常に好評で、29年度に市内の中学校で同じ講師を招聘する予定である。
		活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	○	
		先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	○	
		目的及び指標等の達成状況に対する評価	8月の人権強調月間、12月の人権週間中に街頭啓発や講演会等を開催することにより、目標の参加者数700人を達成、市民の人権意識の高揚につなげることができた。 平成28年度については、8月は平和をテーマとして「杉原千畝の一人芝居」を、12月については障害のある人の人権をテーマとして佐野有美さんの講演会を開催した。	
	今後の課題及び方向性	市民参画による事業として、講演会等の実施方法、内容等を検討し、より啓発効果がある事業としていくことが求められる。		
庁内及び外部による評価	二次評価 (庁内) 【行革担当課記入】	所 見		
	三次評価 (外部) 【行革担当課記入】	所 見		
来年度方針	担当課の事業の見直し及び予算要求方針	方針区分	内 容	
	予算への反映 【財政担当課記入】	<input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし		
		予算額の反映状況(対H28)	担当課の見直し・要求方針に対する所見【行革担当課記入】	
		<input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充		

人にいちばん近いまちづくり福知山市実行委員会

(設置目的)

福知山市実行委員会は、1985年、市長を実行委員長として「部落解放基本法制定要求国民運動福知山市実行委員会」を組織し、中央・府実行委員会と連携して部落解放基本法を求める運動を進めてきました。

また、さまざまな人権問題の解決に取り組むため、第19回大会において、人にいちばん近いまちづくり福知山市実行委員会へと改称し、2006年1月の三和町・大江町・夜久野町の福知山市への編入合併に伴い、第22回大会において、部落解放・人権政策確立要求福知山地区実行委員会を吸収して現在に至り、人権侵害救済法を求める活動を行なっています。

《実行委員会構成団体》

福知山市社会人権教育推進委員会	福知山市企業人権教育推進協議会
福知山市部落解放研究会	部落解放同盟福知山地区協議会
福知山市公民館連絡協議会	福知山市PTA連絡協議会
福知山市連合婦人会	下六人部地区人権教育推進協議会
福知山市立幼稚園PTA連絡協議会	福知山市民生児童委員連盟
福知山市社会福祉協議会	福知山市身体障害者団体連合会
福知山市老人クラブ連合会	福知山市仏教会
京都丹の国農業協同組合福知山支店	福知山商工会議所
一般社団法人長田野工業センター	連合京都福知山地区協議会
福知山地区保護司会	長田野労働者連絡協議会
福知山医師会	丹波歯科医師会
福知山市立学校校長会	福知山三私学校長会
JR西日本旅客鉄道株式会社福知山支社	

○団体	25 団体
○自治会運営委員	32 人
○個人	8 人
計	25 団体、40 人

人にいちばん近いまちづくり事業

(設置目的)

本市では、全市民を対象に昭和53年から12月の人権週間にあわせて「人権を考える市民のつどい」を毎年開催しています。また、平成5年度からは8月を人権強調月間と定め、人権・平和に関わるさまざまな事業を展開しています。

これらの事業は、当初『人権を考える市民のつどい実行委員会』によって取り組まれてい

ましたが、現在は発展的に移行した『人にいちばん近いまちづくり推進会議』が中心となり、「愛と平和のメッセージ」をメインテーマに市民啓発事業として開催しています。

今後も市民の参画による「幸せの舞台福知山」をめざして、人権啓発事業の推進を進めたいと考えています。

《推進会議構成団体》

福知山市民生児童委員連盟

福知山市公民館連絡協議会

福知山市幼稚園PTA連絡協議会

福知山市企業人権教育推進協議会

福知山市社会福祉協議会

福知山市連合婦人会、

福知山市PTA連絡協議会

福知山市身体障害者団体連合会

福知山市子ども会指導者連絡協議会

福知山市老人クラブ連合会

○社会教育団体 10団体

人にいちばん近いまちづくり福知山市実行委員会 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、人にいちばん近いまちづくり福知山市実行委員会と称し、事務局を福知山市市民人権環境部人権推進室に置く。

(目的)

第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別撤廃に向けた法施策の整備や人権啓発活動の推進を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、市民との協働により次の活動を行なう。

- (1) 調査・研究事業
- (2) 啓発・広報活動
- (3) 要請活動
- (4) その他目的達成に必要な活動

(組織)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する、福知山市に在住または勤務する個人及び団体によって組織する。

(機関)

第5条 本会に、全体会及び常任幹事会を置く。

2 全体会は、本会の決議機関として、役員と参加個人及び参加団体代表で構成し、毎年1回開催する。

3 常任幹事会は、本会の執行機関として、委員長、副委員長、事務局長、事務局次長、常任幹事で構成する。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置き、全体会で選出する。ただし、常任幹事については委員長が指名する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 常任幹事 若干名
- (6) 会計監査 若干名

2 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

3 役員のほか、顧問を若干名置くことができる。

(会計)

第7条 本会の会計は、会費・交付金・その他の収入によってまかなう。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この会則は、昭和55年10月27日より施行する。

附 則

この会則は、昭和60年8月5日より施行する。

附 則

この会則は、昭和62年6月9日より施行する。

附 則

この会則は、平成16年3月8日より施行する。

附 則

この会則は、平成29年6月23日より施行する。

「人にいちばん近いまちづくり事業」実施要綱

1. 目的 人権を守り合うことは、社会生活の基本であり、みんなが幸せにいきいきと暮らせる社会を築くため、「市民自身がまちづくりの担い手」となった『幸せの舞台…福知山』の創造を期す。

2. 具体的目標

『幸せの舞台…福知山』づくり

市民憲章に謳われている、ふるさと福知山を“幸せの舞台”にするための理念を広く市民に訴える機会とする。

人権・平和の確立

同和問題・女性・子ども・高齢者・障害のある人の人権問題などあらゆる人権問題についての市民の理解や人権問題解決のための意識の高揚を図る機会とする。

市民参画

- ・「人権強調月間推進事業」（8月）や「人権週間推進事業」（12月）について、企画から進行まで幅広い市民団体の参画を求め、人権啓発の機会をより一層充実発展させる。
- ・行事に参加される市民一人ひとりがメッセージの発信者になるために文章、絵画、写真、音楽、演劇などの啓発スタイルに一層工夫を重ね、事業を継続発展させる。

3. 推進会議の設置

上記のテーマ、目的、具体的目標を具現化するため推進会議を設置し、事業の企画・実施にあたるものとする。推進会議は、今後の本市における市民参画による人権啓発の基盤とし、組織の充実を図る。

組織の構成は、個人及び団体等を問わないものとする。

4. 推進会議の構成

福知山市民生児童委員連盟

福知山市連合婦人会

福知山市公民館連絡協議会

福知山市PTA連絡協議会

福知山市幼稚園PTA連絡協議会
福知山市企業人権教育推進協議会
福知山市社会福祉協議会

福知山市身体障害者団体連合会
福知山市子ども会指導者連絡協議会
福知山市老人クラブ連合会

5. 推進会議事務局の編成

(主管課) 市民人権環境部人権推進室 (担当課) 市長公室秘書広報課
地域振興部まちづくり観光課
福祉保健部子育て支援課
福祉保健部社会福祉課
福祉保健部高齢者福祉課
教育委員会事務局生涯学習課
教育委員会事務局学校教育課

6. 事業内容

- ・人権強調月間推進事業(8月)
- ・人権週間推進事業(12月)

7. 実施主体

- ・主 催 人にいちばん近いまちづくり推進会議/
人にいちばん近いまちづくり福知山市実行委員会/
福知山市/福知山市教育委員会
- ・後 援 福知山市市民憲章推進協議会

附則

この要綱は平成8年6月25日から施行する。
この要綱は平成21年4月1日から施行する。
この要綱は平成22年5月25日から施行する。
この要綱は平成24年4月1日から施行する。
この要綱は平成24年10月1日から施行する。
この要綱は平成25年4月1日から施行する。
この要綱は平成29年4月1日から施行する。

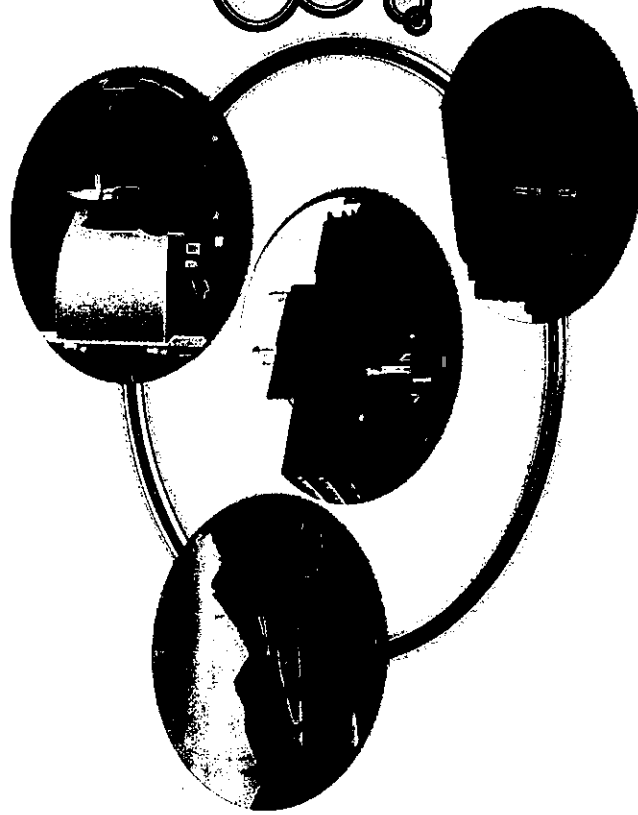
平成29年度 事務事業評価シート

(単位:千円)

事業属性	事業名(コード)	施設マネジメント事業 (810542)		担当課	資産活用課		
	開始年度	平成27(2015)	終了予定年度	平成31(2019)	作成責任者	大嶋 康成	
	施策の大綱	行政改革の推進			関連計画等	公共施設マネジメント基本計画	
	施策名	時代のニーズに即応した行政経営の推進をする				公共施設マネジメント実施計画	
	根拠法令等				(フラグ1)		
事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 国府制度事業 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独事業 <input type="checkbox"/> その他()						
基礎情報	事業目的(あるべき姿)	公共施設マネジメントを推進することにより、施設総量の削減に加え、施設の管理について適正かつ効率的な運用を行うため、公共施設の運営状況を評価する取り組みを実施することにより、運営方法を見直しを行い、公共施設サービスの向上を図る。					
	対象者	全公共施設	対象者数	734施設	一人当たりコスト	-	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他 (委託先・実施主体等)					
	事業概要	公共施設マネジメント計画により、公共施設の再配置(更新・統合・移譲・廃止)を推進する。施設の有効な管理手法として、指定管理者制度を有効に機能させるため、第三者評価委員会による評価制度を実施する。					
	主な経費と具体的内容(H28実績)	項目	具体的な内容		H28経費		
予算と執行の状況	区分		H27	H28	H29	H30要求	
	事業費	当初予算...①	9,639	5,424	5,580		
		補正予算...②	0	0	0		
		繰越し等...③	0	0	0		
	財源内訳	一般財源	2,639	5,424	5,580		
国支出金		7,000	0	0			
府支出金		0	0	0			
地方債		0	0	0			
その他特財		0	0	0			
職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	4.03/0	4.03/0	4.03/0			
	概算人件費...④	32,240	32,240	32,240			
総事業費(①+②+③+④)...⑤		41,879	37,664	37,820			
執行状況	執行額...⑥	9,525	4,343				
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)	98.8%	80.1%				
業績指標	成果実績(アウトカム)実績/当初目標	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
	活動実績(アウトプット)実績/当初見込	公共施設削減面積	m ²	3,989/11,360	5,246/4,168	/5,315	45,298
		単位あたりコスト		2.4	0.9		
	指定管理者制度第三者評価委員会	単位あたりコスト		-	4/3	/	
		単位あたりコスト		/	/	/	
単位あたりコスト							

		項目	評価	評価に対する説明
一次評価 ▽担当課による自己評価△	必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	行財政改革の柱となる事業である。公共施設に関するコスト削減や市民サービスの向上を目指すものである。
		民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	○	
		目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	○	
	効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	○	公共施設のムダを解消するため、公共施設の再配置(更新・統合・移譲・廃止)を着実に推進する事業である。
		他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	○	
		コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	○	
	有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	○	全体的な取組の基本方針と目標を定めると同時に施設機能別の再配置方針および目標を定めた。社会情勢の変化を分析しつつ、定期的に計画の見直しを行う。
		活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	○	
		先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	○	
目的及び指標等の達成状況に対する評価	計画の進捗状況について、平成27年度・28年度(未確定)累計での完了実績は当初目標を下回っているが、短期計画5年間(H27～H31)で削減目標とした148施設(45,298㎡)のうち130施設以上で自治会等の関係者と協議を開始しており、平成28年度末時点の着手率は約90%となっている。短期計画の策定が平成27年10月であったため、計画の進捗に遅れを生じているが、計画期間中の目標達成に向けて、引き続き自治会等の関係者と協議を進めて計画の進捗を図っていく。			
今後の課題及び方向性	短期計画に基づき、個々の施設について公共施設の再配置(更新・統合・移譲・廃止)を着実に進めていくために、逐次進捗状況を把握し、推進上の課題に対応した取組方法等の検討や見直しを図る必要がある。平成29年度以降についても推進上の課題に対応するため、計画の見直しを行いながら、次期短期計画(H32～36)の策定準備を進め、公共施設マネジメントを推進する。公共施設のより適正な管理運営を図るため、指定管理施設については、第三者評価委員会により指定期間の中間年に中間評価を実施し、公共施設として管理運営の適正化を図る。また、施設の現状や特性に応じてもっとも効果的・効率的な手法であるかについても検討、評価を行う必要がある。			
庁内及び外部による評価	所 見			
	二次評価 (庁内) 【行革担当課記入】			
	所 見			
	三次評価 (外部) 【行革担当課記入】			
来年度方針	担当課の事業の見直し及び予算要求方針	方針区分	内 容	
	予算への反映 【財政担当課記入】	<input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし		
		予算額の反映状況(対H28)	担当課の見直し・要求方針に対する所見【行革担当課記入】	
		<input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充		

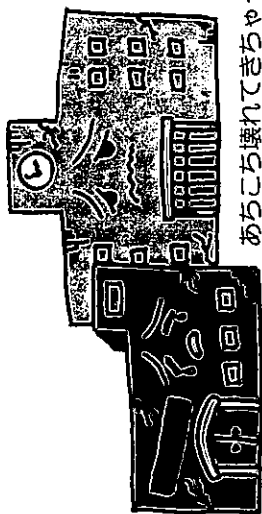
福知山市 公共施設マネジメント計画の取り組み



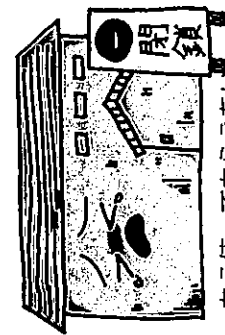
公共施設の適正配置と公共施設サービス質の向上を目指し、子や孫の世代までを見通した地域の将来を考えましょう。

1. 公共施設の更新問題とは？

公共施設のあり方を抜本的に見直す時期にきています！



あちこち壊れてきちゃった



もう使ってもらえない

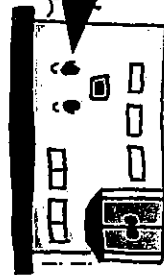
一斉に建設した公共施設は一斉に老朽化し、いま改修等の手を加えなければ良好な状態で使えなくなります。

地震に耐えられそうにないわ...

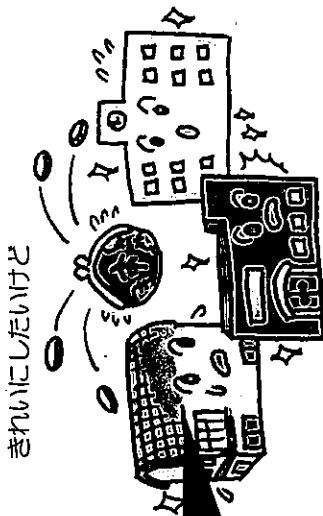
高齢化など市民ニーズの変化に 대응する必要がある。合併による機能の重複も残されています。

公共施設の更新問題

全ての施設をそのまま維持するには膨大な費用がかかり、負担も大変になります。



同じような施設もあるよ市民ニーズに合わない施設も



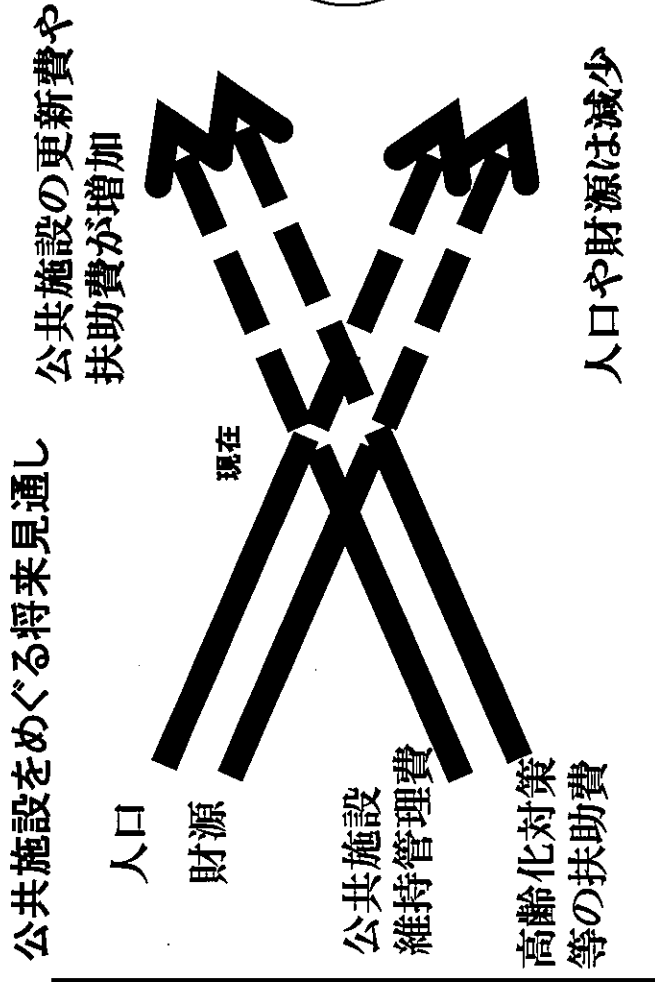
きれいにしたいけど

公共施設のあり方を抜本的に見直す時期に！

全部の施設をピカピカに更新すると財政が破たんしちゃう！

1. 公共施設の更新問題とは

今、公共施設のあり方が、市と市民の将来に関わる大きな問題となっています!!



かつて、潤沢な財源（税金）をベースに自治体が「あれもこれも」と公益サービスを担ってきた時代がありました。
しかし、少子化・超高齢化が進む中、行政があらゆる市民ニーズに対応するサービスを提供することは不可能です。
今後、持続可能な行政サービスを提供していくためには、行政が行うべきサービスと民間等にゆだねるべきサービスなどを仕分けして、限られた財源の使い道を選択し、集中していく必要があります。

- このままでは、私たちの子どもや孫の世代に「公共施設の更新コスト」という大きな負担を残すこととなります
- そのため、700施設以上にものぼる公共施設（ハコモノ）から本当に必要なものを選択する必要があります

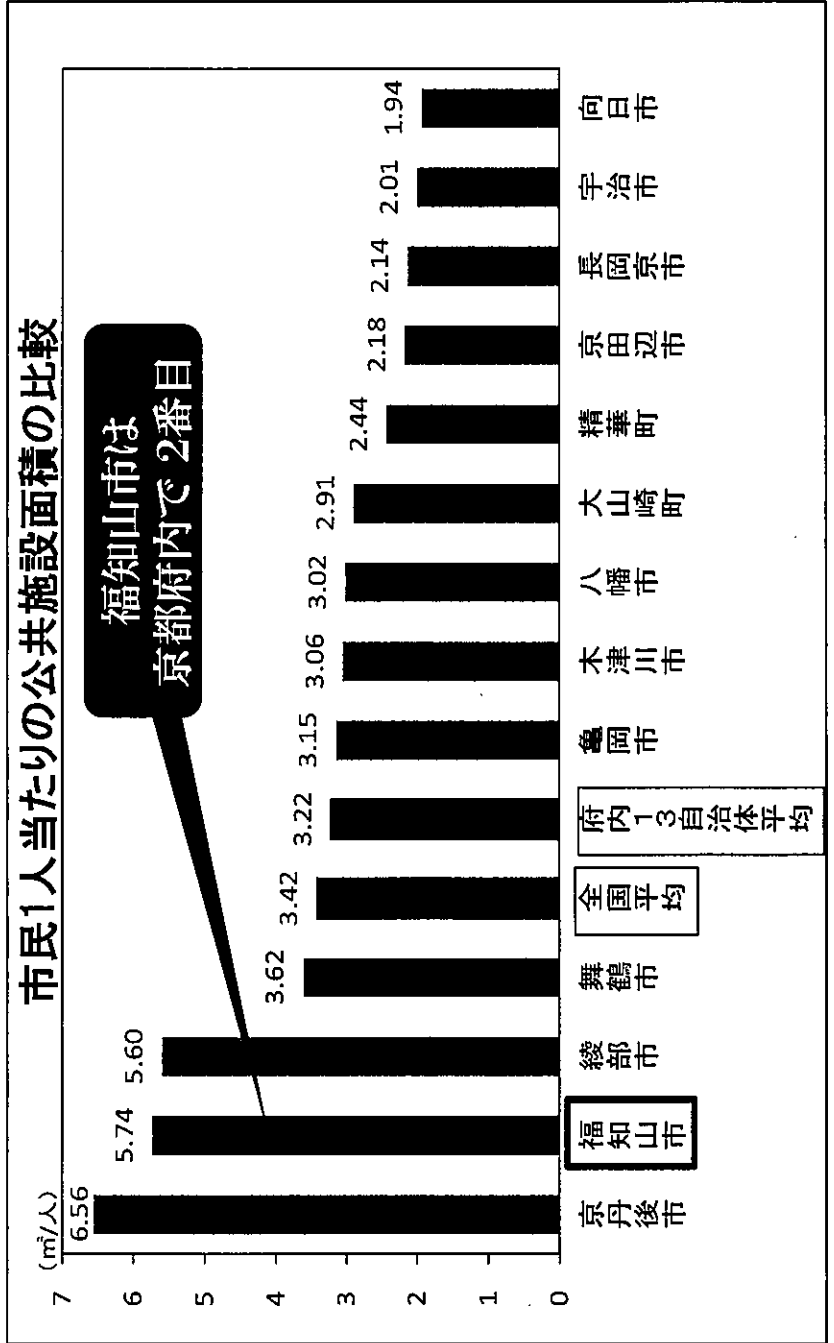
1. 公共施設の更新問題とは

福知山市における公共施設の更新問題

【多くの公共施設を保有しており、

維持管理や更新の経費が増加する】

- 全市の公共施設の総数700施設以上で、その延床面積は約46万㎡。
- 人口1人当たりの面積は5.7㎡で、全国平均の約1.7倍、また京都府内では京丹後市に次いで2番目に大きい。
- そのため、全ての公共施設(ハコモノ)を現在のままの状態で持ち続けることは財政的に不可能。



資料：
 全国平均は東洋大学PPP研究センター「全国自治体公共施設延床面積データ分析結果報告」(H22.3時点データ)。
 府内は自治体の統計書等でデータが把握できた13自治体。延べ床面積は概ね平成23年度末現在で、人口は平成24年3月末住民基本台帳人口。

2. 公共施設マネジメントの考え方

公共施設の「マネジメント」が必要です！

- 将来にわたって持続可能な都市を目指すことが、今日、都市経営の最も重要な課題です。
- 市が保有する全ての施設について、全体として福知山市の身の丈に合い、将来にわたって維持することができるよう最適な施設配置(公共施設マネジメント)を検討することが大切です。
- 公共施設マネジメントとは、平均的・網羅的にバランスを取ることではなく、現在及び将来の市民にとって本当に必要なもの、価値のあるものを選びすぐって継承していくこと、すなわち公共施設の「選択と集中」を行うことです。

福知山市公共施設マネジメント計画

基本姿勢

過去の取組を踏まえ、現在の暮らしを守り、未来の世代に責任を持つ

人口、財政の長期的な見通しのもと、長期、中期、短期の目標を立てて公共施設の削減を進めます。

■ 将来の人口や財政の枠内で持続可能な自治体経営を行うため長期を見通した公共施設の将来フレーム(財政、人口など身の丈にあった公共施設総量)を定めます。

★ 目標: 建物延床面積で約4割(約20万㎡)の削減

■ 10年を期間とした『公共施設マネジメント基本計画』(施設機能別のマネジメント方針)を定めます。

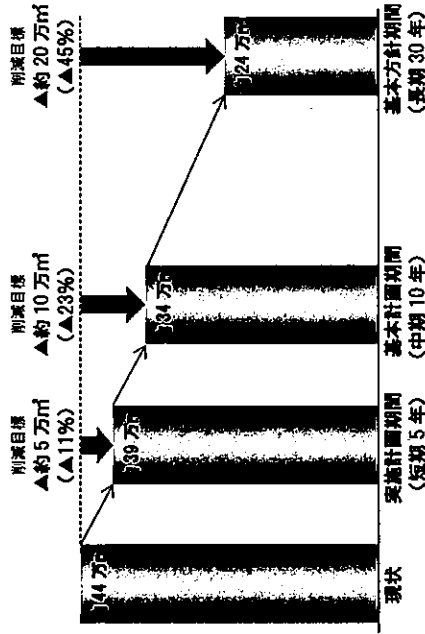
★ 目標: 建物延床面積で約2割(約10万㎡)の削減目標

■ 基本計画の前期実施計画『公共施設マネジメント実施計画』として施設機能別の具体的な再配置(削減)計画を定めます。

★ 目標: 延床面積で約1割(約5万㎡)の削減、順次実施

公共施設の将来目標(削減目標)

(社会情勢の変化を分析しつつ、定期的に目標の見直しを実施)



公共施設再配置の基本的な考え方

① ムダの解消

- 公共施設のムダの解消
- 新たな公共施設の建設は、既存施設のスクラップ&ビルドを条件に

② 施設重視から機能重視への転換

- 公共サービス内容の吟味と民間サービスの活用
- 「1機能・1施設」の縦割型サービスからの脱却
- フルセット配置から地域特性に応じた配置へ

③ 市民協働による再配置

- 補完性の原理
- 市民の主体的な地域経営を行政がバックアップするという役割分担を確立

実施計画期間
短期5年…約5万㎡削減

基本計画期間
中期10年…約10万㎡削減

基本方針期間
長期30年…約20万㎡削減

公共施設マネジメント計画の全体構成

基本方針

◆H26.9 策定

- ・マネジメントの必要性
- ・マネジメント基本指針
- ・短期・中期・長期のスケジュールと削減目標量
- ・再配置の考え方
- ・市民への説明責任

基本計画

◆H27.3 策定

- 1.はじめに
- 2.福知山市公共施設の現況及び将来の見通し
- 3.公共施設マネジメント基本指針
- 4.公共施設の再配置
- 5.公共施設の管理運営
- 6.公共施設の維持更新
- 7.公共施設の機能別の取組方向
 - 7-1 ハコモノ
 - 7-2 インフラ
- 8.その他の取組
- 9.マネジメントの推進

➤ 福知山市公共施設マネジメント基本計画は、「公共施設等総合管理計画」として策定したものです。

実施計画(H27～H31)

◆H27.10 策定

- はじめに
実施計画の目的
- 1.公共施設マネジメントの効果
 - (1) 財政支出の適正化
 - (2) 公共施設サービスの質の向上
 - (3) まちづくりビジョンの明確化
 - 2.公共施設の再配置
 - (1) 再配置実施計画の枠組み
 - (2) 機能別公共施設再配置実施計画
 - (3) 地域別公共施設再配置実施計画
 - (4) 更新、集約化・複合化、転用、除却計画
 - (5) 公用施設の機能集約計画
 - 3.公共施設の运营管理
 - (1) 公共施設の管理運営手法
 - (2) 受益者負担の適正化
 - 4.進捗管理
 - (1) マネジメントの進捗管理と仕組

みの整備

* マネジメントガイドラインの作成
推進の基本的な考え方と実務に関する留意事項を規定

公共施設マネジメントの効果 「財政支出の適正化」

■ 実施計画(短期5年)の取組みによる施設更新費(及び大規模改修費)の削減効果(累計額)

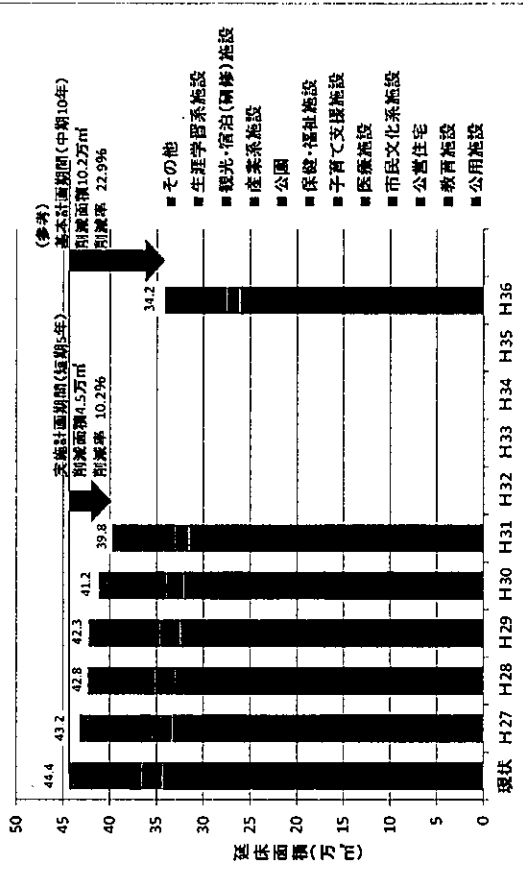
項目		削減効果
公共施設削減面積*		45,298 m ²
基本計画時点に対する削減率*2		10.2%
更新費(大規模改修・建替費用)の将来削減効果*3		144 億円
施設管理費用削減効果	実施計画期間(短期(5年))	1.5 億円
事業運営費用削減効果	実施計画期間(短期(5年))	8.7 億円
効果		
参考		

*1 実施計画による削減面積

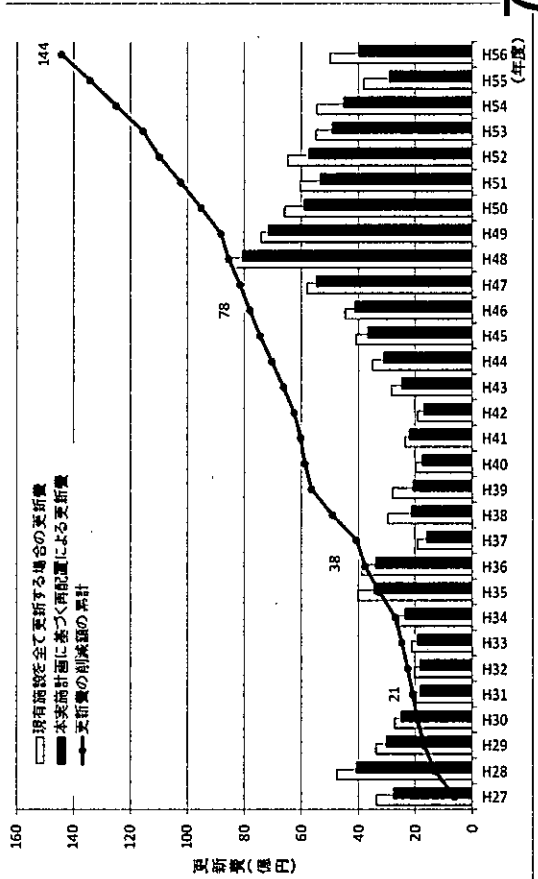
*2 上記の公共施設削減面積を公共施設総面積44.4万m²(基本計画において更新費推計の対象とした用途廃止財産を除く公共施設面積)で除した比率。

*3 実施計画に基づいて公共施設を削減することにより、基本方針期間(長期30年)の間に削減される更新費。

■ 実施計画(短期5年)の取組みによる施設削減面積



■ 実施計画(短期5年)の取組みによる施設更新費(及び大規模改修費)の削減効果(累計額)



マネジメント実施計画 公共施設の再配置

公共施設の評価と機能別再配置実施計画

個々の公共施設について、再配置(更新・統合・移譲・廃止)の具体的な方針と実施スケジュールを定め、それらを地域(中学校区)別にわかりやすく整理していきます。

また、公共施設の更新、集約化・複合化、除却に係る具体的な計画を定めています。

■機能別公共施設再配置実施計画(機能別アプローチ)
○施設の概要

施設区分	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		
施設の設置目的	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		
施設概要	施設数	○○	総面積(m ²) ○○
	施設数	○○	総面積(m ²) ○○

◎施設の評価

施設名称	面積	学区	施設の評価	方針	
				短期	中期
○○○○			◎ ○ △ ◎ ○ △	存	廃
			方針決定の根拠となる評価		止
			稼働率 %	○ △ ◎ ○ △ ◎	廃
○○○○			稼働率 %	○ △ ◎ ○ △ ◎	止
			方針決定の根拠となる評価		-

■「ポートフォリオ」等による優先順位の検討

有効利用 市民ニ一 ス 高	更新 または 統合	更新 または 統合	更新
低利用 市民ニ一 ス 中	統合 または 移譲	統合 または 移譲	更新 または 統合
未利用 市民ニ一 ス 低	廃止	廃止	統合 または 移譲

民間・代替
可能施設

準義務的
施設

義務的
施設

◎施設再配置実施計画

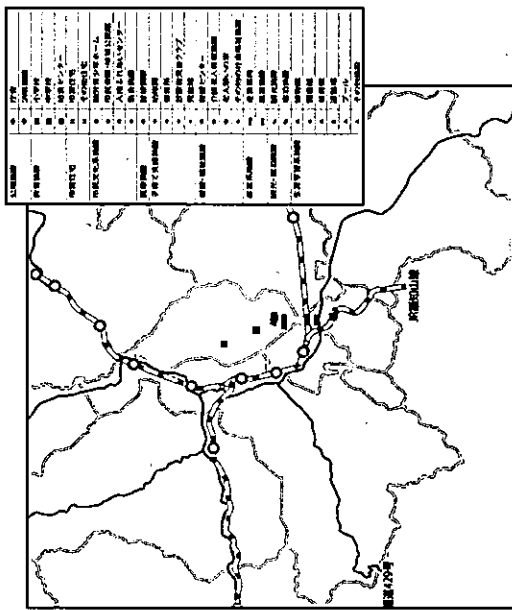
施設名	再配置の区分	短期取組					中期取組
		27	28	29	30	31	
○○○○	民間移譲		→	■			
○○○○	廃止				↑		
○○○○	統合					○ ○ へ 統合	

地域別再配置実施計画

現在の公共施設の機能配置とマネジメント計画について中学校区毎に紹介します。

中学校区毎に色分けした地図に、現在の公共施設を图示するものです。
 合わせて、中学校区ごと高齢者比率と高齢者人口動向を掲載することにより、地域の現状を踏まえた将来的な公共施設の再配置を検討する資料とするものです。

■ 公共施設の配置
 (桃映中学校区(例示))



■ 公共施設の再配置
 (桃映中学校区(例示))

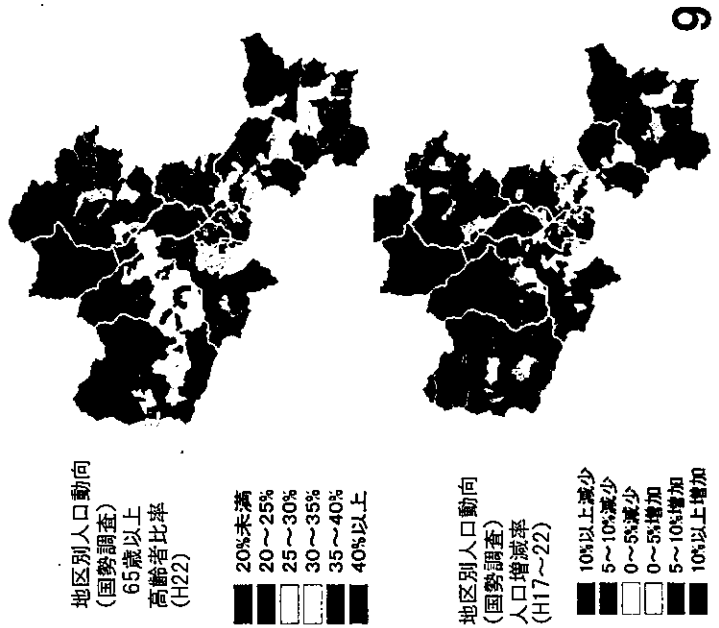
施設名	種別	面積 (㎡)	設置年	備註
小学校区	小学校	10,000	1985	大正小学校
中学校区	中学校	3,000	1985	桃映中学校
体育施設	体育館	2,000	1985	桃映中学校体育館
公民館	公民館	2,000	1985	桃映公民館
児童遊園地	児童遊園地	1,000	1985	桃映児童遊園地
公園	公園	10,000	1985	桃映公園

施設名	種別	面積 (㎡)	設置年	備註
小学校区	小学校	10,000	1985	大正小学校
中学校区	中学校	3,000	1985	桃映中学校
体育施設	体育館	2,000	1985	桃映中学校体育館
公民館	公民館	2,000	1985	桃映公民館
児童遊園地	児童遊園地	1,000	1985	桃映児童遊園地
公園	公園	10,000	1985	桃映公園

■ 人口動向(参考)

【視点】
 ・地区別の人口増減の動向を踏まえた公共施設利用ニーズ(量)の見通しの基礎とする

【概況】
 ・周辺部では5年間の人口減少割合が10%を超えているが、中心部では10%以上増加している地区も見られる



* 左図:現在の施設配置を图示
 右表:施設の床面積及び再配置計画について表示

マネジメントガイドライン

公共施設の再配置を進めるにあたって、地元住民や事業者など、施設の利用や管理運営に関わる主体との間で協議・合意すべき譲渡条件、更新・改修条件、管理運営手法、受益者負担等のあり方や公共施設の整備手法等について、「公共施設マネジメント実施計画」の別冊として「マネジメント ガイドライン」を作成します。

マネジメント ガイドラインの構成

- (1) マネジメント推進の基本的な考え方
 - (2) 合意形成に関する事項
 - (3) 公共施設の民間移譲に関する事項
 - (4) 用途廃止財産の処分に関する事項
 - (5) 再配置対象施設の基本調査に関する事項
 - (6) 公共施設の整備に関する事項
- ※必要に応じて見直しを図り、改定します。

公共施設の管理運営

再配置後の公共施設のよりよい管理運営に向けて、指定管理者制度の改善や受益者負担の考え方について整理します。

(1) 指定管理者制度の改善－第三者評価制度の導入

指定管理者制度の有効性を高めるため、毎年実施している市所管部署によるモニタリングと合わせて、第三者評価制度を導入します。

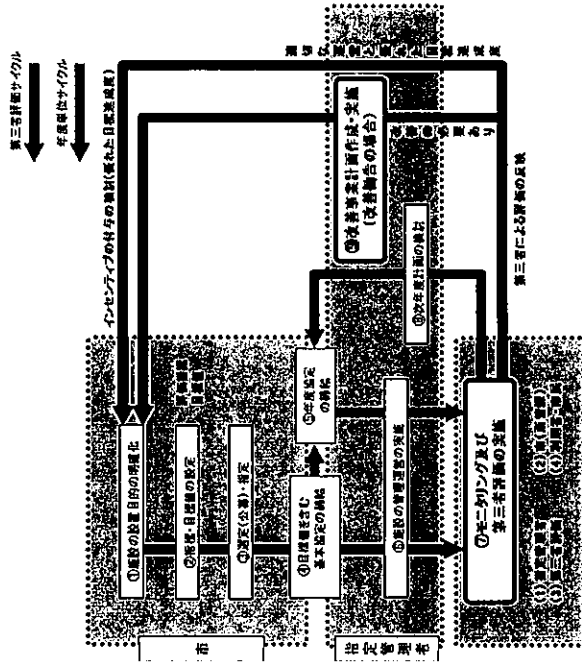
第三者評価制度は、専門性を有する第三者が、指定管理者が管理する公共施設のサービスの質を、社会的に要求される「望ましい水準」に照らして客観的に評価する仕組みです。この仕組みにより、指定管理者の目標達成に向けた取組を促しながら、市と指定管理者の良好なパートナーシップを形成していきます。

さらに、第三者評価結果の公表を通じて、公共施設の運営状況やサービス改善に向けた市並びに指定管理者の取組姿勢を示し、公共施設のあるべき姿について市民の皆様と共に考える大切な役割を担うものです。

(2) 受益者負担の適正化

行政サービスに要するコストに対して、受益者が負うべき適正な負担水準を設定し、必要な見直しを行います。具体的には、次の取組みを行います。

- ★ 各種使用料・手数料等の見直しにあたっては、施策目的、サービスの内容、国・府等の基準や他の市町村との比較や市内類似施設との比較、過去の見直し状況などの分析を行い、市民生活への影響を十分考慮して取組を進める。
- ★ 現在行っている公共施設の無償貸与の状況や各種減免制度についても再検証を行う。
- ★ 一律の引き上げではなく、個々の政策目的も踏まえて検討を行う。



平成27年度実施計画進捗状況

取組目標		平成27年度の実施状況(件数) ※未着手は除く						
実施計画上の分類	施設数(件数)	2 着手済	3 課題の明確化	4 合意	5 事業中	6 完了	着手済計(2~6) ※0は着手率	合意済計(4~6) ※0は合意率
全体削減 総施設数 進捗	148	70	11	35	13	5	134 (90.5%)	53 (35.8%)
短期(5年間)	116	77	6	0	0	0	83	0
中期(5~10年間)	470	16	2	7	9	3	37	19
10年以降	734	163	19	42	22	8	254	72
合計								

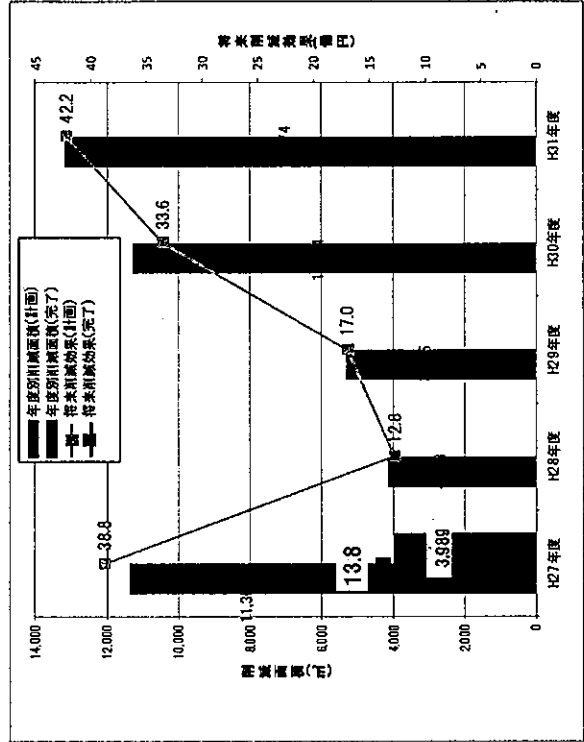
公共施設マネジメント実施計画に基づく公共施設の再配置の取組みは、短期削減目標とした148施設のうち着手済134施設(90.5%)、合意済53施設(35.8%)となっています。

平成27年度中に全体では254施設が着手済でありそのうち72施設については合意済となっています。

H27年度 (○)内は施設数	
年度別削減計画面積	11,360㎡(14)
実績(完了)	3,989㎡(8)
年度達成率	35.1%
計画達成率	8.8%
累計削減率	0.9%
更新費削減額	1,383百万円

* 年度達成率: 当該年度の削減実績面積/当該年度の削減計画面積
 * 計画達成率: 当該年度までの累計削減実績面積/実施計画5年間の削減計画 (45,298㎡)
 * 累計削減率: 当該年度までの累計削減実績面積/マネジメント対象施設延床面積(443,712㎡)

【各年度の削減計画面積とそれに伴う更新費の将来削減効果グラフ】



3. 公共施設マネジメントの取組み

公共施設エリアマネジメント～公共施設の集約化・複合化の検討～

公共施設マネジメントの次の段階として、施設の集約・複合化を図るため地域に複数ある公共施設の集約・複合化についてエリアマネジメントの観点から行政・地元住民・施設利用者・関係事業者等が協働で方向性の検討を行いたいと考えています。

平成28年度

個別施設の集約化・複合化の検討のプロセスから得た課題や留意事項を整理し、集約化・複合化の考え方と集約化・複合化の進め方を整理し、その内容を『マネジメント・ガイドライン』に記載しました。

平成29年度

平成28年度に整理した内容を基に大規模改修時に耐用年数等を考慮し、集約化・複合化を行なうための『エリア別のモデル計画』の策定を計画しています。

『エリア別のモデル計画』策定にあたっては公立大学と連携し、地域とともにワークショップを開催し、市民協働による『新たなまちづくり』の検討を行い、マネジメント計画の推進図ります。

指定管理者制度第三者評価委員会

第三者評価委員会の役割

指定管理者制度における公の施設の管理運営等について、第三者として評価・指導

- ・指定管理者制度適用の基準及び導入の適否について評価
- ・指定管理者募集における評価指標及び目標値設定の指導
- ・業務計画書及び管理運営報告に対する評価・指導
- ・評価結果の事業者への反映方法（インセンティブ・ペナルティ）及び緊急対応等に関する市長への答申

委員会の構成

- 学識経験者
公共施設マネジメントを踏まえた「公の施設のあり方」や公共施設の適切な運用など、幅広い知見に基づいて指定管理者の活動成果により評価・指導
- 学識経験者
監査制度や業績管理及び評価などの調査・研究を踏まえて、指定管理者制度の運用も含め、幅広い知見に基づいて指定管理者の活動成果により評価・指導
- 税理士
会計、税務の専門的知識のもと、指定管理者の決算に係る評価をはじめ、指定管理者の事業活動の成果に係る評価・指導
- 中小企業診断士
指定管理者の経営指標などの評価指標を分析し、経営の視点から当該指定管理者の事業活動の成果に係る評価・指導
- 公認会計士
会計、税務及び監査の専門的知識のもと、特に監査の視点で収益施設の決算に係る評価をはじめ、当該指定管理者の事業活動の成果に係る評価・指導

福知山市はマネジメント実施計画に基づき、市民と行政の協働の取り組みとして真摯に議論し、個々の施設の具体的なマネジメントに取り組みます。

平成29年度 事務事業評価シート

(単位:千円)

事業属性	事業名(コード)	駅周辺公共施設管理事業 (110184)			担当課	都市整備課	
	開始年度	平成22(2010)	終了予定年度	平成32(2020)	作成責任者	丸山 政幸	
	施策の大綱	公共交通の最適化			関連計画等	-	
	施策名	利用しやすい鉄道機能確保する				-	
	根拠法令等	-			(フラグ1)		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 国府制度事業 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独事業 <input type="checkbox"/> その他()						
基礎情報	事業目的(あるべき姿)	福知山駅を利用する通勤者・通学者、福知山駅周辺への買い物客、福知山駅への送迎者の利便性を向上させるとともに、不法駐輪及び不法駐車を抑止し、歩行者等の安全確保、良好な都市空間の形成を図る。					
	対象者	福知山駅を利用する通勤者・通学者、福知山駅周辺への買い物客、福知山駅への送迎者	対象者数	175,000	一人当たりコスト	0.31	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他 (委託先・実施主体等)					
	事業概要	市営福知山駅東駐輪場、市営福知山駅西駐輪場、市営駅南口広場駐車場、市営駅北口広場駐車場の管理運営					
	主な経費と具体的内容(H28実績)	項目	具体的な内容			H28経費	
		賃金	臨時職員賃金(10月から3月分)			3924	
		需用費	公衆用トイレ・駐輪場施設光熱水費、修繕料、消耗品費等			2247	
役務費		施設保険料、郵送料、電話代、廃棄物搬入手数料			117		
委託料		指定管理料、公衆用トイレ・駐輪場清掃			10464		
使用料及び賃借料		駐車場・駐輪場管理システム賃借料等			22409		
	備品購入費	管理事務所エアコン購入費、駐輪場消火器購入費			186		
関連事業							
予算と執行の状況	区分		H27	H28	H29	H30要求	
	事業費	当初予算...①	47,434	41,690	43,526		
		補正予算...②	0	1,627	0		
		繰越し等...③	0	0	0		
	財源内訳	一般財源	28,667	24,550	18,967		
		国支出金	0	0	0		
		府支出金	0	0	0		
		地方債	0	0	0		
		その他特財	18,767	18,767	24,559		
	職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	1.4/0	1.4/0	1.4/0		
概算人件費...④		11,200	11,200	11,200			
総事業費(①+②+③+④)...⑤		58,634	54,517	54,726			
執行状況	執行額...⑥	44,787	39,352				
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)	94.4%	90.8%				
業績指標	成果実績(アウトカム)実績/当初目標	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		駅周辺の撤去自転車数	台	26	21		0
		駐輪場定期利用稼働率	%	64	59		61
	活動実績(アウトプット)実績/当初見込	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		駐輪場使用料	千円	12939	13055		13059
		単位あたりコスト					
指定管理料及び機器賃借料	千円	41660	38465		35364		
単位あたりコスト							
駐輪場総利用台数	台	288861	268683		278772		
単位あたりコスト							

		項目	評価	評価に対する説明
一次評価 ▽担当課による自己評価△	必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	駐輪場については、大部分の利用者が福知山駅を利用する通学者であることから、鉄道利用の促進、通学手段の確保という観点からも必要不可欠である。
		民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	○	
		目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	○	
	効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	○	管理運営については、指定管理者に委託し、人件費や、施設管理に係る経費の削減に努めている。
		他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	○	
		コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	○	
	有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	○	当初の設置目的は達成しており、収入や利用者数は横ばいで推移している。
		活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	○	
		先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	○	
		目的及び指標等の達成状況に対する評価	・福知山駅の利便性の向上が図れるとともに不法駐車や不法駐輪を抑制することで、歩行者の安全確保ができ、良好な都市空間の創出に寄与できた。	
	今後の課題及び方向性	・設置当初の目的は達成しており、今後は、駐輪場の利用状況により、施設のあり方を検討する必要がある。		
庁内及び外部による評価	二次評価 (庁内) 【行革担当課記入】	所 見		
	三次評価 (外部) 【行革担当課記入】	所 見		
来年度方針	担当課の事業の見直し及び予算要求方針	方針区分	内 容	
	予算への反映 【財政担当課記入】	<input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし		
		予算額の反映状況(対H28)	担当課の見直し・要求方針に対する所見【行革担当課記入】	
		<input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充		

駅前広場等施設概要

1 施設概要

区分	名称		所在地	面積	利用形態	備考
福知山駅前広場	福知山駅南口広場	福知山駅南口広場駐車場	福知山市駅前町1037番地	5,000.00㎡	一時	屋外・平面
		福知山駅南口広場タクシー 待機場			年間	
	福知山駅北口広場	福知山駅北口広場駐車場	福知山市駅前町1021番地	7,000.00㎡	一時	
		福知山駅北口広場タクシー 待機場			年間	
福知山市自転車等駐車場	市営福知山駅東駐輪場		福知山市駅前町433番地	1,656.00㎡	定期・一時	JR高架下・平面
	市営福知山駅西駐輪場		福知山市駅前町441番地	949.96㎡	定期・一時	
その他	福知山駅公衆用トイレ	福知山駅南口公衆用トイレ	福知山市駅前町441番地	/	/	/
		福知山駅北口公衆用トイレ	福知山市駅前町433番地			
	駐輪場管理事務所		福知山市駅前町433番地			
	植栽帯					
	連絡通路					

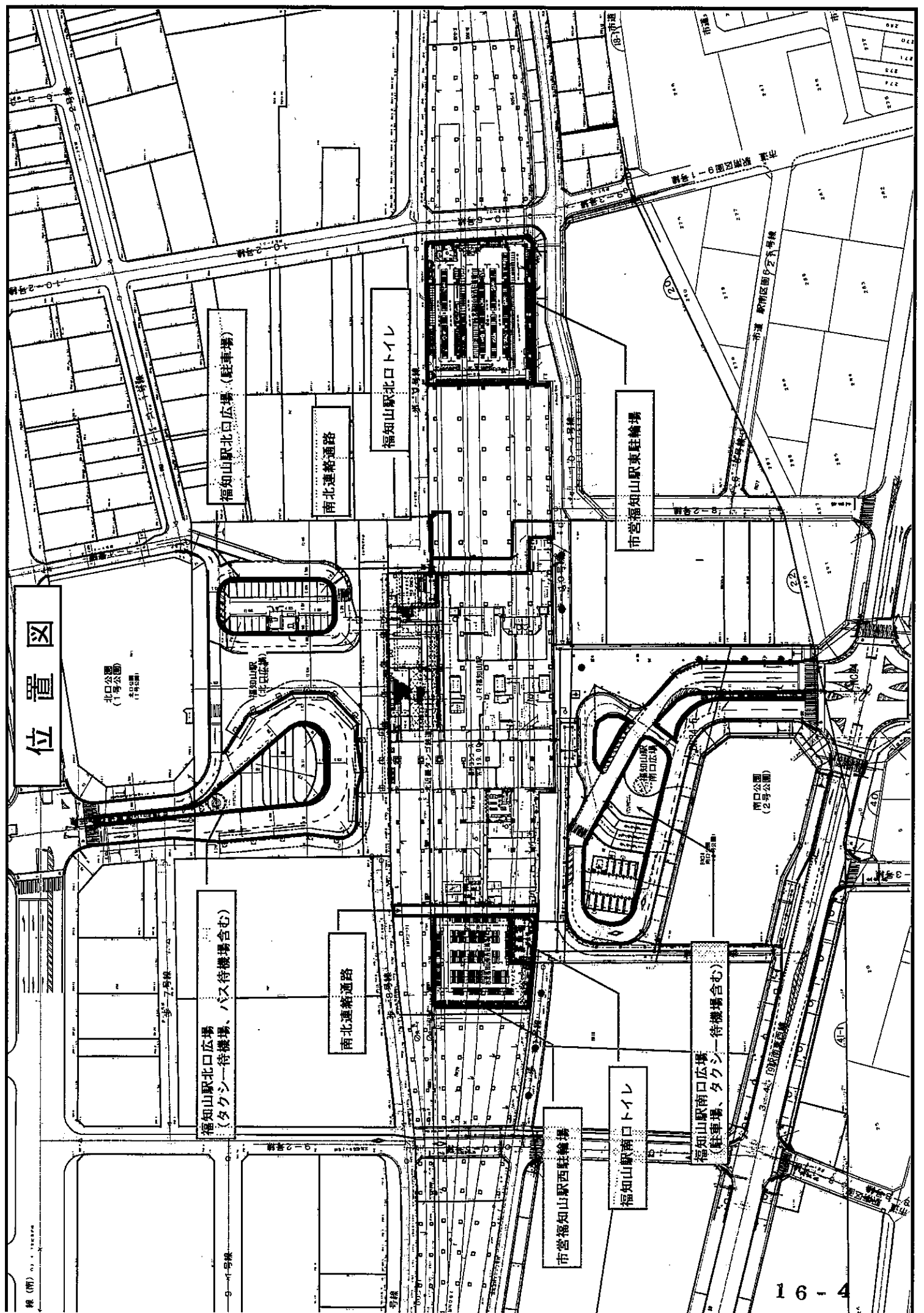
2 福知山駅前広場駐車場収容台数

種別	利用形態	自動車	備考
南口広場 駐車場	一時	9台	身体障害者用1台 軽自動車用1台
北口広場 駐車場	一時	22台	身体障害者用1台
計		31台	

3 福知山駅前自転車等駐車場収容台数

種別	利用形態	自転車	原付	自動二輪	車椅子等	計	合計
東駐輪場	定期	602台	48台	17台	22台	689台	907台
	一時	149台	46台	11台	12台	218台	
	計	751台	94台	28台	34台	907台	
西駐輪場	定期	388台	なし	なし	10台	398台	505台
	一時	102台	なし	なし	5台	107台	
	計	490台	なし	なし	15台	505台	
計		1,241台	94台	28台	49台	1,412台	1,412台

位置図



福知山駅北口広場
(タクシー待機場、バス待機場含む)

南北連絡通路

市営福岡山駅西駐輪場

福知山駅南口トイレ

福知山駅南口広場
(駐車場、タクシー待機場含む)

福知山駅北口広場 (駐車場)

南北連絡通路

福知山駅北口トイレ

市営福岡山駅東駐輪場

南口公園
(2号公園)

駅周辺公共施設管理事業 H29予算・H28実績比較

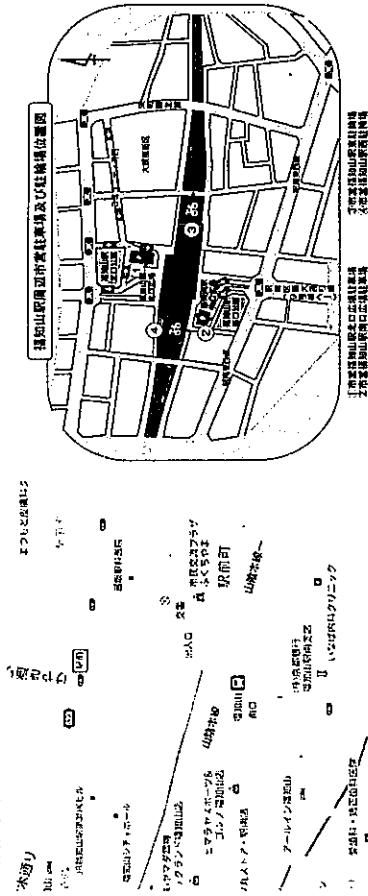
項目		H29予算	H28実績
報酬	選定委員報酬	0	5,000
賃金	賃金	0	3,923,877
需用費	消耗品費	0	162,674
	印刷製本費	6,000	7,190
	施設修繕料	500,000	463,492
	備品等修繕料	0	3,456
	電気代	0	1,405,746
	水道代	0	204,862
役務費	保険料	28,000	22,744
	郵送料	0	5,700
	手数料	0	29,970
	法定点検手数料	0	12,960
	電話料	0	45,141
委託料	指定管理料	37,992,000	9,685,051
	清掃業務	0	778,835
使用料及び賃借料	南口駐車場	0	7,879,680
	北口駐車場	0	2,073,600
	東駐輪場	0	4,995,000
	西駐輪場	0	7,405,714
	コピー機	0	54,775
工事請負費	工事請負費	5,000,000	
備品購入費	消火器	0	109,512
	エアコン	0	76,626
計	計	43,526,000	39,351,605
計	黄色部分	37,992,000	38,465,241

福知山市駅前広場及び福知山市自転車等駐車場

施設名称

福知山市駅前広場及び福知山市自転車等駐車場

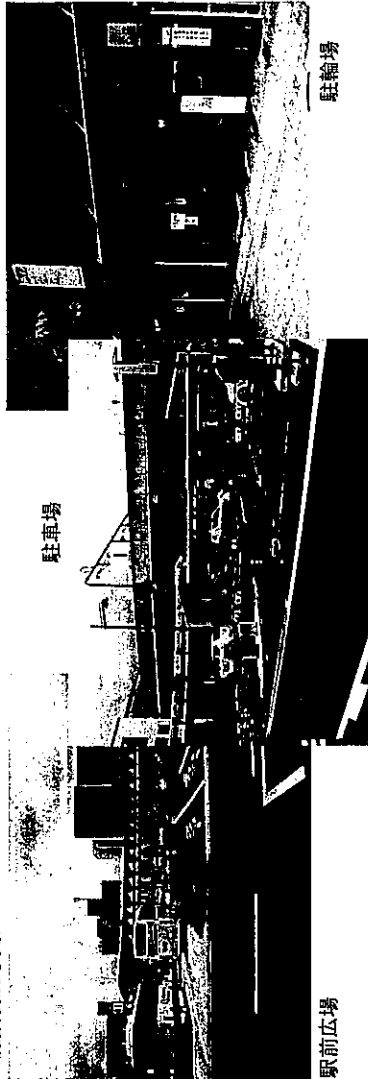
施設位置図



施設概要

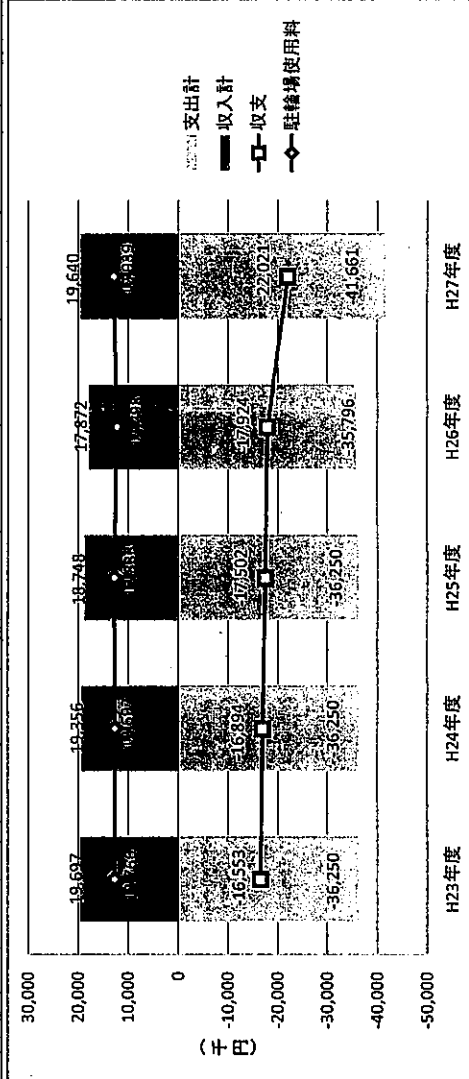
所在地	福知山市駅前広場・福知山市駅前町1037番・1021番地 福知山市自転車等駐車場・福知山市駅前町433番・441番地
築年月日	一
施設の構造(主なもの)	屋外・平面及びJR高架下平面 駐車券券券機・自動ゲート・精算機等
施設の規模(全体)	福知山市駅前広場:①7,000㎡(駅北口)、②5,000㎡(駅南口) 福知山市自転車等駐車場:③1,656㎡(駅東駐輪場)、 ④949.96㎡(駅西駐輪場)
主な構成施設	バス待機場(4台)、タクシー待機場(73台)、自動車停車場(31台)、自転車駐車場(1,241台)、原付駐車場(94台)、自動二輪駐車場(28台)、車椅子(49台)
施設の営業	駐車場:南北駐車場とも年中無休、24時間営業 駐輪場:東西駐輪場とも年中無休、4:30~25:30営業
指定管理の条件	利用料金(使用料) 駐車場:福知山市駅前広場条例のとおり 駐輪場:福知山市自転車等駐車場条例のとおり H29.4.1~H36.3.31(7年間) 指定管理料(限度額)37,992,000円/年
施設の設置目的(管理運営の基本方針)	福知山駅(以下「駅」と略す。)及び駅周辺地域における、駅等の利用者の利便性の確保と利用促進を図るとともに、歩行者並びに自転車等の通行の安全性確保と円滑化を図ることにより、公の施設として住民サービスの向上並びに環境美化等、公共の福祉の確保と向上に寄与する。
施設の事業内容	駅利用者の利便性の向上、不法駐車等の抑止を図るため、駅周辺の公共施設(駐車場及び駐輪場)の適正な管理運営等を行う。駅利用者の利便性の向上に、また、不法駐輪等を抑止し、歩行者等の安全確保、良好な都市空間の創出に寄与する。
指定管理者が行う業務の概要	1. 施設の管理運営に関すること (1) 施設の利用に関する業務 (2) 施設の利用に係る使用料の収納及び管理に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他市又は指定管理者が必要と認める業務 2. 駐車場機器等の設置に関すること 3. 駐輪場機器等の設置に関すること

施設現況写真



施設収支等

指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
(収支)								
収入計	千円			19,697	19,366	18,748	17,872	19,640
支出計	千円			36,250	36,250	36,250	35,796	41,661
収支(収入-支出)	千円			-16,553	-16,884	-17,502	-17,924	-22,021
指定管理料	千円			16,060	16,060	16,060	16,519	16,519



各種利用動向

指標(実績)	単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
(収入)						
駐輪場使用料	千円			12,766	12,697	12,833
(経費)						
電気代(概算)	千円			2,849	2,747	3,538

平成29年度 事務事業評価シート

作成日時 2017/3/31

(単位:千円)

事業属性	事業名(コード)	既設公園管理事業 (530201)			担当課	都市計画課	
	開始年度	平成18(2006)	終了予定年度	平成32(2020)	作成責任者	垣谷 秀尚	
	施策の大綱	生活空間の整備			関連計画等	未来創造福知山	
	施策名	公園の整備と適切な維持管理をする					
	根拠法令等	都市公園法			(フラグ1)		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 国府制度事業 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独事業 <input type="checkbox"/> その他()						
基礎情報	事業目的 (あるべき姿)	都市公園及び三和町の公園を日常的に管理することで、安心・安全な公園を提供する。					
	対象者	市民	対象者数	79,040	一人当たりコスト	2.92	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他 〈委託先・実施主体等〉 (公財)福知山市緑化協会、(公財)京都府獣医師会					
	事業概要	都市公園及び植物園の指定管理者制度による日常管理、三和町の公園の維持管理、公園管理に関する一般経費					
	主な経費と 具体的内容 (H28実績)	項目	具体的な内容			H28経費	
		旅費	他市動物園訪問等			71	
		需用費	光熱費、簡易修繕等			1,182	
役務費		ドッコイセ情報版通信料等			860		
委託料		指定管理(都市公園、植物園管理運営業務委託)			216,037		
委託料		三和町4公園清掃維持管理業務委託			2,229		
委託料	獣医師業務			2,761			
関連事業	既設公園改修事業、三段池公園カルチャーパーク整備事業						
予算と執行の 状況	区分		H27	H28	H29	H30要求	
	事業費	当初予算...①	222,070	223,599	221,811		
		補正予算...②	0	△ 219	0		
		繰越し等...③	0	0	0		
	財源内訳	一般財源	207,897	217,777	209,166		
		国支出金	0	0	0		
		府支出金	0	0	0		
		地方債	0	0	0		
		その他特財	14,173	5,603	12,645		
	職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	0.77/0.55	0.77/0.55	0.77/0.55		
		概算人件費...④	7,535	7,535	7,535		
総事業費(①+②+③+④)...⑤		229,605	230,915	229,346			
執行状況	執行額...⑥	221,901	223,140				
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)	99.9%	99.9%				
業績指標	成果実績 (アウトカム) 実績/当初目標	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		市民緑化ボランティア登録者数	人	27/25	26/25	/31	/50
		都市公園有料施設利用人数	人	452,349/445,000	325,842/446,000	/447,000	/452,000
	活動実績 (アウトプット) 実績/当初見込	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		都市公園管理箇所	箇所	96/96	96/96	/96	
		管理面積	m ²	1,832,647/1,832,647	1,832,647/1,832,647	/1,832,647	
		単位あたりコスト		2,311.5	2,323.3		
		単位あたりコスト		0.12	0.12		
	単位あたりコスト		/	/	/		

		項 目	評価	評価に対する説明
一次評価 ▽担当課による自己評価△	必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	・市民の基本的な生活環境の維持確保のため必要性は高い。
		民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	○	・公園そのものや有料施設を利用し、余暇活動に利用でき、健康増進を図ることができる。
		目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	○	
	効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	△	スポーツ推進の観点から、利用料の変更は、消費税以外行っていないが、人口減少が進めば、それに適した選択と集中を行う必要がある。
		他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	○	
		コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	○	
	有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	○	・指定管理者に委託することで市職員数を削減できている。
		活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	○	・現状、最低限の予算となっておりこれ以上のコスト削減は厳しい。
		先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	△	
		目的及び指標等の達成状況に対する評価	人口減少の中、交流人口の増加という観点をもって有料施設利用者が増加するよう適切な維持管理が必要である。	
	今後の課題及び方向性	人口減少とは反比例的にニーズや苦情等は増加しており、管理水準が高くなっているため、コスト削減等が難しいものとなっている。 また、公園有料施設は、一定の受益者負担は必要であると考えますが、独立採算を目指す性質の事業ではない。		
庁内及び外部による評価	二次評価 (庁内) 【行革担当課記入】	所 見		
	三次評価 (外部) 【行革担当課記入】	所 見		
来年度方針	担当課の事業の見直し及び 予算要求方針	方針区分	内 容	
	予算への反映 【財政担当課記入】	<input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし		
		予算額の反映状況(対H28)	担当課の見直し・要求方針に対する所見【行革担当課記入】	
		<input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充		

既設公園管理事業について

1 都市公園等の役割の重要性

都市公園等は、都市の緑の中核として、通常時においては、良好な都市空間の確保、日照、通風、緑地の蒸散作用等によるヒートアイランド現象などの都市の微気象の緩和、安全な遊び場、憩いの場の提供、都市景観の形成、運動レクリエーションの場の提供、野鳥等の野生生物の生活の場の提供など緑の確保による都市の自然的環境の確保、火災時の延焼防止機能、災害時の避難地、救援活動拠点、食料・水の備蓄スペース、ヘリポート等の基地等や大震災等の災害時の機能など、極めて多機能を有する貴重な都市施設である。

特に、都市的な開発等により、都市の有する民有緑地の量は減少しつつあり、公的な緑地の確保がより一層重要な課題となっている。

この課題に対して目標指標の一つとして、一人当たりの公園面積がある。

※1人当たりの都市公園面積は、都市公園総面積を都市計画区域内人口で除することにより求めた数値である。

国が定める基準では、都市公園法施行令で規定されている。

(住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第一条の二 一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、十平方メートル以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、五平方メートル以上とする。

国の基準を参酌して、福知山市の基準を福知山市都市公園条例で定めている。

市の区域内に設置する都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準及び市街地に設置する都市公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は、20平方メートル以上とすること

【データ】

都市計画区域：1人当たり 26.42 平米(174.42ha÷6.6万人)

市街地(DID)：1人当たり 24.19 平米(87.1ha÷3.6万人)

平成26年度末（国土交通省都市公園の整備状況）

名 称	一人当たりの 公園面積 (㎡)	都市公園の数 (箇所)	総面積 (h a)	備 考
福知山市	26.42	92	174.4	緑地を含む 緑地を除く
	20.16	86	133.6	
舞鶴市	14.86	38	124.8	
綾部市	19.24	44	63.4	
宮津市	102.73	16	205.4	府立2公園含む
南丹市	16.97	24	37.3	
丹波市	0.09	7	0.61	
朝来市	0.55	4	0.77	
京都市	4.4	908	639	
京都府	12.2	1,427	1,287	政令市を除く
全国計	10.2	105,744	122,839	

2 管理する公園

(1) 都市公園

福知山市の都市公園は、街区公園74箇所、近隣公園6箇所、総合公園2箇所、運動公園1箇所、特殊公園3箇所、都市緑地4箇所、緩衝緑地2箇所の合計92箇所(174.42ha)がある。

福知山市の特徴として、昭和20年代後半から土地区画整理事業を積極的に取り組んだことによって62公園、面積にして約22.1haがこの事業で設置されている(大江を除く都市緑地、緩衝緑地含む)。

また、長田野工業団地関連では、長田野公園、市の谷公園、緩衝緑地あわせて約68haが設置整備されています。

土地区画整理関連の公園面積の総和は約90haとなっており、都市公園全体(約174.4ha)に占める割合は、約52%となっています。

その他は、23公園ある。

(三段池、福知山城、伯耆丸、御霊、長安寺、平和、養老水、雀部、堀口、大正中、高田、大正東、観音寺、戸田1号、戸田2号、川東、長田、岡西、夕陽が丘、桜づつみ由良川、大江河東、大江桜づつみ左岸、大江桜づつみ右岸)この内、都市計画決定(アンダーライン)は18箇所

飛び地となっている萩原公園、鴨野2号公園については、昭和53年に開設しているが、昭和56年の区域区分決定前の市全域が都市計画区域であった当時の施行であったため、都市公園として管理をしている。

緩衝緑地について

緩衝緑地は、騒音、振動、大気汚染、悪臭などを緩和したり、防止することを目的として設けられる空地で、工業地帯、工場、空港などの近くに設けられる。緩衝緑地は都市公園の一つに分類されており、都市公園法にもとづいて設置されている。

る。

- ・長田野工業団地(京都府福知山市 福知山都市計画事業工業団地造成事業、京都府) 近畿圏整備計画(近畿圏整備法(S38))・近畿圏都市開発区域建設計画(都市計画事業として施行)

施工：京都府企業局 引継ぎ年月日 昭和50年3月31日

(2) その他

三和町4公園

井ノ奥公園 7.79ha、すこやかパーク 0.65ha、ときめきランド 0.12ha、
細見谷ふれあいパーク 0.28ha

3 既設公園管理事業概要(平成28年度)

都市公園及び三和町4公園の日常管理を行い、きれいで、安心・安全な公園を市民に提供することを目的に、委託業務を8件契約し維持管理を行っている。

業務内訳

番号	業務名	委託金額	受注者
1	福知山市都市公園の管理運営業務委託(指定管理)	177,179,000円	公益財団法人 福知山市都市緑化協会
2	福知山市都市緑化植物園・緑の相談所の管理運営業務委託(指定管理)	38,858,000円	公益財団法人 福知山市都市緑化協会
3	井ノ奥公園清掃維持管理業務委託	1,127,597円	公益社団法人 福知山 シルバー人材センター
4	すこやかパーク公園清掃管理業務	525,960円	社会福祉法人 福知山学園 JUMP
5	ときめきランド清掃維持管理業務	289,355円	公益社団法人 福知山 シルバー人材センター
6	細見谷ふれあいパーク清掃維持管理業務	56,160円	辻自治会
7	井ノ奥公園噴水施設保守点検管理業務	229,500円	関西トースイ株式会社
8	福知山市動物園・福知山市営家畜市場獣医師業務	2,761,560円	公益財団法人 京都府獣医師会
9	旅費	70,570円	
10	需用費(電気・水道・修繕等)	1,182,254円	
11	役務費(保険・通信・ごみ処分等)	860,168円	
合計		223,140,124円	

(公園維持管理費 223,140,124円/1,832,647.03㎡=121円/㎡)

4 福知山市都市公園の管理運営業務委託（指定管理）

(1) 対象施設

番号	施設名	敷地面積	延床	建設年
1	福知山市児童科学館		2,307.9 m ²	S60
2	福知山市動物園	10,700 m ²		S53 開園
3	三段池公園総合体育館	5,875 m ²	8,366.0 m ²	S62
4	三段池公園多目的グラウンド	19,220		H13
5	三段池公園テニスコート	15,600 人工芝 16 面		H29.7 にすべ て人工芝化
6	三段池公園松風亭		51.4 m ²	S54
7	福知山市武道館		3,796.6 m ²	H20
8	長安寺公園憩いの家		335.8+153.0= 488.8 m ²	S46
9	長田野公園体育館		約 1,824 m ²	S56
10	長田野公園運動広場（野球場）	約 20,000 m ² 野球場 2 面		S49
11	長田野公園運動広場（庭球場）	約 3,500 m ² 人工芝 5 面		S49
12	大江河東公園	多目的グラウンド 面積 10,500 m ²		H21
13	都市公園（92 か所）三段池公園（植物園管理区域 3 ha 除く）	1,714,213 m ²		

(2) 指定管理者の業務内容

三段池（総合）公園や長田野（運動）公園など規模の大きなものの草刈や樹木の剪定などは、シルバー人材センターなどに指定管理者から再委託契約して実施している。

また、街区公園など地域性が高い小規模なものについては、指定管理者から地元自治会等と再委託契約を行って地元管理を基本にお願いしている。自治会等への依頼内容は草刈や剪定などやトイレの清掃、ゴミの集積などをお世話になっている。

電気や水道代の実費と、水栓などの修繕や自治会では規模が大きい剪定などは、指定管理者の作業班もしくは指定管理者から業者委託を行い対応している。

なお、日常のゴミや剪定クズは集積いただいたものを指定管理者が処分している。

また、通報などによる緊急性の高い危険な枯れ木や倒木の処理などの対応も指定管理者が行っている。

草刈の頻度の考え方

三段池公園や長田野公園では、過去の実績などから利用者の多いエリアについては、年間に5から6回程度の頻度でおこなっているが、利用の少ないエリアに従って頻度は変わっている。

利用が低いエリアでは年1回実施のみの場合や自然林のエリアでは数年に一度ぐらいか、もしくはほとんど手を入れていないのが実態である。

このような実態を受け近年、長田野公園周辺や福知山城公園、伯耆丸公園、平和公園などの園路沿いや外縁部の大規模樹木剪定、樹木間伐や樹木間の下草の処理など、この部分は市の直轄（既設公園改修事業）で少しずつではあるが実施してきている。

5 福知山市都市緑化植物園・緑の相談所の管理運營業務委託（指定管理）

(1) 対象施設

福知山市都市緑化植物園・緑の相談所 延床 1,217 m² 建物周辺 3 ha

6 予算措置 <債務負担行為>

平成 26 年から平成 30 年度に渡る 5 年間

福知山市都市公園の管理運營業務委託

177,136(千円)×5年=885,680(千円)

福知山市都市緑化植物園・緑の相談所の管理運營業務委託

38,881(千円)×5年=194,405(千円)

合計 1,080,085(千円)

7 遊具の点検・更新

都市公園 92 箇所のうち、遊具がある公園は 78 箇所あり、遊具総数は 303 基が設置されている。

遊具の定期点検は、緑化協会との協定指示事項として年 2 回（4・10 月）に実施することになっている。

国の遊具指針に合わせて、(一社)日本公園施設業協会が実施する講習を完了した者が「遊具の安全に関する規準」に基づいて点検している。

記録としては、点検シート・点検カード及び点検者による所見（必要な状況写真等を含む）等をまとめた点検記録書を安全点検ごとに作成し、報告書として活用するとともに、次回以降の安全点検等の参考とするため保管している。

点検後の対応

- (1)安全点検において異常を発見した場合は、必要に応じて専門技術者の意見を求める。
- (2)施設の使用中止が必要と判断されたときは、直ちに使用中止措置を講じるとともに、発見されたハザードの適切な処理を行うために、必要とされる改善措置（構造部材の補強、消耗部材の更新、修繕、部品交換等）についての点検者としての所見を、現場の状況に即して速やかにとりまとめる。
- (3)施設の使用中止を行う必要はないが、一定期間内に計画的な改善措置を講じることが必要と判断されたときは、発見されたハザードの適切な処理を行うために、必要とされる改善措置（構造部材の補強、消耗部材の更新、修繕、部品交換等）についての点検者としての所見を、現場の状況に即して速やかにとりまとめる。

8 公園の問題点について

- ・遊具の老朽化が進んでいることから、毎年1件程度遊具破損による事故が発生している。
- ・緑地、市ノ谷公園、平和公園の樹木が大木になり、公園開設からまったく樹木間伐を行っていない場所では、倒木が起これ、松の立ち枯れも発生している。平成26年には、多くの災害が発生している。
- ・総合体育館や長田野体育館の老朽化が目立ち屋根の雨漏りや外壁、電気機器の故障が問題になっている。総合体育館は、公園施設長寿命化支援対策事業(国庫補助事業)で対応する予定だが、長田野体育館は、雨漏りがひどく早急に処置する必要があるにも係わらず対策(補助対象外)できない。
- ・地域密着の街区公園は、地元自治会に管理委託をお願いしてきたが、地域が高齢化し、断られる自治会が出てきている。
- ・公園が少ない、遊具がほしい等個人要望は多い。
- ・街区公園では、利用者と近隣住民の間でのトラブルとして「公園からボールが飛んでくる」、「花火がうるさい」、「うるさい」などの問題が多い。

福知山市都市公園図



福知山市都市公園の概要

公園種別	公園数	公園面積 (ha)	延床面積 (㎡)
特別公園	1	14.00	1,100,000
都市公園	112	1,250.00	100,000,000
公園計	113	1,264.00	101,100,000

福知山市都市公園の凡例

記号	説明
□ (白)	公園施設
◻ (斜線)	公園施設等 (維持管理委託)
◻ (点線)	公園施設
◻ (格子)	公園施設
◻ (縦線)	公園施設

公園の位置

公園名称	所在地	公園面積 (ha)	延床面積 (㎡)
大江山公園	大江山	14.00	1,100,000
石原中央公園	石原	250.00	20,000,000
福知山城公園	福知山	100.00	8,000,000

公園の概要

公園名称	所在地	公園面積 (ha)	延床面積 (㎡)
大江山公園	大江山	14.00	1,100,000
石原中央公園	石原	250.00	20,000,000
福知山城公園	福知山	100.00	8,000,000

公園の位置

公園名称	所在地	公園面積 (ha)	延床面積 (㎡)
大江山公園	大江山	14.00	1,100,000
石原中央公園	石原	250.00	20,000,000
福知山城公園	福知山	100.00	8,000,000

公園の概要

公園名称	所在地	公園面積 (ha)	延床面積 (㎡)
大江山公園	大江山	14.00	1,100,000
石原中央公園	石原	250.00	20,000,000
福知山城公園	福知山	100.00	8,000,000

公園の位置

公園名称	所在地	公園面積 (ha)	延床面積 (㎡)
大江山公園	大江山	14.00	1,100,000
石原中央公園	石原	250.00	20,000,000
福知山城公園	福知山	100.00	8,000,000

公園の概要

公園名称	所在地	公園面積 (ha)	延床面積 (㎡)
大江山公園	大江山	14.00	1,100,000
石原中央公園	石原	250.00	20,000,000
福知山城公園	福知山	100.00	8,000,000

都市公園一覧表
都市計画決定公園

平成29年3月31日

種別	番号	公園名	住所	計画決定				事業認可		開設		開設面積		市街化区域		DID区域H17		防災指定
				面積(ha)	年月日	年月日	年月日	(ha)	(m2)	箇所	面積	箇所	面積					
街区	2-2-4	末広公園	末広町4丁目19-21番地	0.39	S35.3.26		S55.11.11	0.39	3,900.00	1	0.39	1	0.39					
街区	2-2-5	末広西公園	末広町6丁目14番地	0.05	S35.3.26		S56.3.31	0.05	530.00	1	0.05	1	0.05					
街区	2-2-9	柳堂公園	字中ノ205-1番地、他	0.61	S46.7.16	S46.9.28	S51.10.4	0.61	6,093.00	1	0.61	1	0.61					
街区	2-2-11	堀口公園	字堀小字今岡2676,2677番地	0.18	S51.4.1	S51.4.9	S51.10.4	0.18	1,835.00	1	0.18	1	0.18					
街区	2-2-12	弘法川公園	厚中町216番地	0.36	S52.3.8	S53.4.25	S53.11.15	0.36	3,639.49	1	0.36	1	0.36					
街区	2-2-13	間屋町公園	間屋町35番地	0.29	S52.3.8	S52.5.10	S53.1.24	0.30	2,989.37	1	0.30	1	0.30					
街区	2-2-14	地藏ヶ塚公園	厚中町59番地	0.23	S52.3.8	S54.5.8	S55.4.17	0.24	2,362.80	1	0.24	1	0.24					
街区	2-2-16	関西公園	字天田小字美濃96-1番地	0.10	S53.2.6	S53.4.25	S53.9.19	0.10	1,025.00	1	0.10							
街区	2-2-17	岡東公園	字天田小字美濃507-5番地	0.60	S53.2.6	S54.5.8	S55.4.21 (0.60) H 7.4.27	0.70	6,969.08	1	0.70	1	0.70					
街区	2-2-18	高田公園	字堀小字上高田2160番地	0.35	S54.2.10	S54.5.8	S56.3.31	0.35	3,508.00	1	0.35	1	0.35					
街区	2-2-19	仲ノ坪公園	鎌尾新町3丁目85番地	0.22	S55.2.19	S55.5.6	S56.3.31	0.22	2,226.53	1	0.22	1	0.22					
街区	2-2-20	仲ノ坪北公園	鎌尾新町4丁目147番地	0.12	S55.2.19	S55.5.6	S56.3.31	0.12	1,248.56	1	0.12	1	0.12					
街区	2-2-21	西京公園	昭和町163番地	0.10	S57.8.23	S57.9.17	S58.7.4	0.11	1,095.33	1	0.11	1	0.11					
街区	2-2-22	川東公園	字猪崎小字下堀1705番地、他	0.25	S57.8.23	S57.9.17	S59.1.9	0.25	2,524.00									
						S58.3.29												
街区	2-2-23	天道田公園	前田新町70番地	0.23	S57.8.23	S58.4.22	S59.1.9	0.23	2,320.67	1	0.23	1	0.23					
街区	2-2-24	待徳公園	前田新町205番地	0.25	S57.8.23		S58.7.4	0.25	2,499.92	1	0.25	1	0.25					
街区	2-2-25	大正東公園	字堀小字今宮2200-4番地、他	0.19	S61.11.15	S62.2.10	S63.5.24	0.19	1,898.85	1	0.19							
街区	2-2-26	鎌尾あけぼの公園	鎌尾新町4丁目63-1番地	0.17	H 1.1.11	H 1.2.7	H 1.7.15	0.17	1,693.89	1	0.17	1	0.17					
街区	2-2-27	夕陽が丘公園	字天田小字美濃109-90番地	0.11	H 1.1.11	H 1.2.7	H 2.6.8	0.11	1,056.59	1	0.11							
街区	2-2-28	観音寺公園	字観音寺小字大塚303-1番地、他	0.21	H 1.9.18	H 1.10.11	H 2.6.8	0.21	2,084.09	1	0.21							
街区	2-2-29	長田公園	字長田小字中ヶ谷310-20番地、他	0.38	H 3.1.14	H 3.3.26	H 4.5.18	0.39	3,885.67	1	0.39							
街区	2-2-30	大正中公園	字堀小字宮ノ下2409-1他	0.16	H 3.1.14	H 3.12.17	H 4.5.18	0.16	1,600.92	1	0.16	1	0.16					
街区	2-2-32	大子公園	石原7丁目20番地(字上小字大子・美濃・西原・八雲)	0.55	H 13.11.26		H22.4.1	0.55	5,497.83	1	0.55							
街区	2-2-33	宮ノ段公園	石原4丁目302番地(字石原小字下代)	0.20	H 13.11.26		H22.4.1	0.20	1,999.45	1	0.20							
街区	2-2-34	水取公園	石原2丁目114番地(字石原小字水取・上野)	0.31	H 13.11.26		H22.4.1	0.31	3,100.16	1	0.31							
街区	2-2-35	石原中央公園	石原2丁目108番地(字石原小字元・横田)	0.25	H 13.11.26		H22.4.1	0.25	2,505.85	1	0.25							
街区	2-2-36	池尻公園	石原1丁目302番地(字石原小字池尻・上ノ内山・美濃)	0.23	H 13.11.26		H22.4.1	0.23	2,300.00	1	0.23							
街区	2-2-1	宮川橋公園	大江町関619番地	0.10	H15.9.25		H25.3.26	0.11	1,079.54									
街区	2-2-2	まちづくり歴史公園	大江町河守2147番地、他	0.15	H15.9.25		H25.3.26	0.13	1,255.69									
街区	2-2-3	イネふれあい公園	大江町河守2120番地、他	0.19	H15.9.25		H25.3.26	0.15	1,459.59									
街区	2-2-4	滝瓦公園	大江町河守小字田中・角田・美濃・関・六反田	0.42	H15.9.25		H19.3.30	0.42	4,208.82									
街区	2-2-37	福知山駅北口公園	駅前町1019	0.30	H17.12.20		H22.4.28	0.30	2,988.24	1	0.30	1	0.30					
街区	2-2-38	福知山駅南口公園	駅前町1039	0.24	H17.12.20		H20.4.28	0.24	2,366.82	1	0.24	1	0.24					
街計	33			8.49		33箇所		33箇所	8.57	85,708.75	28	7.52	18	4.98				
近隣	3-3-15	伯耆丸公園	字岡ノ175-3番地	1.50	S52.9.20		H13.3.26	0.87	8,672.15	1	0.87	1	0.87				一次	
近隣	3-3-31	大谷公園	広藪町315番地 (字天田小字大谷)	1.50	H 9.3.31	H 9.9.16 H 14.3.26	H14.3.27 H16.3.31	0.36 1.46	(3,632.70) 14,579.17			隣接					一次	
近隣	4-3-1	大江河東公園	大江町千原	(3.40)	H17.12.15	(地区公園)	H22.4.1	1.70	17,000.00									
				1.70	H20.5.13													
近計	3			4.70		3箇所		3箇所	4.03	40,251.32	2	2.33	1	0.87				
地区																		
地計	0			0.00		0箇所		0箇所	0.00	0.00	0	0.00	0	0.00				
総合	5-6-6	三段池公園	字猪崎小字ボヤシキ・荒山・監物山・小ガラ・牛ノ坂・谷田・赤坂・北角・池ノ奥・荒城・東谷・池ノ間 字中ノ字中ノ谷・中ノ尾・池ノ谷・西谷 字池部小字加茂野	(27.3) (53.1) 55.90	S35.8.20 S57.9.7 H 1.11.28	S37.3.28 S38.7.20 S47.7.28 S57.1.12 S57.11.5 H 1.3.22 H 2.1.30 H 8.3.1 H13.3.27 H18.2.10 H23.3.28	S51.10.4 S62.8.20 H 9.3.24 H13.3.26 H19.3.28 H20.4.26 H25.3.26	(31.24) (33.59) (40.32) (45.43) (60.54) 53.35	(312,423.00) (335,916.59) (403,189.39) (454,313.68) (505,395.11) 533,457.29			1	28.53				広域	
総合	5-5-8	市ノ谷公園	長田野町2丁目59番地、他	(17.20) 17.20	S44.4.17 S47.6.6		S51.10.4	17.20	172,023.05	1	17.20	1	17.20				一次	
総計	2			73.10		2箇所		2箇所	70.55	705,480.34	2	45.73	1	17.20				
運動	6-5-7	長田野公園	長田野町2丁目1番地、他	(15.1) 21.10	S44.4.17 S47.6.6 H 4.12.19		S51.10.4 H 7.11.15	(15.06) 21.05	(150,569.81) 210,506.84	1	21.05	1	21.05				広域	
運計	1			21.10		1箇所		1箇所	21.05	210,506.84	1	21.05	1	21.05				
特殊	7-3-3 (風致)	長安寺公園	字奥野郎小字姫神29-2番地、他	1.60	S27.3.26 S52.9.20	S31.9.28 S53.5.2 S56.3.31 S59.3.23	S51.10.4 H 3.3.27	(0.94) 2.05	(9,360.00) 20,526.84									
特殊	7-5-10 (風致)	平和公園	字堀小字堀山606番地、他	13.40	S49.12.17	S50.2.4	S51.11.11	13.28	132,818.00								一次	
特殊	8-3-1 (歴史)	福知山城公園	字内記5番地、他	(1.0) 2.10	S27.3.26 S62.2.24	S27.9.30 H 3.2.22 H 5.10.8 H 10.2.13 H 15.3.18 H20.3.21	S51.10.4 H 6.3.31	(1.00) 1.85	(10,000.00) 18,492.05	1	1.85	1	1.85				一次	
特計	3			17.10		3箇所		3箇所	17.18	171,836.89	1	1.85	1	1.85				
都市	1	大江桜つつみ右岸緑地	大江町河守小字美濃・字河守小字石川・美濃・見沼	(3.5) 4.40	H15.9.25 H20.5.13			(3.50) 3.49	(35,000) 34,881.69									
都市	2	大江桜つつみ左岸緑地	大江町河守小字石川・字美濃小字石ノ下・美濃・中田・河堀・下堀・美濃・美ノ下	(3.5) 4.80	H15.9.25 H20.5.13		H25.3.26 H25.3.26	(3.50) 2.38	(35,000) 23,755.65									
都計	2			9.20		2箇所		2箇所	5.88	58,637.34	0	0.00	0	0.00				

都市計画決定外公園

種別	番号	公園名	住所	計画決定		事業認可 年月日	開設 年月日	開設面積		市街化区域		DID区域		防災 指定
				面積(ha)	年月日			(ha)	(m ²)	箇所	面積	箇所	面積	
街区		省部公園	字前田小字林ノ前				S51.11.11 S55.5.21	0.19	1,872.00	1	0.19			
街区		梅原公園	土師新町1丁目106番地				S51.10.4	0.36	3,570.37	1	0.36	1	0.36	
街区		宮町公園	土師宮町2丁目55番地				S51.10.4	0.23	2,349.16	1	0.23	1	0.23	
街区		土師新町公園	土師新町2丁目82番地				S51.10.4	0.56	5,576.88	1	0.56	隣接		
街区		土師橋公園	土師宮町1丁目1・2番地				S51.10.4	0.16	1,587.18	1	0.16	1	0.16	
街区		大池坂北公園	大池坂町3番地				S52.7.1	0.14	1,399.75	1	0.14	1	0.14	
街区		大池坂南公園	大池坂町120番地				S52.7.1	0.19	1,884.98	1	0.19	1	0.19	
街区		中坂公園	中坂町6番地				S52.7.1	0.27	2,725.56	1	0.27	1	0.27	
街区		長山公園	長山町1番地、他				S52.7.1 H19.3.30	(0.20) 0.20	(2009.08) 2,009.18	1	0.20	1	0.20	
街区		西平野公園	西平野町16番地				S52.7.1	0.35	3,481.81	1	0.35	1	0.35	
街区		南平野公園	南平野町83番地				S52.7.1	0.38	3,838.73	1	0.38	1	0.38	
街区		鴨野2号公園	鴨野町155番地				S53.1.24	0.02	219.25					
街区		天神公園	土師宮町2丁目34.37番地				S53.1.24	0.08	841.11	1	0.08	1	0.08	
街区		沢公園	土師新町3丁目92-94番地				S61.10.13	0.23	2,258.98	1	0.23	1	0.23	
街区		河原路公園	土師新町1丁目63番地				S53.1.24	0.11	1,103.61	1	0.11			
街区		萩原公園	萩原新町26番地				S53.1.24	0.10	1,034.91					
街区		かしの木台公園	かしの木台1丁目2番地				S55.4.17	0.35	3,453.11	1	0.35			
街区		ツツジ公園	かしの木台3丁目73番地				S55.4.17	0.15	1,450.79	1	0.15			
街区		サクラ公園	かしの木台5丁目97番地				S55.4.17	0.13	1,312.93	1	0.13			
街区		アカシア公園	かしの木台4丁目45番地				S55.4.17	0.18	1,799.45	1	0.18			
街区		上ノ橋公園	和久市町258番地				H2.7.20	0.11	1,053.78	1	0.11	1	0.11	
街区		中道公園	昭和町32番地				H2.7.20	0.25	2,539.70	1	0.25	1	0.25	
街区		入町公園	厚東町168番地				H2.7.20	0.21	2,145.31	1	0.21	1	0.21	
街区		金比羅公園	厚東町4番地				H7.3.27	0.33	3,250.69	1	0.33	1	0.33	
街区		岩井東町公園	岩井東町71番地				H8.7.17	0.12	1,192.21	1	0.12			
街区		つばき公園	荒河新町15-1番地				H8.7.17	0.12	1,175.32	1	0.12	1	0.12	
街区		荒河さくら公園	荒河東町130番地				H8.7.17	0.27	2,684.29	1	0.27			
街区		もみじ公園	荒河東町67番地				H8.7.17	0.14	1,411.51	1	0.14	1	0.14	
街区		駒場運動公園	駒場新町1丁目57番地				H9.3.24 H25.5.10		(2,103.42) 3,981.93	1	0.40			
街区		駒場展望公園	駒場新町3丁目147番地				H9.3.24	0.21	2,106.58	1	0.21			
街区		岩井新町公園	岩井新町89番地				H9.11.21	0.09	861.41	1	0.09			
街区		緑ヶ丘公園	緑ヶ丘町28番地				H11.3.23	0.12	1,210.39	1	0.12			
街区		西陵公園	駅南町2丁目412番地				H14.3.27	0.11	1,099.64	1	0.11			
街区		駅南東公園	駅南町1丁目411番地				H14.3.27	0.10	1,001.72	1	0.10	1	0.10	
街区		清水公園	東羽合町322番地				H14.3.27	0.11	1,097.96	1	0.11	1	0.11	
街区		広塚古墳記念公園	東羽合町307番地				H15.3.31	0.20	2,000.37	1	0.20			
街区		モミの木公園	桔梗が丘五丁目2番地				H19.3.30	0.17	1,700.02	1	0.17			
街区		桔梗が丘運動公園	桔梗が丘六丁目18.20番地				H19.3.30	0.21	2,100.02	1	0.21			
街区		戸田1号公園	字戸田小字安町1060番地				H19.3.23	0.11	1,118.29					
街区		戸田2号公園	字戸田小字安町1033番地				H19.3.23	0.08	752.44					
街区		砂子なかよし公園	砂子町39番地				H19.3.30	0.14	1,399.84	1	0.14			
街計	41							41箇所	7.96	79,631.16	37	7.67	19	3.96
近隣		養老水公園	字長田小字宿2179-1番地、他				S51.10.4	0.70	6,976.07					
近隣		平野公園	西平野町1番地、他				S52.7.1	2.57	25,674.96	1	2.57	1	2.57	一次
近隣		桜づつみ由良川	字荒河小学高柴原63番地の1他				H6.3.31	1.03	10,348.30	1	1.03			
近計	3							3箇所	4.30	42,999.33	2	3.60	1	2.57
都市		大池坂都市緑地	大池坂町168番地、他				S56.3.31	0.92	9,219.36	1	0.92	1	0.92	
都市		桔梗が丘緑地	桔梗が丘6丁目44番地				H19.3.30	0.30	3,018.79	1	0.30			
都計	2							2箇所	1.22	12,238.15	2	1.22	1	0.92
緑街		工業団地緑街緑地	長田野町1丁目2番地、他				S56.3.31	29.70	296,991.58	1	29.70	1	29.70	
緑街		住宅団地緑街緑地	東平野町2番地、他				S56.3.31	4.00	39,986.36	1	4.00	1	4.00	
緑計	2							2箇所	33.70	396,977.94	2	33.70	2	33.70

都市公園以外の公園

種別	番号	公園名	住所	計画決定		事業認可 年月日	開設 年月日	開設面積		市街化区域		DID区域		防災 指定
				面積(ha)	年月日			(ha)	(m ²)	箇所	面積	箇所	面積	
その他		井ノ奥公園	三和町千束					7.79	77,871.92					
その他		ときめきランド	三和町芦刈					0.12	1,191.00					
その他		すこやかパーク	三和町千束					0.65	6,540.00					
その他		細見谷ふれあいパーク	三和町辻					0.28	2,796.05					
そ計	4							4箇所	8.84	88,398.97	0	0.00	0	0.00

種別	番号	公園名	住所	計画決定		決定外 箇所	開設 箇所	開設面積		市街化区域		DID区域		防災 面積
				面積(ha)	箇所			(ha)	(m ²)	箇所	面積	箇所	面積	
街区	74			8.49	33	41	74	16.53	165,339.91	65	15.19	37	8.94	
近隣	8			4.70	3	3	6	8.33	83,250.65	4	5.93	2	3.44	
地区	0			0.00	0	0	0	0.00	0.00	0	0.00	0	0.00	
総合	2			73.10	2	0	2	70.55	705,480.34	2	45.73	1	17.20	
運動	1			21.10	1	0	1	21.05	210,506.84	1	21.05	1	21.05	
特殊	3			17.10	3	0	3	17.18	171,836.89	1	1.85	1	1.85	
都市	4			9.20	2	2	4	7.09	70,875.49	2	1.22	1	0.92	
緑街	2			0.00	0	2	2	33.70	336,957.94	2	33.70	2	33.70	
合計	92			133.69	44	48	92	174.42	1,744,248.06	77	124.67	45	87.10	
その他	4	都市公園以外の公園		0.00	0	4	4	8.84	88,398.97	0	0.00	0	0.00	
			福知山62.121、大江4.164	都市公園開設面積				92箇所	174.42	22.10.1国調				
			年度都市計画区域人口	66,285	計画決定		計画決定外		その他		DID面積		12.41	km ²
			年度末1人@公園面積	26.31	44箇所	127.24	48箇所	47.18	4箇所	8.84	DID人口		36,731	人

都市公園の種類

種類	種別	内容
住区 基幹 公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所あたり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所あたり面積2haを標準として配置する。
都市 基幹 公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積15～75haを標準として配置する。
緩衝 緑地 等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)



平成29年度 事務事業評価シート

(単位:千円)

事業属性	事業名(コード)	除雪関連事業 (120123)		担当課	土木課		
	開始年度	昭和63(1988)	終了予定年度	平成32(2020)	作成責任者	今井 由紀	
	施策の大綱	道路網の整備			関連計画等	福知山市地域防災計画	
	施策名	市道などの整備を推進する				道路除雪計画	
	根拠法令等	-			(フラグ1)		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 国府制度事業 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独事業 <input type="checkbox"/> その他()						
基礎情報	事業目的 (あるべき姿)	除雪計画に沿って、迅速に除雪作業を行なうことにより、生活道路を確保し、市民の安心・安全な生活に寄与することができる。					
	対象者	市民、除雪対象市道、市民以外の 通行者	対象者数	市民約80,000人	一人当たりコスト	2.12	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他 (委託先・実施主体等) 除雪受託業者					
	事業概要	福知山市除雪計画に沿って、主要生活道路(市道)の除雪を行なうことにより冬期の生活道路を確保する。市内の除雪路線343路線、協議路線72路線、計415路線を市内38業者に委託して除雪を実施する。また凍結防止剤の散布については、27路線を2業者に委託している。					
	主な経費と 具体的内容 (H28実績)	項目	具体的な内容		H28経費		
	除雪作業委託業務	除雪作業、凍結防止剤散布にかかる委託作業		102375			
	除雪車両リース業務	除雪車両の受託業者へのリース		32171			
	需用費	凍結防止剤などの購入		9730			
関連事業							
予算と執行の状況	区分		H27	H28	H29	H30要求	
	事業費	当初予算...①	61,373	59,270	63,031		
		補正予算...②	18,559	103,000	0		
		繰越し等...③	0	0	0		
	財源内訳	一般財源	66,808	149,483	53,265		
		国支出金	0	0	0		
		府支出金	0	0	0		
		地方債	0	0	0		
		その他特財	13,124	12,787	9,766		
	職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	0.87/0	0.87/0	0.87/0		
概算人件費...④		6,960	6,960	6,960			
総事業費(①+②+③+④)...⑤		86,892	169,230	69,991			
執行状況	執行額...⑥		72,972	153,408			
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)		91.3%	94.5%			
業績指標	成果実績 (アウトカム) 実績/当初目標	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		除雪・協議路線	km	258.9/258.9	258.9/258.9	/258.9	258.9
	活動実績 (アウトプット) 実績/当初見込	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		業者出勤日数	日	24 / 24	35 / 35	/	
		単位あたりコスト		3,040.5	4,383.1		
		出勤業者数	者	133 / 133	375 / 375	/	
		単位あたりコスト		548.7	409.1		
			/	/	/		

		項目	評価	評価に対する説明
一次評価 ▽担当課による自己評価△	必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	・住民ニーズに応えるとともに道路の通行確保及び凍結防止対策を図る。 ・冬期における市道の管理者として取組む必要性は高い。
		民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	○	
		目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	○	
	効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	○	・除雪計画に沿って積雪状況等により必要性・緊急度等を考慮し実施している。 ・固定経費については、長期継続契約の期間延長などを検討していく。
		他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	○	
		コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	○	
	有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	○	・住民ニーズに応えるとともに、冬期における市民生活の確保と安全性の向上の観点から有効性は高い。
		活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	○	
		先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	○	
	目的及び指標等の達成状況に対する評価	積雪により、市民生活に影響がでることから、福知山市除雪計画に沿って主要な生活道路の除雪を行なうことにより、冬期における道路交通の確保と市民生活の維持を図る。 除雪計画に沿って、迅速に除雪作業、凍結防止剤散布作業を行なうことにより、市道の安心・安全を確保している。		
	今後の課題及び方向性	積雪の多い地域を有する本市において、冬期における基幹市道の通行及び円滑な交通の確保に除雪業務は必要不可欠であり、現状維持とする。 年々、除雪業者における除雪車両の維持やオペレーターの確保等が難しい状況になってきており、地元企業の少ない地域においては除雪業者の確保に苦慮する状況が生じている。今後、安定した除雪業務を維持していくために、検討・対策が必要である。		
庁内及び外部による評価	二次評価 (庁内) 【行革担当課記入】	所 見		
	三次評価 (外部) 【行革担当課記入】	所 見		
来年度方針	担当課の事業の見直し及び予算要求方針	方針区分	内 容	
	予算への反映 (財政担当課記入)	<input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし		
		予算額の反映状況(対H28)	担当課の見直し・要求方針に対する所見【行革担当課記入】	
		<input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充		

市道除雪について

1 目的

市道の除雪は、福知山市地域防災計画（災害対策基本法第42条規定に基づく）に定める「雪害対策計画」として、主に雪寒地域等の路線指定を受けた市道について除雪計画を定め、この計画に基づいて冬期の道路交通の確保を図ることを目的として実施している。

2 除雪事業の概要

平成28年度は、市内の除雪路線343路線、協議路線72路線、計415路線を市内38業者に委託して除雪を実施している。あわせて凍結防止対策として幹線道路の凍結しやすい路線、箇所について2業者（うち1業者は除雪も実施。）に委託して機械散布を行うとともに、凍結防止剤設置箇所へ職員による設置を行っている。

凍結防止剤の購入、除雪車両の点検・修繕、除雪業務委託、除雪車両借り上げリース料なども行っている。

3 除雪実施者 市道管理者（土木課）

4 除雪指定地域

除雪計画では、降雪量の多い上豊富・下川口・上川口・金谷・三岳・金山・雲原・三和支所・夜久野支所・大江支所所管内の地域を位置づけて除雪を実施している。

5 除雪路線

- (1) 除雪路線の除雪は、雪寒地域の積雪が10cmに達したときには準備作業を行い、午前5時時点において、概ね15cmに達したときに除雪作業を開始する。ただし、広域に多量の降雪が予想される場合は、状況に応じて除雪作業を開始する。
- (2) 除雪路線の順位は、路線の重要度、緊急度に応じて第1次路線及び第2次路線を定めている。

6 協議路線

- (1) 協議路線の除雪は、原則として地元自治会長からの要請により、雪寒地域の積雪が、午前5時時点において15cmを越えるものであるとき、状況に応じて土木課長の指示で除雪作業を開始する。
- (2) 協議路線の順位は、路線の重要度、緊急度に応じて第1次路線及び第2次路線を定めている。

7 除雪対策期間 原則として、年度毎に 自：12月1日～至：3月15日まで

8 除雪調査

京都府中丹西土木事務所、委託業者及び地元自治会長に連絡して、積雪状況の調査を行うとともに、必要に応じてパトロールによる現地調査を実施する。

9 除雪指示及び除雪出勤

雪に関する予報・警報・注意報、積雪調査、地元自治会の要請等により、除雪業務連絡系統図により土木課長が状況に応じて除雪委託業者に指示を行う。早朝に除雪を必要とする場合は、原則として午前5時からとする。ただし、広域に多量の降雪が予想されるときは、状況に応じて除雪作業を開始するものとする。

10 動員計画

注意報以上の予警報が発令され、又は発令中であり、除雪による待機・出勤が必要な場合、状況に応じて、土木課職員の動員（16名）を行う。執務時間中の場合は、積雪量及び除雪状況を課長に報告し、指示により除雪対応する。

○執務時間外の場合

自治会長から除雪等依頼の連絡が日直・宿直者にあったときは、日直・宿直者は直ちに土木課長に報告し、土木課長は動員計画表により各職員に連絡する。連絡を受けた職員は、速やかに登庁し、除雪の業務を行う。あわせて除雪業者に除雪を指示する。

市道凍結防止対策について

1 目 的

福知山市道の主に幹線道路における凍結しやすい場所について、凍結防止対策を実施し、路面の凍結による事故を防ぎ、道路の交通及び安全の確保を図ることを目的とする。

2 凍結防止剤による対策

凍結防止剤を購入し、特に幹線道路の凍結しやすい場所（橋上、踏切、交差点、カーブ等）において、設置又は散布を行う。

3 機械による凍結防止剤の散布

幹線道路の凍結しやすい路線・場所を散布路線に指定し、気象に関する予報や凍結防止調査等により、凍結又は凍結の恐れのある場所において、業者所有機械による凍結防止剤の散布を行う。

機械散布は業者にあらかじめ現物を支給し、委託を行い、市土木課の指示した日の午前5時又は、市の指定した時間により開始する。

4 散布路線及び場所 27路線

5 凍結防止剤の設置

幹線道路の凍結しやすい場所（237箇所）において、道路利用者及び地元自治会等が散布するための凍結防止剤を2～3袋設置し、必要に応じ看板を設置する。

平成 28 年度

道路除雪計画

< 抜粋 >

福知山市土木建設部土木課

市道除雪計画について

1 目的

この計画は、福知山市地域防災計画（災害対策基本法第42条規定に基づく）に定める「雪害対策計画」として、主に雪寒地域等の路線指定を受けた市道について除雪計画を定めたものであり、道路交通の確保を図ることを目的とする。

2 実施責任者

市道管理者たる市長が行う。

3 除雪指定地域

下川口・上豊富・上川口・金谷・三岳・金山・雲原・菟原・細見・川合
下夜久野・中夜久野・上夜久野・美河・美鈴・有仁の各地区

4 除雪路線

(1) 除雪路線の除雪は、雪寒地域の積雪が10cmに達したときには準備作業を行うものとし、午前5時時点において、おおむね15cmに達したときに除雪作業を開始するものとする。

ただし、広域に多量の降雪が予想される場合は、状況に応じて除雪作業を開始するものとする。

(2) 除雪路線の順位は、路線の重要度、緊急度に応じて第1次路線及び第2次路線を定めるものとし、別紙-1のとおりとする。

5 協議路線

(1) 協議路線の除雪は、原則として地元自治会長からの要請により、雪寒地域の積雪が、午前5時時点において15cmを越えるものであるとき、状況に応じて土木課長の指示で除雪作業を開始するものとする。

(2) 協議路線の順位は、路線の重要度、緊急度に応じて第1次路線及び第2次路線を定めるものとし、別紙-1のとおりとする。

6 除雪機械の配置

- (1) 除雪機械の配置は、別紙－1のとおりとする。
- (2) 市準備の雪寒建設機械等28台の業者貸付及び業者所有機の借上をもって充足する。

7 除雪対策期間

原則として、次のとおりとする。

自 平成28年12月 1日
至 平成29年 3月15日

8 除雪調査

京都府中丹西土木事務所、委託業者及び地元自治会長に連絡して、積雪状況の調査を行うとともに、必要に応じてパトロールによる現地調査を実施する。

9 除雪指示及び除雪出勤

雪に関する予報・警報・注意報、積雪調査、地元自治会の要請等により、除雪業務連絡系統図（別紙－2）により土木課長が状況に応じて除雪委託業者に指示を行う。

早朝に除雪を必要とする場合は、原則として午前5時からとする。

ただし、広域に多量の降雪が予想されるときは、状況に応じて除雪作業を開始するものとする。

10 動員計画

注意報以上の予警報が発令され、又は発令中であり、除雪による待機・出勤が必要な場合、状況に応じて、次表による動員を行う。

- (1) 1号動員
注意報以上の予警報が発令され、除雪の為、待機の必要がある場合。
- (2) 2号動員
注意報以上の予警報が発令中であり、除雪の必要がある場合。

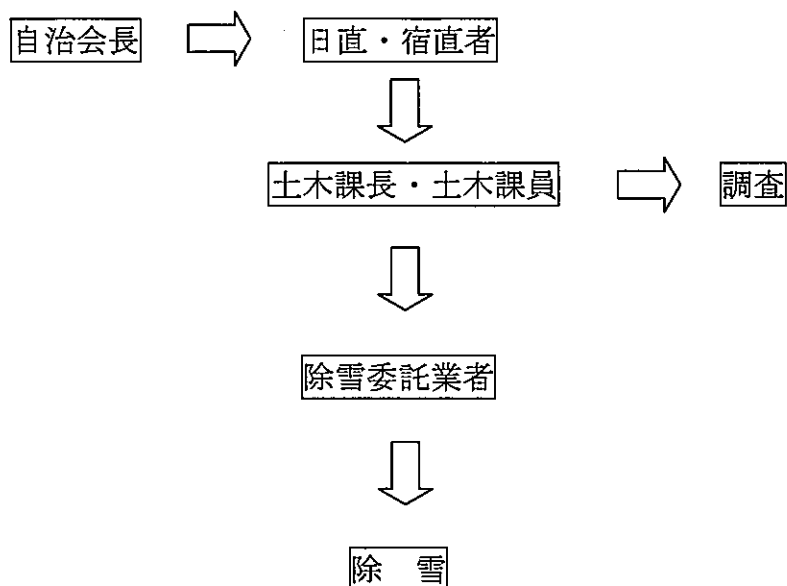
(3) 執務時間中の場合

庶務係は、積雪量及び除雪状況を課長に報告し、その指示を受けるとともに、他の係との連絡を行う。

(4) 執務時間外の場合

自治会長から除雪等依頼の連絡があった時は、日直・宿直者は、直ちに土木課長に報告し、土木課長は動員計画表により各職員に連絡する。連絡を受けた職員は、速やかに登庁し、除雪の業務を行う。

除雪業務動員連絡系統図



1.1 動員計画に基づく職員業務分担

(1) 庶務係

- ア 関係機関との連絡調整に関すること
- イ 庁内各課との連絡及び応援要請に関すること
- ウ 気象情報及び積雪量等の情報収集に関すること
- エ 除雪機械の運営・配車に関すること
- オ 機械の緊急借上等に関すること
- カ 除雪等に要する経費の支出に関すること

(2) 調査・除雪係

- ア 除雪路線及び凍結場所のパトロールに関すること
- イ 除雪委託業者への現地指示に関すること
- ウ 交通規制の措置に関すること
- エ 除雪作業（踏み付け除雪等）に関すること
- オ 凍結防止剤の補充に関すること
- カ 災害調査及び応急復旧の実施に関すること

▼ 市道凍結防止対策について

1 目 的

福知山市道の主に幹線道路における凍結しやすい場所について、凍結防止対策を実施し、路面の凍結による事故を防ぎ、道路の交通及び安全の確保を図ることを目的とする。

2 凍結防止剤による対策

凍結防止剤を購入し、特に幹線道路の凍結しやすい場所（橋上、踏切、交差点、カーブ等）において、設置又は散布を行う。

3 機械による凍結防止剤の散布

幹線道路の凍結しやすい路線・場所を散布路線に指定し、気象に関する予報や凍結防止調査等により、凍結又は凍結の恐れのある場所において、業者所有機械による凍結防止剤の散布を行う。

機械散布は業者（三丹開発(株)・(有) 田中組）にあらかじめ現物を支給し、委託を行い、市土木課の指示した日の午前5時又は、市の指定した時間により開始する。

4 散布路線及び場所

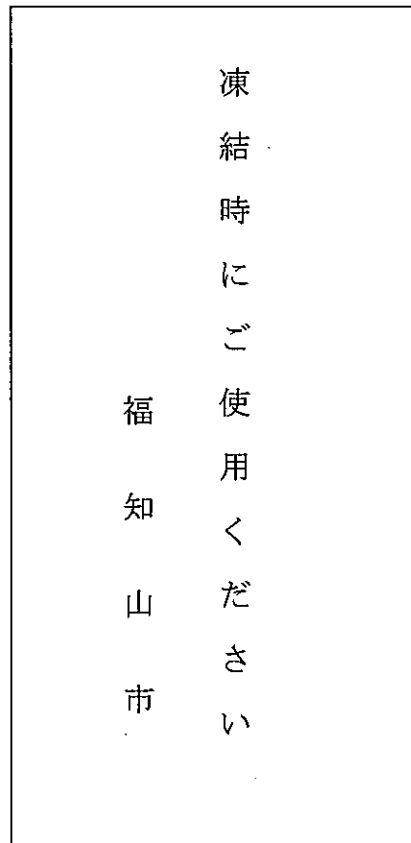
- (1) 岩井1号線 岩井9号線 岩井かしの木台線
- (2) 新庄荒河線
(岩井橋)
- (3) 下荒河神谷線
(丹鉄荒河かしの木台駅ガード付近～国道9号線との交差点)
- (4) 岩井中山区画本線
(全線)
- (5) 狭間峠線
(国道9号線との取り合い)
- (6) 広小路勅使線
(天津橋付近、漆端～上荒河橋)
- (7) 篠尾新町荒河線
(上荒河橋)

- (8) 上荒河観音寺線
(新音無瀬橋付近～さくら橋付近、前田橋、交差点近、高架下付近)
- (9) 土前田線
(全線)
- (10) 前田岩間線
(口池付近、日新中学校付近、長田野西橋付近)
- (11) 平野本線
(西平野郵便局から平野3号線起点まで)
- (12) 前田岩間南・北インター線
(全線)
- (13) 長田野工業団地4号線
(あざみ谷橋付近、長田野中橋付近)
- (14) 多保市土師線、土師高畑線
(江戸ヶ坂付近、養老水公園付近、高畑橋付近)
- (15) 森垣4号線
(森垣跨線橋)
- (16) 荒木神社堀線(長谷池付近)、荒木正明寺線、和久寺室線(淑徳高校前付近)
- (17) 羽合室線
(JR篠尾アパート付近、藤田歯科付近)
- (18) 駅南区画大通り線
- (19) 御霊神社岡線、西町市寺線
(JR福知山線元稻荷踏切付近)
- (20) 菱屋堀線
(JR福知山線元岡ノ下踏切付近)
- (21) 京町線
(内記歩道橋付近)
- (22) 中ノ本町線
(厚生会館前)
- (23) 以上の外、状況により福知山市が必要と認める市道路線

5 凍結防止剤の設置

幹線道路の凍結しやすい場所において、道路利用者及び地元自治会等が散布するための凍結防止剤を2～3袋設置し、必要に応じ看板を設置する。

看板



▼ 豪雪時における除雪について

1 定義

ここでいう豪雪とは、市全域に多量の積雪があり、福知山市災害対策本部条例（昭和38年10月1日条例第19号）に基づく災害対策本部が設置されるまでの積雪時をいう。

2 除雪出勤・路線

除雪指定地域内の除雪路線及び協議路線において、原則として午前5時より出勤する。ただし、降雪状況により午後の出勤を行う。

3 除雪の特別出勤

市内全域が積雪15cmを超え、更に天気予報等により降り続くと予想されるとき、指定路線以外の重要幹線道路において必要と認められる場合、緊急的に特別出勤を行う。

○除雪関連事業

【事業概要】福知山市除雪計画に沿って、主要生活道路（市道）の除雪を行なうことにより生活道路を確保する。
市内の除雪路線343路線、協議路線72路線、計415路線を市内38業者に委託して除雪を実施。
あわせて凍結防止対策として、幹線道路の凍結しやすい路線、箇所について業者2者による機械散布と、凍結防止剤設置箇所への職員による設置を行なう。
凍結防止剤購入、除雪車両の点検・修繕、除雪業務委託、除雪車両借上り・リース料など。

【事業効果】本市における冬季対策事業として、基幹市道の通行及び円滑な交通の確保に必要不可欠である。

【28年度除雪計画概要】

○除雪路線 雪寒地域の積雪が10cmに達したときに準備作業を行い、午前5時時点で15cmに達したときに除雪作業を開始する。

ただし、広域に多量の降雪が予想されるときは、状況に応じて除雪作業を開始する。

除雪路線の順位は、重要度、緊急度に応じており、第1次、第2次路線としている。

○協議路線 原則として、地元自治会長からの要請により、雪寒地域の積雪が、午前5時時点で15cmを超えるとき。

要請を受けて、状況に応じて土木課長の指示で除雪作業を開始する。

協議路線の順位は、重要度、緊急度に応じて、第1次、第2次路線を定めている。

○路線数と除雪距離数

地域区分	除雪路線①		協議路線②		合計③①+②		委託状況	
	路線数	延長 (km)	路線数	延長 (km)	路線数	延長 (km)	業者数	業者数
旧福知山市域	69	64.0	49	47.8	118	111.8	19	19
三和地域	75	49.9	-	-	75	49.9	7	7
夜久野地域	179	58.3	-	-	179	58.3	7	7
大江地域	20	26.7	23	12.2	43	38.9	6	6
計	343	198.9	72	60.0	415	258.9	39.0	39

○凍結防止剤設置箇所

地域区分	箇所数	設置数 (袋)
旧福知山市域	82	184
三和地域	101	169
夜久野地域	25	58
大江地域	27	27
計	235	438

○除雪・凍結防止剤散布作業車 (単位：台)

区分	除雪車両		凍結防止剤		計
	有	無	有	無	
市所	2	0	0	0	2
府所	1	0	0	0	1
業者	18	0	1	2	19
計	21	0	1	2	24

○凍結防止剤散布路線数

散布路線数	27路線	幹線道路の凍結しやすい路線・箇所について、気象予報や関係機関の情報により散布を行なう。
-------	------	---

上記散布路線の坂道、橋上、踏切、交差点、カーブ等を中心に散布を実施

※なお、指定路線以外では、岩間線・川北橋について警察からの要請により適時、散布を実施する。

【主な除雪経費】

○需用費 消耗品費 (凍結防止剤)

	26年度		27年度		28年度		3か年平均	
	単価 (円)	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量
塩化ナトリウム	864	490	864	70	864	1,410	864	657
塩化カルシウム	1,296	920	1,512	360	1,512	1,560	1,440	947
無塩 (歩道橋用)	5,205	4	5,313	4	5,313	0	5,277	3

○委託料

	26年度		27年度		28年度		3か年平均	
<除雪業務>委託料小計	76,437,582		38,540,638		102,374,587		72,450,936	
固定経費	16,211,556		16,322,191		15,877,495		16,137,081	
機械拘束料	11,167,956		11,167,956		10,779,912		11,038,608	
チェーン着脱料	2,049,840		2,207,520		2,116,800		2,124,720	
情報収集・調整料	2,993,760		2,946,715		2,980,783		2,973,753	
変動経費	60,226,026		22,218,447		86,497,092		56,313,855	
委託料	37,514,922		15,299,535		70,166,844		40,993,767	
待機料	22,711,104		6,918,912		16,330,248		15,320,088	

	26年度		27年度		28年度		3か年平均	
<内、凍結防止>小計	4,259,994		4,665,842		6,247,999		5,057,945	
固定経費	171,007		175,419		173,556		173,327	
機械拘束料	0		0		0		0	
チェーン着脱料	56,160		60,480		60,480		59,040	
情報収集・調整料	114,847		114,939		113,076		114,287	
変動経費	4,088,987		4,490,423		6,074,443		4,884,618	
委託料	3,061,259		3,708,719		5,187,115		3,985,698	
待機料	1,027,728		781,704		887,328		898,920	

	26年度		27年度		28年度		3か年平均	
契約受託業者数	40	2	39	2	39	2	39	2
業者出動日数 (日)	29	19	24	22	35	20	29	20
延べ出動業者数 (者)	307	37	133	44	375	38	272	40
延べ稼働台数 (台)	447	37	180	44	526	38	384	40
延べ出動時間 (h)	2,004	120	733	135	3,486	149	2,074	135
待機拘束日数 (日)	16	16	6	6	26	26	16	16

○使用料及び賃借料

	26年度	27年度	28年度
リース台数 (台)	18	18	19
リース契約額 (円)	28,563,880	28,563,880	32,211,040

【除雪車両（市所有車両）のリースへの更新検討】

- 【現状】1. 現在、市所有車両として10台保有
 2. 直近4箇年（25年度～28年度）での除雪車両にかかる維持管理費は、4箇年計16,024千円（4,006千円/年）
 3. 10台のうち、取得年度が最も古いのは、S61取得したもので31年経過となる。

市所有除雪車両にかかる維持管理費（修繕料、役務費など）

車名	ナンバー	クラス	25年度	26年度	27年度	28年度	3か年計	経過年数
小松メッククタイヤードーザ	京都99め1054	8 t 級	232,501	835,897	338,838	481,750	1,888,986	26年
TOMタイヤードーザ	京都00も1554	8 t 級	561,330	621,463	530,409	353,904	2,067,106	29年
古川タイヤードーザ	京都99め1221	8 t 級	557,088	937,300	741,441	429,484	2,665,313	23年
キャタピラー	京都00も2143	8 t 級	292,141	265,258	760,222	323,504	1,641,125	19年
いすゞトラック（10 t 級）	京88や2604	10 t 級	255,339	325,915	358,927	453,934	1,394,115	31年
マツダタイタン	京都11ぬ6479	2 t 級	149,530	164,015	185,680	191,080	690,305	23年
小松メッククタイヤードーザ	京都99め1130	8 t 級	223,145	862,741	1,051,270	304,786	2,441,942	26年
マツダタイタン	京都11ぬ1014	2 t 級	391,516	224,497	332,940	301,800	1,250,753	23年
トヨタダイナ	京都11ぬ4217	2 t 級	261,442	215,274	288,660	276,780	1,042,156	22年
トヨタハイラックス	京都11ぬ7220	2 t 級	198,327	283,206	268,140	191,700	941,373	21年
			3,122,359	4,735,566	4,856,527	3,308,722	16,023,174	

【経過】1. 最近では、26年度に8 t 級3台を市所有からリース車両へ切替えしている。（経過年数 34年～30年）

【検討】1. 市所有車両10台について、以下の条件のどちらかによりリースへの切替えを検討

- 条件1 直近3箇年の維持管理費の合計が、概ね1,500千円を超えている車両（上記表中、「3か年計」欄 [] 枠で表示。）
 条件2 経過年数が25年を超えている車両（上記表中、「経過年数」欄 [] 枠で表示。）

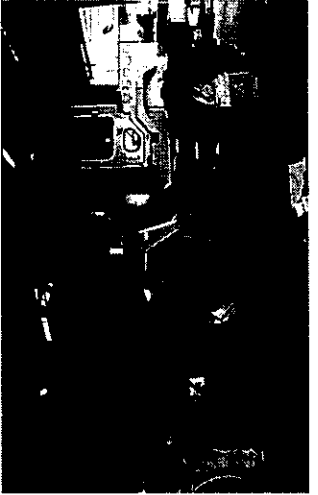
【方針】1. 以上のことから、10台のうち6台についてリースへの切替えを行なう。

2. 条件1若しくは条件2のいずれかに該当する6台のうち、維持管理費の大きい車両を優先に切替えを検討する。

車名	ナンバー	クラス	経過年数		3か年計	優先順位	備考
			経過年数	3か年計			
小松メッククタイヤードーザ	京都99め1054	8 t 級	26年	>	1,888,986	1	今後の動向により検討
TOMタイヤードーザ	京都00も1554	8 t 級	29年	>	2,067,106	3	維持費も年数も大。
古川タイヤードーザ	京都99め1221	8 t 級	23年	>	2,665,313	2	維持費大。30年度車検。
キャタピラー	京都00も2143	8 t 級	19年	>	1,641,125	—	今後の動向により検討
いすゞトラック（10 t 級）	京88や2604	10 t 級	31年	<	1,394,115	—	今後の動向により検討
小松メッククタイヤードーザ	京都99め1130	8 t 級	26年	>	2,441,942	1	維持費大。29年度車検。



29年度切替車両（優先順位1）

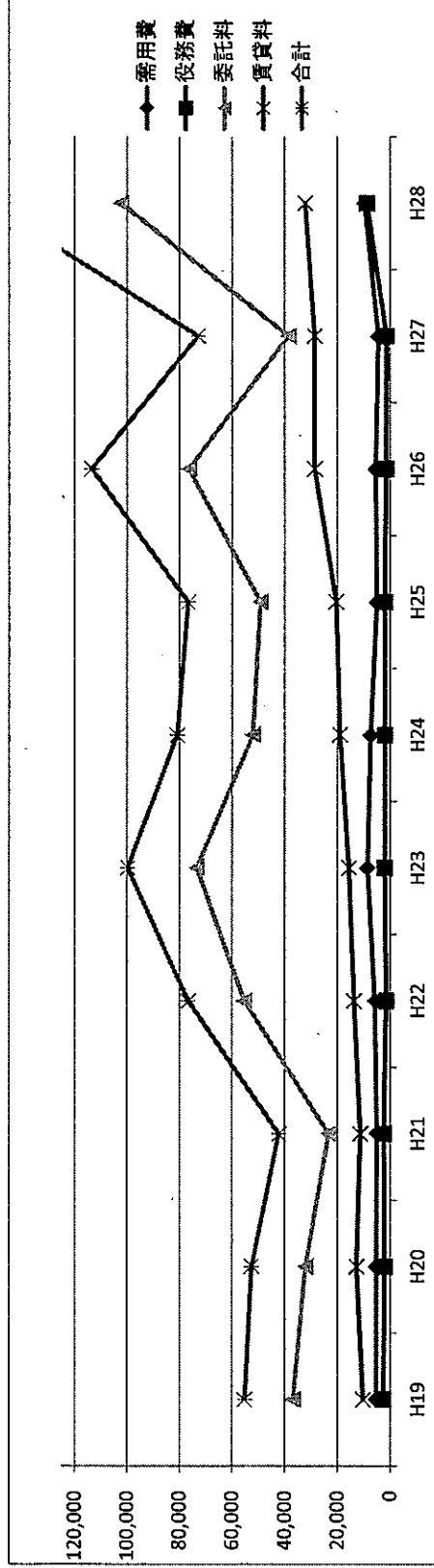


30年度切替車両（優先順位2）

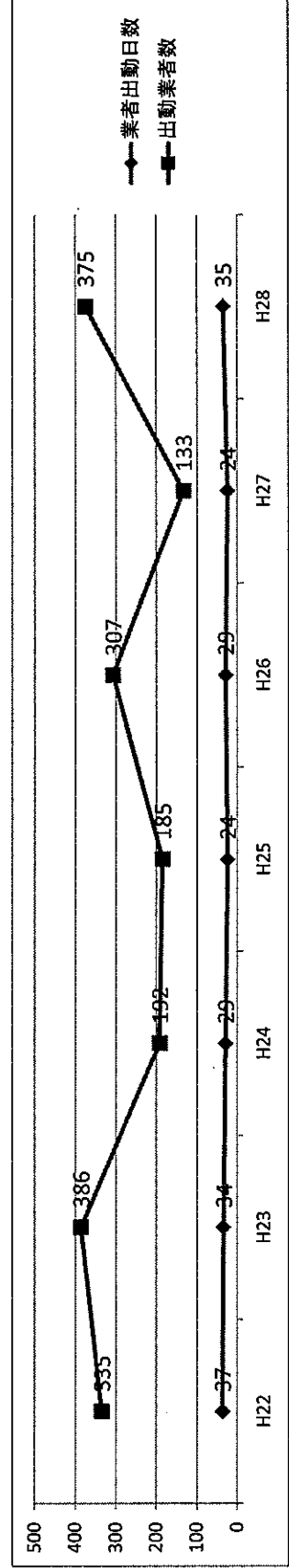
- ・小松メッククタイヤードーザ
- ・経過年数：26年
- ・3箇年維持管理費
 - 車検経費 (H25) 2,137,156円
 - 法定点検 (H26) 223,145円
 - 車検経費 (H27) 180,360円
 - 法定点検 (H28) 379,975円
 - 備品等修繕料 180,360円
 - (H28) 右ソリスクリュー交換 1,353,676円
 - (H27) エッジ交換
 - (H26) シリンダーシーリングキット交換

除雪関連事業実績額

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
需用費	5,259,458	5,246,215	5,087,799	5,799,358	8,584,151	7,390,590	5,017,610	5,499,236	4,414,868	9,730,196
役務費	2,595,336	2,060,576	2,390,115	1,501,954	2,017,627	1,976,610	1,975,997	1,502,641	1,331,931	8,770,156
委託料	36,920,133	32,198,273	23,334,784	55,377,665	73,428,589	52,093,628	49,199,682	76,437,582	38,540,638	102,374,587
賃貸料	10,319,100	12,786,055	11,334,750	13,670,050	15,648,250	19,037,650	20,419,450	28,563,880	28,563,880	32,211,040
備品購入費	0	190,000	0	0	0	0	0	1,166,400	0	0
公課費	146,700	146,700	146,700	298,000	96,400	304,500	114,300	321,900	120,300	321,900
合計	55,240,727	52,627,819	42,294,148	76,647,027	99,775,017	80,802,978	76,727,039	113,491,639	72,971,617	153,407,879
業者出動日数				37	37	34	29	24	29	24
出動業者数				335	335	386	192	185	307	133
										35
										375



・近年、除雪関連事業は22年度以降、7千万円を超えており、28年度は154百万円と過去最大となっている。
 ・当該事業は、委託料に左右され、なかでもその年度の降雪状況により、変動経費が大きく影響される。



積雪状況写真

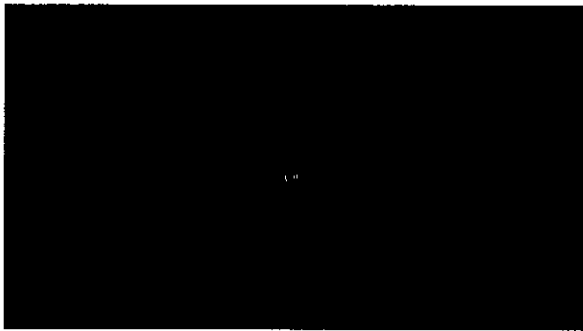
平成29年2月11日



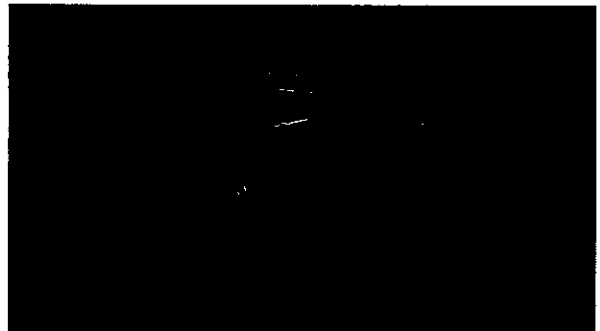
大江町:奥北原 50センチ



大江町:高津江 35センチ



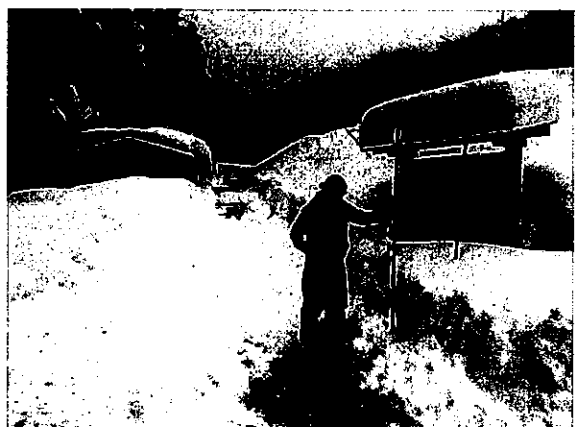
夜久野町:小畑 80センチ



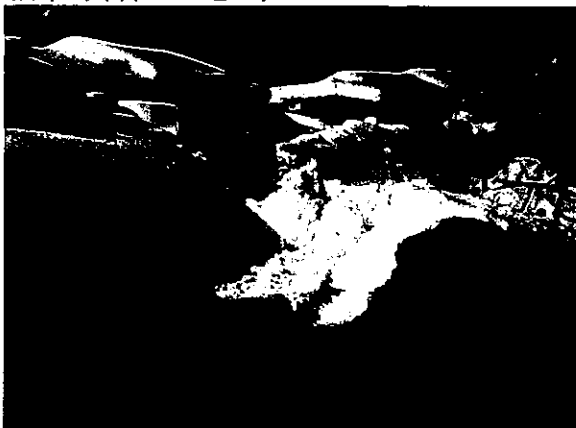
夜久野町:現世 1m



旧市:西石 60センチ



旧市:仏谷 80センチ



大江町:橋谷 除雪状況

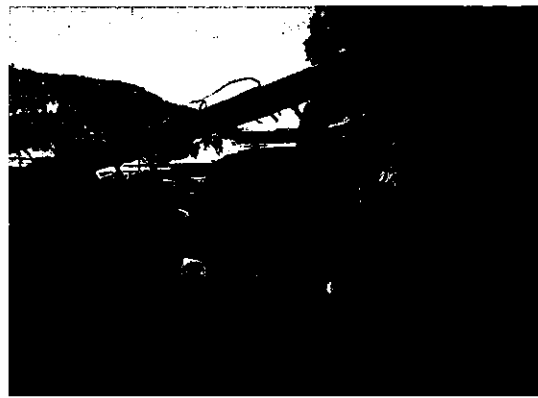


大江町:橋谷 除雪状況

積雪による被害状況



電柱倒れ、道路上への倒木による支障



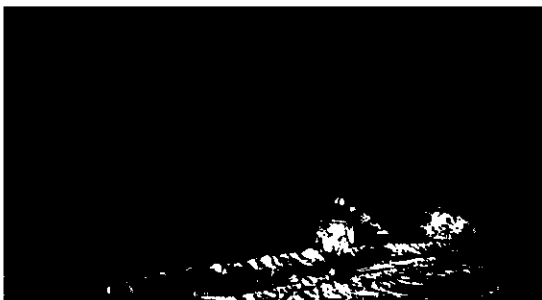
倒木



倒木



竹のしおれによる道路通行の支障



夜間 倒木による停電・道路通行の支障



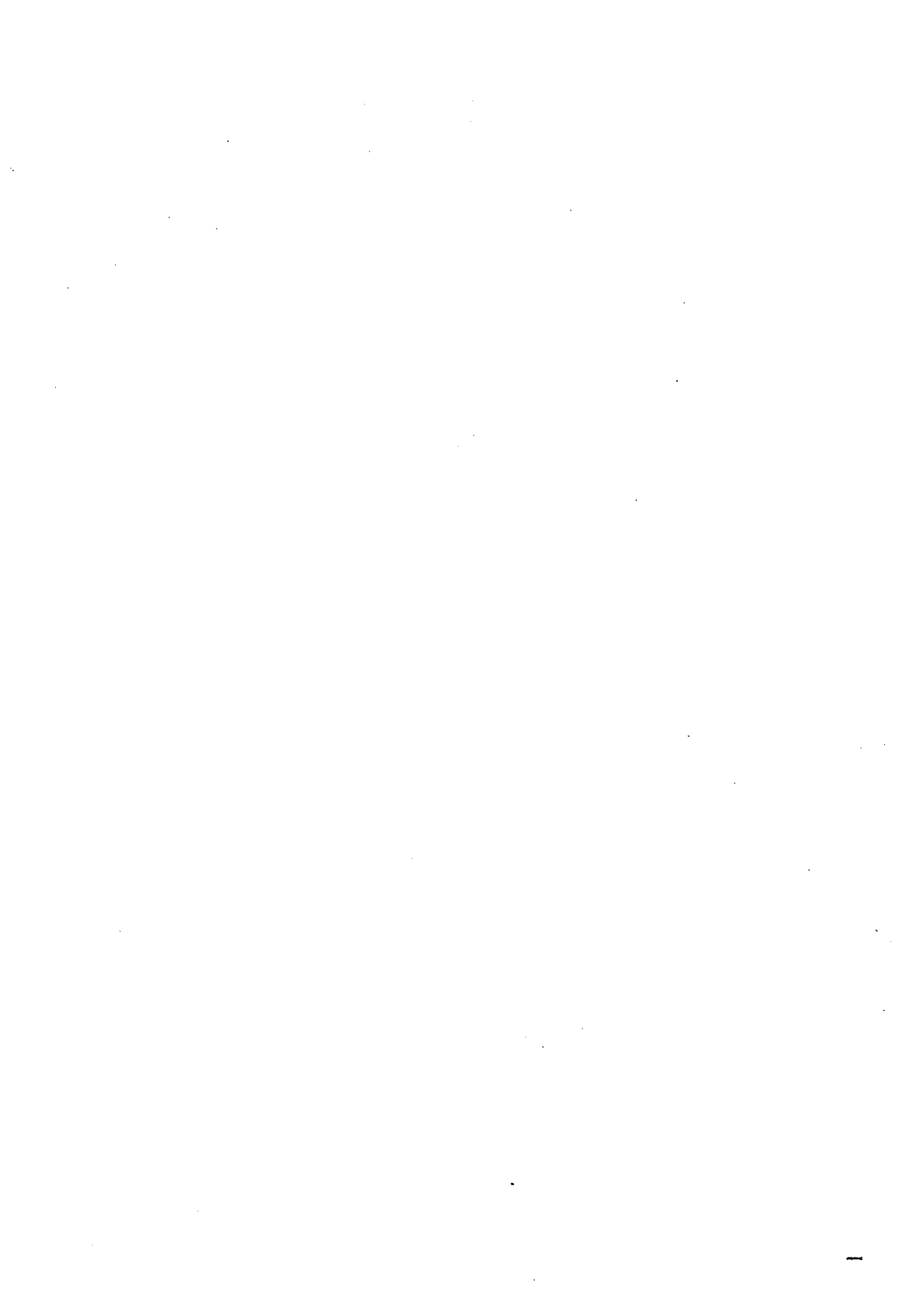
竹のしおれによる道路通行の支障



歩道、車道への木々のしおれによる支障



庭木の倒木による支障(個人で撤去)



平成29年度 事務事業評価シート

作成日時 2017/3/31

(単位:千円)

事業属性	事業名(コード)	防火安全対策推進事業 (550220)		担当課	本部予防課		
	開始年度	平成1(1989)	終了予定年度	平成32(2020)	作成責任者	津田 喜代志	
	施策の大綱	消防・救急体制の強化			関連計画等	-	
	施策名	消防・救急・救助の体制を充実させる				-	
	根拠法令等	消防法第8条、火災予防条例第29条の2			(フラグ1)		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 国府制度事業 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独事業 <input type="checkbox"/> その他()						
基礎情報	事業目的(あるべき姿)	<ul style="list-style-type: none"> 防火対象物、危険物施設に対して、防火管理を適正に行い火災の発生を未然に防止し、火災による被害の軽減を図る。 住宅においては、住宅防火対策への取り組みを積極的に行い火災による死者の軽減を図る。 					
	対象者	防火対象物の関係者 一人暮らし高齢者(市民)	対象物数	800人 2400人	一人当たりコスト	268.94 89.65	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他 (委託先・実施主体等)					
	事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 防火対象物の関係者に対して防火管理講習を開催。 防火対象物・危険物施設の立入検査の実施。 1人暮らし高齢者宅防火訪問を実施。 市民への火災予防の啓発活動。 					
	主な経費と具体的内容(H28実績)	項目	具体的な内容	H28経費			
	防火管理講習用テキスト	講師が使用する(15冊)	26				
	予防関係消耗品	カラーPPC用紙・トナーカートリッジ・ファイル 他	262				
	訓練用水消火器	消防訓練に使用	71				
	消火栓用資機材	防火防災安全モデル事業	50				
	郵送料	火災予防運動の啓発 他	149				
	関連事業						
予算と執行の状況	区 分		H27	H28	H29	H30要求	
	事業費	当初予算...①	1,135	1,186	932		
		補正予算...②	△ 443	△ 518	0		
		繰越し等...③	0	0	0		
	財源内訳	一般財源	692	668	932		
		国支出金	0	0	0		
		府支出金	0	0	0		
		地方債	0	0	0		
		その他特財	0	0	0		
	職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	22.39/0	26.81/0	26.81/0		
概算人件費...④		179,120	214,480	214,480			
総事業費(①+②+③+④)...⑤		179,812	215,148	215,412			
執行状況	執行額...⑥		691	595			
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)		99.9%	89.1%			
業績指標	成果実績(アウトカム)実績/当初目標	指 標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		防火管理者選任率(選任数/対象物数)	%	804/909(88.4%)	820/896(91.5%)	/	100%
		火災による死者の数	人	2/0	2/0	4/0	0
	活動実績(アウトプット)実績/当初見込	指 標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		防火管理講習受講者数	人	98 / 100	116 / 100	/ 100	毎年100人
		(甲種新規講習)	単位あたりコスト	7.1	5.1		
		1人暮らし高齢者宅防火訪問	件	612/800	511/800	/	
			単位あたりコスト	1.1	1.2		
		1人暮らし高齢者宅住宅用火災警報器の設置率	%	543/612(88.7%)	432/498(86.7%)	/	95%
			単位あたりコスト	1.1	1.2		

		項目	評価	評価に対する説明
一次評価 ▽担当課による自己評価△	必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	・火災予防上の安全を確保し、火災を未然に防止するために必要性は高い。
		民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	○	・住宅火災による死者を減少させるために、住警器の設置率向上の必要性は高い。
		目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	○	
	効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	○	・消防本部の主催により、講習料を徴収していないことが受講者の確保につながる。
		他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	○	・活動量は多いが、直接住民と対話することで住宅防火の推進に有効である。
		コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	○	
	有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	△	・年間2回の実施で成果目標に届いている。
		活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	○	・成果目標は、全住戸を対象としているため、実績のみでは適切に把握されているとはいえない。
		先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	○	
		目的及び指標等の達成状況に対する評価	<p>・講習を年間に複数回実施することで、受講しやすい環境とし、防火管理者の資格者を増やすことにより、防火管理者の選任率を高め、火災の発生防止と被害軽減を図っている。</p> <p>・成果指標の目標としては、平成32年度に住宅用火災警報器の設置率を95%としているが、平成27年の1人暮らし高齢者宅防火訪問による結果が88.7%、平成28年が86.7%であり、設置率が上昇していないことから普及啓発活動について、さらに検討する必要がある。</p>	
	今後の課題及び方向性	<p>・近年、管内の事業所等において火災による死者は発生していない。今後も継続して防火管理講習を定期的に関催していくことにより、防火管理者の資格を取得しやすい環境を確保し、管内における事業所の防火管理者の選任率を高めるとともに、自主防火管理体制の徹底を図る。</p> <p>・近年において毎年住宅火災で高齢者の死者が発生している。火災の早期発見につながる住宅用火災警報器の設置は有効であることから継続して普及啓発活動を実施する。また、今後は現在設置されている住警器が、設置から10年を超え、電池切れや本体交換時期となることから維持管理についても周知する必要がある。</p>		
庁内及び外部による評価	二次評価 (庁内) 【行革担当課記入】	所見		
	三次評価 (外部) 【行革担当課記入】	所見		
来年度方針	担当課の事業の見直し及び 予算要求方針	方針区分	内容	
	予算への反映 【財政担当課記入】	<input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし		
		予算額の反映状況(対H28)	担当課の見直し・要求方針に対する所見【行革担当課記入】	
		<input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充		

消防本部予防課 防火安全対策推進事業 資料

防火管理者（甲種新規講習）

	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
受講者数（人）	116	98	119	163	134
選任率	91.5%	88.4%	83.3%	約80%	約80%
再講習（人）	19	25	8	23	10
乙種新規（人）	6	11	14	7	13

消防訓練（事業所）

	平成28年	平成27年	平成26年	平成25年	平成24年
件数（事業所）	159	167	123	226	123
人数（人）	10,229	9,497	7,454	10,699	6,125
巡回防火教（人）	2,417	2,110	1,054	2,115	1,902
起震車体験（人）	838	962	914	870	625
見学（人）	2,347	2,699	1,597	1,913	2,182

立入検査

	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
防火対象物数	201	281	250	252	263
危険物施設数	78	50	81	49	38

防火訪問

	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
件数（世帯）	511	612	632	233	256
住警器設置率	86.7%	88.7%	84.7%	87.6%	83.1%

安心安全講座（自治会）

	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
件数（自治会）	60	57	78	157	109
人数（人）	3,573	2,941	3,861	4,701	4,473

- * 防火対象物数 3,011対象物（平成29年3月31日現在）
 危険物施設数 390施設（平成29年3月31日現在）
 違反対象物公表制度・・・平成30年1月1日施行

平成29年度 甲種・乙種防火管理新規講習実施案内

福知山市消防本部

消防法施行令第3条の規定により、防火管理に関する講習を下記のとおり実施します。

1 講習の日時・場所・受付期間

第1回甲種防火管理新規講習	
講習日時	平成29年8月3日(木)・4日(金)の2日間 午前9時00分から午後5時00分まで
講習場所	福知山市消防防災センター2階 防災研修室 福知山市東羽合町46番地の1 電話 0773-23-5119
申込受付期間	平成29年7月3日(月)から7月21日(金)まで

※ 受付期間中、定員(50名)になり次第締め切らせていただきます。

第2回甲種防火管理新規講習	
講習日時	平成29年11月16日(木)・17日(金)の2日間 午前9時00分から午後5時00分まで
講習場所	福知山市消防防災センター2階 防災研修室 福知山市東羽合町46番地の1 電話 0773-23-5119
申込受付期間	平成29年10月16日(月)から11月2日(木)まで

※ 受付期間中、定員(50名)になり次第締め切らせていただきます。

乙種防火管理新規講習	
講習日時	平成29年11月15日(水) 午前9時00分から午後5時00分まで
講習場所	福知山市消防防災センター2階 防災研修室 福知山市東羽合町46番地の1 電話 0773-23-5119
申込受付期間	平成29年10月16日(月)から11月2日(木)まで

※ 受付期間中、定員(50名)になり次第締め切らせていただきます。

2 受講対象者

消防法第8条に規定する、「甲種」防火管理の資格を取得しようとする者
消防法第8条に規定する、「乙種」防火管理の資格を取得しようとする者

※ 乙種防火管理者は乙種防火対象物

特定防火対象物 … 収容人員30人以上、建物の延べ面積300㎡未満

非特定防火対象物 … 収容人員50人以上、建物の延べ面積500㎡未満

3 修了証の交付

この講習の全課程を修了した方には、修了証を交付します。

【遅刻または欠席された方には、修了証を交付することはできません。】

4 受講の手続き

(1) 申し込み要領

ア 写真1枚（正面・上半身、無帽とし、縦3cm、横2.5cm裏面に氏名を記載）及び
印鑑を用意してください。

イ 受講申込書（下記の受付場所または福知山市消防本部のホームページ
（<http://119.city.fukuchiyama.kyoto.jp/>）から様式をダウンロードすることが
できます。）

かい書で記入し、受付場所へ提出して受講票を受け取ってください。

(2) 受講料

受講料は無料です。申込時にテキスト代として1,450円（税込）が必要です。

なお、申し込み後、受講できなくなった場合のテキストの返却はご遠慮願います。

(3) 受付場所および問い合わせ先

受 付 場 所		電話番号	受 付 時 間
福知山消防署 予防課	東羽合町46-1	23-5119	7:00から20:00まで
福知山消防署 東分署	長田野町3丁目12-2	27-0119	
福知山消防署 北分署	牧471-1	33-0119	

5 講習内容（下記の内容を甲種は2日間、乙種は1日で実施します。）

- (1) 防火管理の意義、制度について
- (2) 火気管理について
- (3) 施設、消防用設備等の維持管理について
- (4) 訓練、教育について
- (5) 消防計画作成について
- (6) 実技（消火器、避難器具の取り扱い）

※ 講習の全課程を終了後、効果測定を実施します。

6 その他

- (1) 受講者は、講習の10分前までに会場に到着し、受付で受講票を提示してください。
- (2) 受講者は、講習当日に受講票・印鑑・テキスト・筆記用具・昼食を持参してください。

自治会関係 安心安全講座

【担当課】福知山消防署予防課 住民安全係（23-5119）

① 火災関係

◇ 防火講話

◇ 住宅用火災警報器説明

◆ 通報訓練 ・ 119通報

◆ 初期消火訓練 ・ 消火器取扱い訓練（水消火器）
・ 水バケツ取扱い訓練（応用バケツ含む）
・ 消火栓取扱い訓練

◆ 避難誘導訓練 ・ 避難訓練

◆ 火災実験 ・ 天ぷら油（住警器付） ・ 電気火災
・ 防災製品

② 救急関係

◇ 救急講話

◆ 救急講習 ・ 応急手当 ・ 心肺蘇生法 ・ AED取扱い

③ 自主防災関係

◇ 防災講話 ・ 自主防災

◆ 救出救護 ・ 瓦礫救出
・ 応急担架作成
・ 搬送方法

◆ 土のう作成

④ 地震、風水害、土砂等災害関係

⑤ 防災センター体験研修

その他

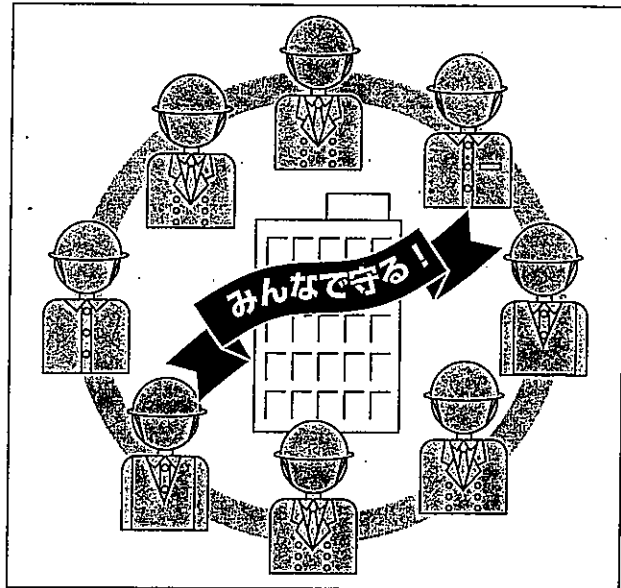
そのほかにも対応できる内容がありますので、お問合せください。

§5 防火管理の法令とそのしくみ

●消防法第8条第1項

防火管理制度

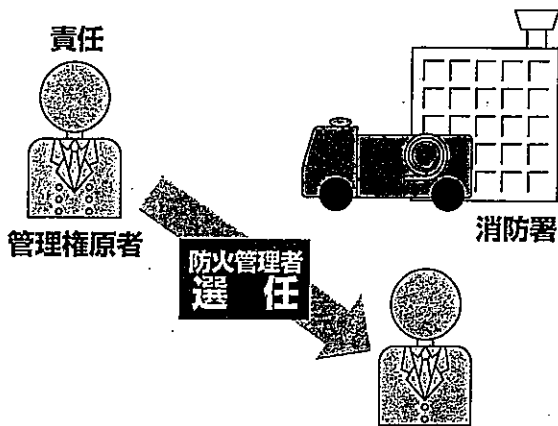
学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして消防法施行令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で消防法施行令で定める2以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で消防法施行令で定めるものの管理について権原を有する者は、消防法施行令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。



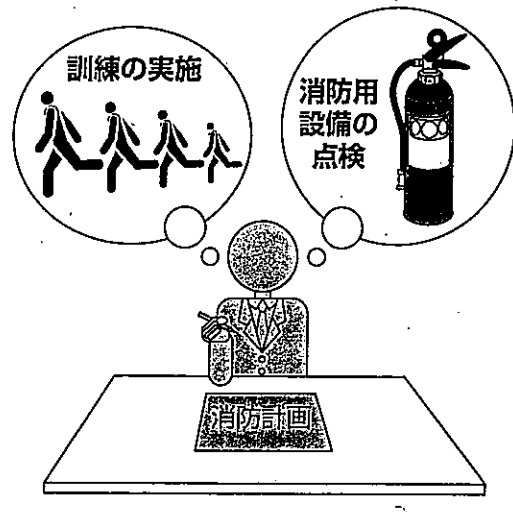
◎ キーポイント 〓自分のところは自分で守る、をモットーに火災に備えて周到な消防計画を作成し、これに基づき実行するのが防火管理です。

●防火管理者の選任

建物の所有者など（管理権原者）は、火災、地震等から自分のビルを守るために防火管理者を定め、防火管理業務を行わなければなりません。



●防火管理者の仕事



◎ キーポイント

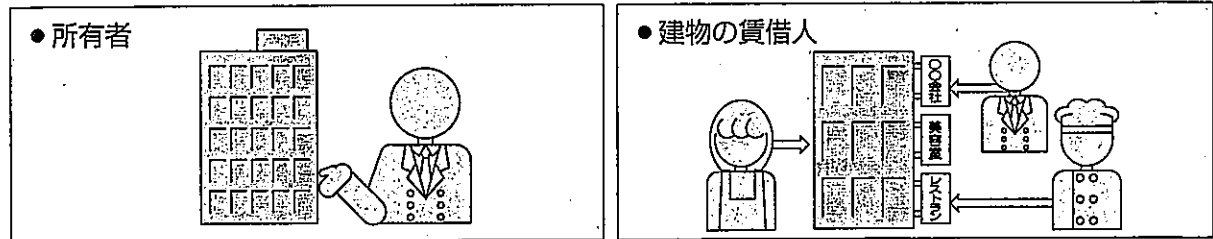
防火管理者を選任していない場合又は防火管理業務を適正に実施していない場合は、消防法違反となり、処分を受けることがあります。

○ 防火管理者の選任
 (工場長、支店長、学校長)
 ○ 防火管理上の経費の支出
 ○ 建物や設備の管理 } 権原

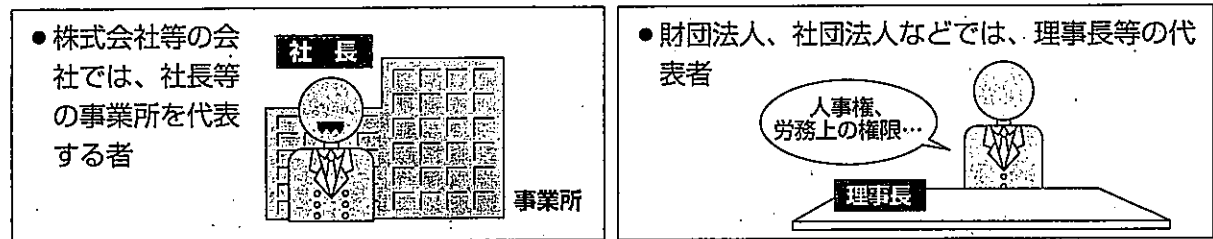
●消防法第8条第1項

管理権原者

管理権原者とは、防火管理を行わなければならない建物の管理について権原を有する者、一般には建物の所有者や事業所の経営者（借受人）のことをいいます。



その他、事業主等事業所を代表する者などが管理権原者となります。



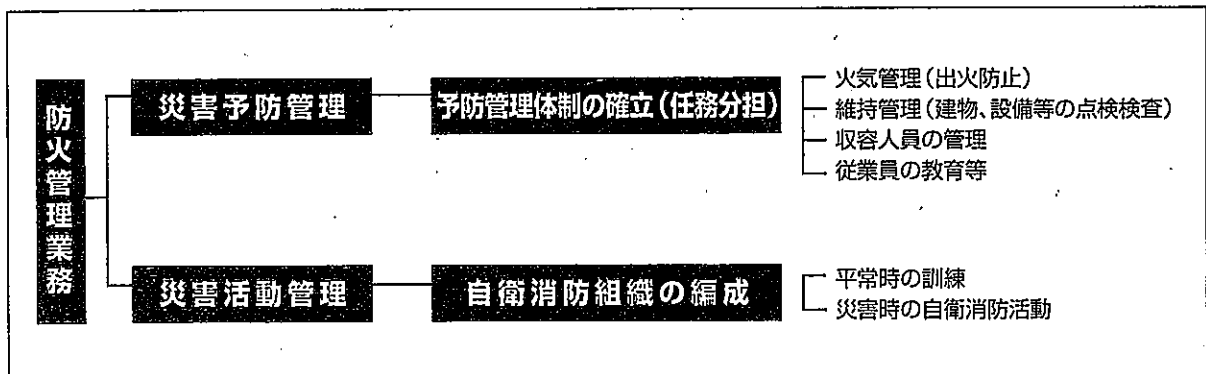
Q 防火権原者 管理権原者は、防火管理者を選任して、防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。防火管理者を選任することによって防火管理に関する義務と責任が免責されるものではありません。

●消防法第8条第1項

防火管理業務

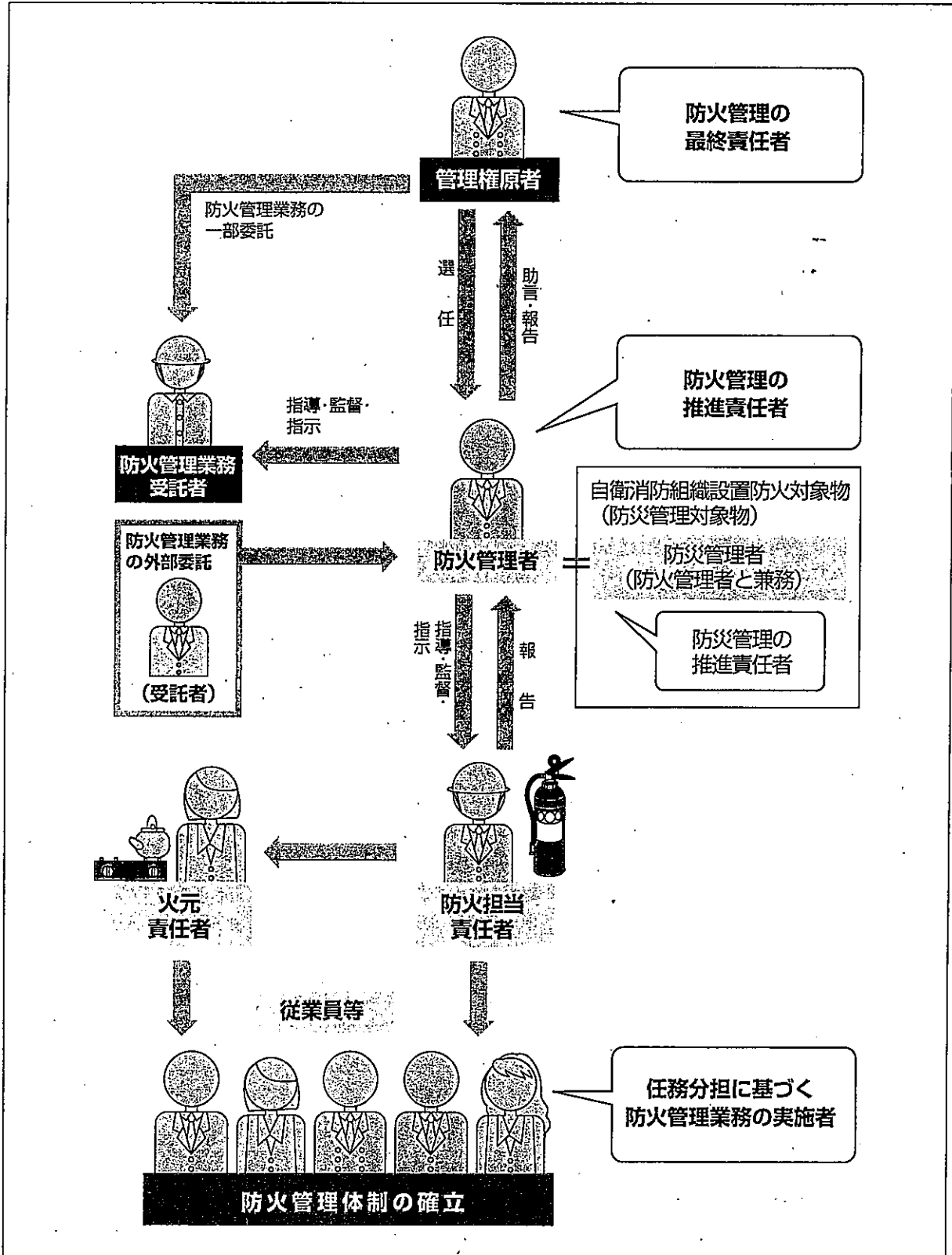
管理権原者は、防火管理者に消防計画を作成させ、次のような防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| ① 消火、通報及び避難の訓練の実施 | ② 消防用設備等の点検及び整備 |
| ③ 火気の使用又は取扱いに関する監督 | ④ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 |
| ⑤ 収容人員の管理 | ⑥ その他防火管理上必要な業務 |



防火管理の体系

法律で定められている防火管理のしくみは、次のとおりです。



●消防法施行令第1条の2

防火管理者を定めなければならない防火対象物等

消防法施行令で定める防火管理を行わなければならない防火対象物は、次のとおりです。

防火管理者を選任して防火管理業務を行わなければならない防火対象物

<p>◎特定防火対象物 [消防法施行令別表第1(6)項口、(6)項口の用途が存する(6)項イ及び(16の2)項]</p> <p>建物全体の収容人員が10人以上</p> <p>主として要介護状態にある者又は重度の障害者等が入所する施設、救護施設、乳児院、認知症高齢者グループホーム etc.</p> <p>[消防法施行令別表第1(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項イ・ハ・ニ、(9)項イ、(6)項口の用途が存しない(6)項イ及び(16の2)項]</p> <p>建物全体の収容人員が30人以上</p> <table border="1"> <tr> <td>デパート・百貨店</td> <td>店舗ビル</td> </tr> <tr> <td>キャバレー</td> <td>レストラン</td> </tr> <tr> <td>ゲームセンター</td> <td>旅館</td> </tr> </table> <p>etc.</p>	デパート・百貨店	店舗ビル	キャバレー	レストラン	ゲームセンター	旅館	<p>◎非特定防火対象物 [消防法施行令別表第1(6)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項～(15)項、(16)項口、(17)項]</p> <p>建物全体の収容人員が50人以上</p> <table border="1"> <tr> <td>マンション</td> <td>寺院</td> </tr> <tr> <td>事務所ビル</td> <td>駅舎</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>工場</td> </tr> </table> <p>etc.</p> <p>[その他の防火対象物]</p> <p>全体の収容人員が50人以上</p> <table border="1"> <tr> <td>新築工事中の建築物 (電気工事中)</td> <td>建造中の旅客船 (進水後で艀装中)</td> </tr> </table> <p>延べ面積が10,000㎡以上 延べ面積が10,000㎡以上 延べ面積が10,000㎡以上 延べ面積が10,000㎡以上</p>	マンション	寺院	事務所ビル	駅舎	学校	工場	新築工事中の建築物 (電気工事中)	建造中の旅客船 (進水後で艀装中)
デパート・百貨店	店舗ビル														
キャバレー	レストラン														
ゲームセンター	旅館														
マンション	寺院														
事務所ビル	駅舎														
学校	工場														
新築工事中の建築物 (電気工事中)	建造中の旅客船 (進水後で艀装中)														

Q キーポイント

防火管理の義務があるかないかの判断は、事業所ごとではなく、防火対象物全体の収容人員により決定されます。すなわち、防火対象物が全体として防火管理義務があれば、たとえ個々の事業所ごとの収容人員が少なくても、その防火対象物に入っているすべての事業所に防火管理が義務づけられ、各事業所の管理権原者は、防火管理者を選任して、消防計画を作成させ、これに基づいて防火管理業務を実施しなければなりません。

●大規模な小売店舗とは…
延べ面積1,000㎡以上
(百貨店以外のもの)

●2以上の用途に使われるものとは…
異なる2以上の用途のうち消防法施行令別表第1の(1)項から(15)項までの用途が含まれているもの(複合用途防火対象物)

(例)

事務所(15)項	共同住宅(5)項口
飲食店(3)項口	共同住宅(5)項口
飲食店(3)項口	共同住宅(5)項口
物品販売店舗(4)項	事務所(15)項
物品販売店舗(4)項	作業所(12)項イ

複合用途防火対象物(16)項イ 複合用途防火対象物(16)項口

当該行政庁若しくはその委任を受けた者又は指定確認検査機関に通知しなければならない。この場合において、消防長又は消防署長は、同意することができない事由があると認めるときは、これらの期限内に、その事由を当該行政庁若しくはその委任を受けた者又は指定確認検査機関に通知しなければならない。

- 3 建築基準法第六十八条の二十第一項（同法第六十八条の二十二第二項において準用する場合を含む。）の規定は、消防長又は消防署長が第一項の規定によつて同意を求められた場合に行う審査について準用する。

第八条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

- 2 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 消防長又は消防署長は、第一項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。
- 4 消防長又は消防署長は、第一項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従つて行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従つて行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 5 第五条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による命令について準用する。

第八条の二 高層建築物（高さ三十一メートルを超える建築物をいう。第八条の三第一項において同じ。）その他政令で定める防火対象物で、その管理について権原が分かれているもの又は地下街（地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。以下同じ。）でその管理について権原が分かれているものうち消防長若しくは消防署長が指定するものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちからこれらの防火対象物の全体について防火管理上必要な業務を統括する防火管理者（以下この条において「統括防火管理者」という。）を協議して定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物の全体についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

ダウンロード

○福知山市火災予防条例（昭和37年3月31日条例第3号）

（住宅用防災機器）

第29条の2 住宅（法第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。）の関係者（住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。）は、次条及び第29条の4に定める基準に従って、次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

- （1）住宅用防災警報器（令第5条の6第1号に規定する住宅用防災警報器をいう。以下この章において同じ。）
- （2）住宅用防災報知設備（令第5条の6第2号に規定する住宅用防災報知設備をいう。以下この章において同じ。）



住宅用火災警報器は もう設置済みですか？

住宅火災の死者の大半は逃げ遅れ！



福知山市では今年に入り4名の方が亡くなりました。

住宅用火災警報器は、**火災の早期発見**に大変有効です。

逃げ遅れを防ぐために住宅用火災警報器を設置しましょう！！

すでに設置済みの方は？

定期的に点検を実施しましょう



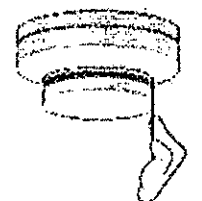
●作動テストの方法

テストボタンを押す、ひもを引っ張るなど機種によって異なるので

詳しくは取扱説明書をご確認ください。

ボタンタイプ

ひもタイプ



また、次のときは必ず作動テストをしましょう。

- 初めて警報器を設置したとき
- 設置場所を変えたとき
- 掃除をしたとき
- 長い間留守にしたとき
- 故障や電池切れの疑いがあるとき(電池寿命概ね10年)

住宅用火災警報器は

適正な場所に設置しましょう

台所・寝室・階段
全てに設置しよう



台所
電磁調理器「IHクッキングヒーター」の台所も設置が必要です。

階段
寝室がある階の階段に設置します。
※2階建て住宅で寝室が2階にない場合の階段は設置の対象外です。

寝室
階段、皆さんの寝る部屋に設置します。
※来客者が泊まるときに使う客室は設置の対象外です。

住宅用火災警報器は10年を目安に交換を！

平成18年6月1日以降の新築住宅は住宅用火災警報器が設置されています。住宅用火災警報器は乾電池を交換するタイプもありますが、本体もセンサーなどの寿命がおおむね10年であることから交換の時期が迫っていることが予想されます。

計画的な交換をお考えください！！

平成28年度の設置率は

87%

そのうちの適正設置率は

55%

お問い合わせ

福知山消防署

予防課 住民安全係

TEL 0773 (23) 5119

19 - 14



平成29年度 事務事業評価シート

作成日時 2017/8/2

(単位:千円)

事業属性	事業名(コード)	災害時資機材整備事業 (550146)			担当課	危機管理室	
	開始年度	平成17(2005)	終了予定年度	平成33(2021)	作成責任者	森下 邦治	
	施策の大綱	防災対策の強化			関連計画等	福知山市地域防災計画	
	施策名	災害に対する危機対応力を強化する				-	
	根拠法令等	災害対策基本法			(フラグ1)		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 国府補助事業 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独事業 <input type="checkbox"/> その他()						
基礎情報	事業目的(あるべき姿)	災害に備えて避難所備蓄品や資機材の整備を図ることを目的とする。					
	対象者	市民	対象者数	79,458	一人当たりコスト	0.02	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他 <委託先・実施主体等>					
	事業概要	災害時の資機材について増強及び必要な更新を行った。					
	主な経費と具体的内容(H28実績)	項目	具体的な内容		H28経費		
	需用費	乾電池購入、広域避難所インターフォンほか		305			
	役務費	タブレット通信料ほか		59			
	備品購入費	防災情報システムFAX、プリンター		225			
関連事業	自主防災組織育成補助事業 (災害時の備蓄品の整備に対する補助を行うことで地域防災力の向上を図ることを目的とする)						
予算と執行の状況	区分		H27	H28	H29	H30要求	
	事業費	当初予算...①	2,514	1,938	1,692		
		補正予算...②	0	0	0		
		繰越し等...③	0	0	0		
	財源内訳	一般財源	2,514	1,938	1,692		
		国支出金	0	0	0		
		府支出金	0	0	0		
		地方債	0	0	0		
		その他特財	0	0	0		
	職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	0.17/0	0.17/0	0.17/0		
概算人件費...④		1,360	1,360	1,360			
総事業費(①+②+③+④)...⑤		3,874	3,298	3,052			
執行状況	執行額...⑥	889	588				
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)	35.4%	30.3%				
業績指標	成果実績(アウトカム)実績/当初目標	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		備蓄食料充足率	%	41.6 / 41.6	47.0 / 47.0	/ 56.4	100
				/	/	/	
	活動実績(アウトプット)実績/当初見込	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		資機材整備件数	件	24 / 20	26 / 8	/ 4	-
単位あたりコスト			37.0	22.6			
			/	/	/		
	単位あたりコスト		/	/	/		
			/	/	/		
	単位あたりコスト						

		項目	評価	評価に対する説明
一次評価 ▽担当課による自己評価△	必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	・災害時に必要となる最小限の備蓄品を市で備蓄しておく必要がある。 ・市民や自主防災組織に対しても備蓄を進めるよう啓発を行っている。
		民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	○	
		目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	○	
	効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	○	・京都府の備蓄と連携し、効率的に備蓄を行っている。
		他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	○	
		コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	○	
	有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	○	・必要最小限の備蓄を行うことで、補給ルートが確立されるまでの間の食料等を確保する。 ・購入時の調査により、不要と判断し当初計画した物品の購入を見送ったものもあった。
		活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	△	
		先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	○	
	目的及び指標等の達成状況に対する評価	災害対応の資機材の設備や備蓄を推進することで、災害時の交通網の混乱等に関わらず、数日をしのげる備蓄品が確保できる。市は、やむを得ず家庭から非常食を持ち出せなかった市民に対して、対応できるだけの備蓄を確保し適切な更新を図ることとしている。		
	今後の課題及び方向性	熊本地震など、全国の大災害で明らかになった課題等に対応した災害への備えを継続させる。また、自主防災組織の補助金を活用した地域備蓄や広報、講座等の啓発により、引き続き個人備蓄を進める。		
庁内及び外部による評価	二次評価 (庁内) 【行革担当課記入】	所 見		
	三次評価 (外部) 【行革担当課記入】	所 見		
来年度方針	担当課の事業の見直し及び予算要求方針	方針区分	内 容	
	予算への反映 【財政担当課記入】	<input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし		
		予算額の反映状況(対H28)	担当課の見直し・要求方針に対する所見【行革担当課記入】	
		<input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充		

備蓄物資整備計画

重点備蓄品目	基準	必要数 ※1	目標数※1		設定目標数 ☆	保有数
			福知山市	京都府	福知山市	福知山市
食料(食)	2食/人	51,360	25,680	25,680	12,000	5,384
飲料(水)	1ℓ/人	25,680	12,840	12,840	6,000	2,953
毛布等防寒用具(枚)	1枚/人	25,680	12,840	12,840	6,000	7,996
アルミマット	-	-	-	-	-	861
簡易トイレ(基)	1基/100人	257	128	128	60	2
おむつ(おとな用)(枚)	8枚/75歳以上の10% ※2	32,000	16,000	16,000	8,000	653
おむつ(子ども用)(枚)	8枚/3歳以下 ※3	10,400	5,200	5,200	2,600	1,029
女性用生理用品(枚)	3枚/13-50歳の25% ※4	15,000	7,500	7,500	3,700	960

※1 公的備蓄等に係る基本的な考え方(京都府)
「全壊・焼失による市町村別の最大避難者数」 福知山市(三峠断層)25,680人
※2 = 15%(4,000人) ※3 = 5%(1,300人)
※4 = 40%(5,000人)

★備蓄物資設定目標数の設定について

- ・想定のある三峠断層は、単独断層かつ直下型であり、実際の被災は局所的であると想定
- ・福知山市は、農村地帯が多く、自助・共助による一定数量の米や農作物の確保が期待できる
- ・浸水の場合は、最大想定でも市内の大半の浸水継続時間が24時間程度で解消される
- ・保管場所や期限切れの廃棄の問題

以上のことを考慮のうえ、目標数を設定し随時見直すこととしている。

備蓄品指標

年度	パンケーキ 目標数: 12,000食							水 目標数: 6,000ℓ						
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
年度末数	5,012	5,384	6,767	6,010	7,090	10,000	12,000	2,490	2,953	3,164	3,958	4,288	5,200	6,000
割合	41.8%	44.9%	56.4%	50.1%	59.1%	83.3%	100.0%	41.5%	49.2%	52.7%	66.0%	71.5%	86.7%	100.0%

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
割合	41.6%	47.0%	54.6%	58.0%	65.3%	85.0%	100.0%

福知山市における資機材資整備状況

主な非常時用品

広域避難所の備蓄倉庫(43か所)

発災直後に非常持ち出し品を持参できなかった避難者用の最低限の物資として整備

- ・毛布
- ・ブルーシート
- ・アルミマット
- ・間仕切り
- ・飲料水
- ・備蓄パン
- ・タオル
- ・洗面具
- ・オムツ等生理用品
- ・ゴミ袋
- 等

避難者や避難所従事者の情報入手・共有を目的として整備

- ・防災行政ラジオ
- ・ホワイトボードシート
- ・文具
- ・非常時用公衆電話機
- ・避難所開設表示用回転灯
- ・インターフォン
- 等

災害対策本部・危機管理室

情報収集・共有を目的として整備

- ・防災情報専用FAX
(府からダム放流、ミサイル、河川水位等の情報を受信)
- ・テレビ会議用PC、タブレット端末
(府との台風警戒時等の事前情報共有、情報収集)
- ・プリンター
- ・ライブカメラ用機器
- 等

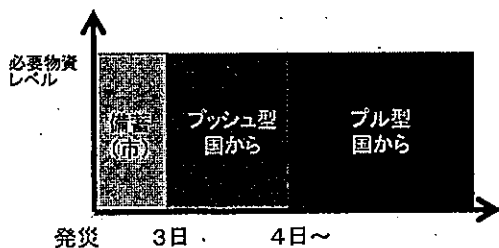
今後の計画

- ・公的備蓄等に係る基本的な考え方(京都府)に基づき福知山市で計画した備蓄物資整備計画により、食料等の充足を図る。食料は、アレルギー対応にも考慮する。
- ・重点備品以外にも、使い捨て下着やトイレなど、女性や要配慮者に配慮した物品の充実、災害対策本部機能の強化を図る。

整備計画方針

東日本大震災や熊本地震などの大規模地震、多発する水害などの近年の事例から、自治体が備蓄している物資の被災者への提供のほかに、国も多くの事業者の協力の下、支援物資の調達や輸送が行っている。

内閣府の物資調達の考え方



京都府「公的備蓄等に係る基本的な考え方」

- 公助による物資確保は、自助・共助による物資確保を補完
- 生命・健康維持の観点から重点備蓄品目を府・市町村で共同備蓄(府・市町村それぞれの区域の最大被害想定に基づいて確保することを目安)
- 重点備蓄品目及び数量
 - ・想定最大の地震による全壊・焼失で、個人による備蓄が活用できなくなった短期避難者を対象
 - ・他地域からの支援又は流通在庫方式での調達が困難な発災後24時間内に対応

福知山市の備蓄物資整備の考え方

- 京都府の「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき、食料や飲料水などの重点備品項目について、最大避難者数から試算した備蓄量を京都府と共同備蓄する。
- 自助・共助による物資の確保を普段から啓発し、公助による整備はそれらを補完するものとする。
- 広域避難所43か所に備蓄倉庫を整備しており、うち早期開設避難所等を重点的に備蓄を増強。物資の拠点も兼ねることとする。
- 上記以外の避難所においても、最低限の物資を備蓄倉庫に整備。(概ね5年の計画)
- 発災時に、備蓄物資が不足する場合は、災害時における物資供給に関する協定及び自治体間の応援協定に基づき3日間程度の物資の確保を図る。
- ※ 災害時の物資確保に係る費用は、災害救助法適応の場合、国からの救償を受ける。

平成29年度 事務事業評価シート

(単位:千円)

事業属性	事業名(コード)	災害時要配慮者避難支援事業 (440185)			担当課	地域医療課	
	開始年度	平成24(2012)	終了予定年度	平成32(2020)	作成責任者	林田 恒宗	
	施策の大綱	防災対策の強化			関連計画等	福知山市防災計画	
	施策名	災害に対する危機対応能力を強化する				-	
	根拠法令等	災害対策基本法			(フラグ1)		
	事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 国府制度事業 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独事業 <input type="checkbox"/> その他 ()					
基礎情報	事業目的 (あるべき姿)	地域住民の支え合い・助け合いによる要配慮者の災害時避難支援をはじめ、日ごろからの地域での見守り等を通じて、安心・安全に暮らせる地域づくりを推進する。					
	対象者	災害時要配慮者	対象者数	5,500	一人当たりコスト	0.28	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他 <委託先・実施主体等>					
	事業概要	事前に災害時要配慮者(高齢者や障害のある人など)に個人情報の提供に同意いただき、名簿登録のうえ、地域で支援をする人(自治会長、民生児童委員など)が情報共有することで、地域住民の共助による災害時の避難支援や日ごろの見守りなどに活用する。					
	主な経費と 具体的内容 (H28実績)	項目	具体的な内容			H28経費	
		自治会長への情報提供	郵送料			11	
台帳作成費		消耗品費、印刷製本費			11		
関連事業							
予算と執行の状況	区分		H27	H28	H29	H30要求	
	事業費	当初予算...①	193	153	153		
		補正予算...②	0	0	0		
		繰越し等...③	0	0	0		
	財源内訳	一般財源	193	153	153		
		国支出金	0	0	0		
		府支出金	0	0	0		
		地方債	0	0	0		
		その他特財	0	0	0		
	職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	0.17/0	0.17/0	0.17/0		
		概算人件費...④	1,360	1,360	1,360		
総事業費(①+②+③+④)...⑤		1,553	1,513	1,513			
執行状況	執行額...⑥	38	22				
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)	19.7%	14.4%				
業績指標	成果実績 (アウトカム) 実績/当初目標	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		災害時要配慮者避難支援事業登録者数	人	1149 / 5500	1164 / 5500	/ 5500	5500
				/	/	/	
	活動実績 (アウトプット) 実績/当初見込	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		災害時要配慮者避難支援事業登録者数	人	1149 / 5500	1164 / 5500	/ 5500	5500
		単位あたりコスト		0.0	0.1		
		/	/	/			
		/	/	/			
		単位あたりコスト					

		項目	評価	評価に対する説明
一次評価 ▽担当課による自己評価△	必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	災害時においては、特に地域での助け合いが重要となる。 住民主体の活動につなげるために、事業をきっかけとして顔の見える関係づくりを推進する必要がある。
		民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	○	
		目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	○	
	効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	△	登録者数が横ばいとなっているため、登録者を増やすための取組を検討する必要がある。
		他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	△	
		コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	△	
	有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	△	地域の実情に応じた、より実効性のある持続可能な支援体制の構築が必要である。
		活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	△	
		先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	△	
	目的及び指標等の達成状況に対する評価	要配慮者の安全・安心を確保するためには必要な事業であるが、事業への登録者数が横ばいの状況であり、周知や登録勧奨の方法について検討する必要がある。		
	今後の課題及び方向性	成果実績目標の検証と、それに合わせた実施手法の検討を行う必要がある。 さらに、地域福祉を推進することの必要性について住民の理解を深めるとともに、住民の協力をえながら要配慮者を支援する取組を強化していく。		
庁内及び外部による評価	二次評価 (庁内) 【行革担当課記入】	所 見		
	三次評価 (外部) 【行革担当課記入】	所 見		
来年度方針	担当課の事業の見直し及び 予算要求方針	方針区分	内 容	
	予算への反映 【財政担当課記入】	<input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし		
		予算額の反映状況(対H28)	担当課の見直し・要求方針に対する所見(行革担当課記入)	
		<input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充		

「災害時要配慮者避難支援事業」登録対象者について

制度見直しの経過

H18年3月 国から「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が示される。

H21年 「福知山市防災計画」に基づき「福知山市災害時要配慮者避難支援計画」（福知山市地域ささえあいネットワーク事業）開始。
「同意方式」：市で作成した要配慮者台帳に基づき登録同意文書を送付。

H23年 自治会長に「要配慮者の個別避難支援計画書」の作成を依頼

●個別避難支援計画作成者数 1,046人

【各自治会の状況】

作成完了自治会 206自治会

一部未作成の自治会 30自治会

未作成（作成0人） 70自治会

（平成24年6月末現在）

H24年 本事業を「自助・共助」の視点で検証



制度の見直し（検討委員会）

●視点●

- ①行政主導型から地域主導型のシステムにする（自助・共助・公助の役割を明確化するには）
- ②要配慮者（家族）の自助意識を高める。
- ③要配慮者情報の共有・管理のルールを確立する。
- ④要配慮者の対象範囲を拡充する。
- ⑤自治会の負担を軽減し、持続的に運営できるシステムにする。
- ⑥要配慮者のデータ更新を円滑に行う。
- ⑦地域の実情に即した自治会独自の災害時支援対策を促進する。



「手上げ方式」に移行

見直し項目の新旧対照表

項目	旧	新
要配慮者情報の収集方法	同意方式 (市担当部局がそれぞれ把握している情報を基にしたリストにより、個別に登録を働きかける) *要配慮者本人へ依頼書を郵送するなど、直接的に働きかけることにより、本人の同意を得てから個人情報を入力する方法	手上げ方式 (災害時の避難支援等を希望する場合、要配慮者自身(家族)が登録申請を行う) *制度についての広報・周知を通じて、要配慮者が自主的に登録を希望し、個人情報を提供する方法
要配慮者の対象範囲(定義)	①要介護3以上の認定者 ②ひとり暮らし高齢者 ③70歳以上の高齢者のみの世帯 ④障害者手帳所持者 ⑤その他、市長が認めた者	災害時の支援が必要と感じている者 (要配慮者自身(家族)の判断を尊重) *現行に加えて、日中独居の高齢者、乳幼児、妊婦、外国人等を対象者として想定
個別避難支援計画書の作成	自治会長に市の統一様式で作成を依頼し、市に提出	・個別避難支援計画書の作成は自治会の任意とする ・自治会独自の様式でも可
要配慮者情報の共有と提供範囲	・自治会 ・民生児童委員 ・消防団 ・自主防災組織 ・避難支援者 ・市関係課	・自治会 ・民生児童委員 ・市関係課
要配慮者登録申請書の提出先	市 (自治会長、民生児童委員経由の場合もあり)	自治会長 (登録台帳作成のため、自治会長を経由し、最後は市への提出)
要配慮者登録台帳作成、データ管理・更新	市	市
登録台帳の更新時期	—	年1回 (6月頃を予定)

事業属性	事業名(コード)	郷土資料館管理運営事業 (650303)		担当課	文化・スポーツ振興課			
	開始年度	昭和61年(1986)	終了予定年度	平成32年(2020)	作成責任者	櫻井直樹		
	施策の大綱	文化・スポーツ活動の推進			関連計画等	-		
	施策名	文化活動を振興する				-		
	根拠法令等	なし			(フラグ1)	-		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input checked="" type="checkbox"/> 国府制度事業 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独事業 <input type="checkbox"/> その他()							
基礎情報	事業目的(あるべき姿)	■本市の歴史資料、民俗資料、考古資料等の保存・収集及び歴史と文化的な特徴を展示して普及啓発を図り、生涯学習活動の推進と市民文化の発展に寄与する郷土資料館の適正な運営を行う。 ■市民や本市来訪者へ、福知山城の歴史や特色を紹介し、福知山に対する愛着と理解を深める。 ■本市の歴史的シンボル、市民の心の拠り所である「福知山城」天守閣建物の適性な管理・運営を行なう。						
	対象者	市民、入館者、観光入込客数(全国を対象) 施設利用者(市内・市外を対象)	対象者数	1,002,000	一人当たりコスト	0.08		
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他 (委託先・実施主体等)						
	事業概要	■施設・設備の維持・管理。、特別展・企画展の企画・開催。 ■受付・案内業務 ■歴史資料・郷土資料の収集と保存・保管、研究 ■資料の収集と保存、研究 ■企画展・体験会等 普及啓発活動の実施 ■福知山城関連の観光イベント、メディア等の取材協力。						
	主な経費と具体的内容(H28実績)	項目	具体的な内容	H28経費				
	報償費	展示品借用謝礼	20					
	需用費	光熱水費、消耗品費、印刷製本費	2,111					
	役務費	電話代、郵送料、廃棄物搬入手数料	479					
	委託料	業務委託	1,992					
	使用料及び賃借料	複写機使用料	62					
	備品購入費	プリンタ、掃除機	50					
	負担金補助及び交付金	年会費	25					
	積立金	郷土資料館整備基金積立	4,640					
関連事業								
予算と執行の状況	区分		H27	H28	H29	H30要求		
	事業費	当初予算…①	5,971	5,943	5,437			
		補正予算…②	0	3,500	0			
		繰越し等…③	0	0	0			
	財源内訳	一般財源	0	0	0			
		国支出金	0	0	0			
		府支出金	0	0	0			
		地方債	0	0	0			
		その他特財	5,971	9,443	5,437			
	職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	0.07/3	0.33/2.91	0.1/2.9			
概算人件費…④		8,060	9,915	8,050				
総事業費(①+②+③+④)…⑤		14,031	19,358	13,487				
執行状況	執行額…⑥	6,895	9,379					
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)	115.5%	99.3%					
業績指標	成果実績(アウトカム)	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標	
	実績/当初目標	入館者数	人	40762/35000	39671/36000	/38000	42000	
				/	/	/		
	活動実績(アウトプット)	実績/当初見込	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
			開館日数	日	310/308	306/308	/310	310
			単位あたりコスト		22.2	30.7		
		収蔵資料数	点	2163/2160	2166/2163	/2166	2200	
		単位あたりコスト		3.2	4.3			
体験講座・企画展等実施日	日	52/50	51/50	/50	50			
	単位あたりコスト		132.6	183.9				

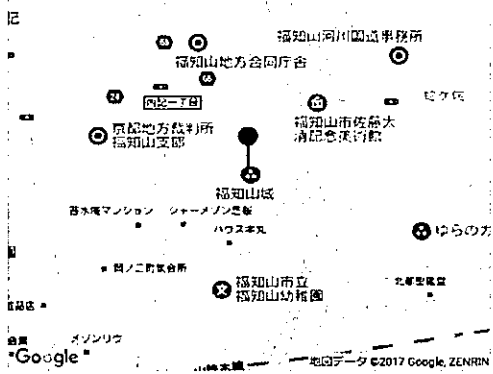
		項目	評価	評価に対する説明
必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か		○	郷土資料館は本市歴史・文化の普及啓発施設として唯一無二の存在である。一方、福知山城は本市のランドマーク、シンボルとして広く親しまれ、観光来訪者も多い
	民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か		△	
	目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か		○	
効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か		△	嘱託職員3名により管理・運営を図っており、入館料収入と維持管理経費のバランスがとれている。市内研究者等と協働し企画・運営に協力を得て、効率的に運営している。
	他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか		○	
	コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか		○	
有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか		○	本市の歴史や成り立ちを小中学生が学習する場となっており、郷土愛を醸成するために有効であり、かつ観光資源としての価値も高い。歴史博物館の側面も持つ。
	活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか		△	
	先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか		○	
一次評価 ▽担当課による自己評価△	目的及び指標等の達成状況に対する評価	<p>■平成26年8月豪雨により、一時期伸び悩んだが、その後はメディア取材・テレビ放映等のPR効果もあってか平成27年度、28年度は約4万人の来館者を維持し、全体として増加傾向にある。</p> <p>■本市の歴史・文化上貴重な資料等については積極的に寄贈・寄託等を依頼しており、優れた文化資料の収集が図れている。</p> <p>■戦国歴史の舞台として郷土資料館に展示する明智光秀資料と共に福知山城への来訪者を得ている。</p> <p>■平成27年10月26日には、入館者数90万人を達成し、記念式を実施した(80万人達成H25.2.9)。</p> <p>平成28年度には竣工後30年(城再建30周年)を迎え、長く福知山市民のシンボル、心の拠り所として広く慕われている。</p>		
	今後の課題及び方向性	<p>■郷土資料館は本市の歴史・文化を市民が学習する社会教育施設であり、収集する文化財・文化資料等収蔵資料の適切な管理・収集及び展示活用等が大きな使命となっている。</p> <p>■嘱託職員3名の交代勤務による受付、日常管理が主であり、専門的な知識を有する学芸員等の配置が無く、本庁職員により企画展示等を行なっている。郷土資料館の魅力アップ、入館者増に繋げる特別展等の実施は充分ではない。</p> <p>■施設そのものは福知山城として市民が長年にわたり親しむ公園内にあり、また本市のランドマーク、シンボルとして観光来訪者も多い。</p> <p>■文化施設あるいは集客施設として、どのように位置付けるか今後の方向性に応じて活用法を検討する必要がある。</p> <p>■展示設備が貧弱であるため重要な文化財等の展示に制限が生じている。また竣工後30年を経て、施設の老朽化が進み、今後計画的に修繕・改修等の対策を必要としており、その財源確保が課題である。</p>		
斤内及び外部による評価	二次評価 (斤内) 【行革担当課記入】	所見		
	三次評価 (外部) 【行革担当課記入】	所見		
来年度方針	担当課の事業の見直し及び予算要求方針	方針区分	内容	
	予算への反映 【財政担当課記入】	<input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし	<input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充	
		予算額の反映状況(対H28)	担当課の見直し・要求方針に対する所見【行革担当課記入】	

事業属性	事業名(コード)	郷土資料館展示品等充実事業 (650304)		担当課	文化・スポーツ振興課		
	開始年度	平成1年(1989)	終了予定年度	平成28年(2016)	作成責任者	櫻井直樹	
	施策の大綱	文化・スポーツ活動の推進			関連計画等	-	
	施策名	文化活動を振興する				-	
	根拠法令等	なし			(フラグ1)		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 国府制度事業 <input type="checkbox"/> 市単独事業 <input type="checkbox"/> その他()						
基礎情報	事業目的(あるべき姿)	福知山市に關係する歴史的・美術的価値が高いと判断される資料を買い上げ、郷土資料館の展示内容充実、郷土理解の深化、郷土史研究の充実、市民文化の向上をはかる。					
	対象者	市民、入館者(全国を対象) 施設利用者(市内・市外を対象)	対象者数	79,049	一人当たりコスト	0.01	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他 (委託先・実施主体等)					
	事業概要	■郷土資料館の展示資料及び参考資料の購入 ■過去購入実績 H17年度(S20・S22時点 米軍撮影写真) 448,350円 H21年度(日置村文書一括) 210,000円 H24年度(声田均日記) 100,800円					
	主な経費と具体的内容(H28実績)	項目	具体的な内容		H28経費		
予算と執行の状況	事業費	当初予算…①	1,020	967	0	H30要求	
		補正予算…②	0	0	0		
	繰越し等…③	0	0	0			
	財源内訳	一般財源	494	0	0		
		国支出金	0	0	0		
府支出金		0	0	0			
地方債		0	0	0			
職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	0.007/0	0.007/0	0			
	概算人件費…④	56	56	0			
総事業費(①+②+③+④)…⑤		1,076	1,023	0			
執行状況	執行額…⑥		0	0			
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)		0.0%	0.0%			
業績指標	成果実績(アウトカム)実績/当初目標	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		入館者数	人	40762/35000	39671/36000	/	
				/	/	/	
	活動実績(アウトプット)実績/当初見込	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		開館日数	日	310/308	310/308	/	
		単位あたりコスト		3.0	0.7		
		購入資料数	点	0/1	0/1	/	
単位あたりコスト		0.0	0.0				
		/	/	/			
	単位あたりコスト						

		項目	評価	評価に対する説明
一次評価 ▽担当課による自己評価△	必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	本市のランドマーク、シンボルとして広く親しまれ、本市の歴史を紹介する数少ない施設である。魅力ある展示資料を確保し、来館者のニーズに対応する。
		民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	△	
		目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	○	
	効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	△	福知山市の歴史及び文化関連の重要な資料が提示された際に予算の範囲で購入する。
		他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	○	
		コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	○	
	有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	○	適切な資料が販売されていなかったため購入資料は無かった。
		活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	△	
		先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	○	
		目的及び指標等の達成状況に対する評価	平成28年度は郷土資料館として購入すべき資料的価値の高い資料が確認できなかったため、未執行。	
	今後の課題及び方向性	本事業は平成29年度より郷土資料館管理運営事業に統合し、引き続き郷土資料館で購入すべき資料について継続的に情報収集し、要件を満たすものがあれば購入する。課題としては特に資料的価値が高く、希少な明智光秀に関する資料は、販売価格が高騰する傾向があり、購入の難易度が高い点にある。		
庁内及び外部による評価	二次評価 (庁内) 【行革担当課記入】	所 見		
	三次評価 (外部) 【行革担当課記入】	所 見		
来年度方針	担当課の事業の見直し及び予算要求方針	方針区分	内 容	
	予算への反映 【財政担当課記入】	<input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし		
		予算額の反映状況(対H28)	担当課の見直し・要求方針に対する所見【行革担当課記入】	
		<input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充		

事業名 郷土資料館管理運営事業・郷土資料館展示品等充実事業

<施設位置図・施設写真>



外観
郷土資料館



1階
展示室



1階
展示室



2階
展示室

<施設概況>

施設の概要	施設名	福知山市郷土資料館・産業館
	住所	京都府福知山市字内記5番地
	施設の構造	鉄筋コンクリート造 大天守閣(郷土資料館) 3層4階 小天守閣・続櫓(産業館) 2層2階・平屋建
	施設の規模	大天守閣3層4階 793.5㎡ 小天守閣2層2階 269.7㎡
	主な構成施設	地階: 玄関、事務室、収蔵庫、倉庫 1階: 展示室(明智光秀関係・福知山城関係資料) 2階: 展示室(郷土史関係資料) 3階: 展望室 4階: 展望室
	根拠条例	福知山市郷土資料館条例・福知山市郷土資料館条例施行規則
	営業日・営業時間	開館時間 午前9時00分～午後5時00分 休館日 毎週火曜日 年末年始(12月28日～31日及び1月4日～6日)
	利用料金(使用料)	おとな320円・子ども100円(団体割引・障害者手帳による割引等あり)
設置目的	歴史資料、民俗資料、考古資料等の保存及び活用を図り、市民文化の発展に寄与するため。	
事業実施の沿革	福知山城は昭和61年の再建以来、京都府北部唯一の再建天守をもつ城跡であり、当市のシンボリックな施設として歴史・文化・観光において重要な役割を果たしてきた。本事業は再建天守内で運営する郷土資料館の管理・運営にかかる予算事業である。 施設の運営は、市直営施設として地域振興部文化・スポーツ振興課の所管となるもので、日常的な施設の管理・運営は職員3名(嘱託職員)で行う。	
事業内容	当市のシンボリックな施設として親しまれており、本市の文化・観光の中核施設の一つとして位置づけられている。 郷土資料館としての事業は、常設展として明智光秀や福知山城に関する展示を中心に福知山の歴史・文化に関する展示を行っているほか、こどもの日や文化の日には甲冑の着装などの体験講座を実施している。また、福知山城や明智光秀に関する特別展等も随時実施する。	
予算事業	郷土資料館管理運営事業	郷土資料館の管理運営にかかる基礎的経費
	郷土資料館展示品等充実事業	郷土資料館の展示資料及び参考資料の購入経費
H28 実施事業等	5月5日 「子ども用甲冑着付け体験」 11月3日 「関西文化の日」「子ども用甲冑着付け体験」 ■平成28年度は福知山城再建30周年を記念し、「丹波 福知山明智光秀サミット」開催及び明智光秀解説本「明智光秀の生涯と丹波 福知山」作成を実施(予算事業としてはそれぞれ別途計上) ■郷土資料館主催外事業実施時に協力(お城祭り、くの一武道大会等)	
課題	■今後の活用の方向性について(文化施設としての活用か観光施設としての活用か) ■休館日のあり方について(観光客からの要望等) ■再建30周年を迎え、施設修繕にかかる経費が増大。耐用年数超過の設備も増加傾向にあり、抜本的な修繕が必要な時期を迎えている。 ■施設配置の職員は日常的な管理を行う事務職員の配置のみであり、専門職員の配置がなく、資料収集・活用において課題がある。	
その他	文化・スポーツ振興課は福知山市郷土資料館の管理を担当 福知山城公園の管理は都市計画課が担当	

収入

	単位	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
郷土資料館入館料 ①	円	10,027,270	9,877,070	10,105,060	11,851,630	11,262,700
一口城主寄付金 ②	円	0	0	50,000	191,111	4,640,000
物品売払収入(福知山市史等図書)③	円	204,780	233,110	175,530	208,430	204,780
合計(①+②+③) ④		10,232,050	10,110,180	10,330,590	12,251,171	16,107,480
比較用合計(①+③) ⑤		10,232,050	10,110,180	10,280,590	12,060,060	11,467,480

支出(事務事業経費)

	単位	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
郷土資料館管理運営事業 ①	円	5,561,997	5,071,777	4,763,390	6,894,940	9,378,883
郷土資料館管理運営事業(ふるさと納税積立分除く) ②	円	5,561,997	5,071,777	4,713,390	6,703,829	4,738,883
郷土資料館展示品等充実事業 ③	円	100,800	0	0	0	0
人件費(平均値) ④	円	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
合計(①+③+④) ⑤		15,662,797	15,071,777	14,763,390	16,894,940	19,378,883
比較用合計(②+③+④) ⑥		15,662,797	15,071,777	14,713,390	16,703,829	14,738,883

※H26年度からふるさと納税受け入れとふるさと納税運用のための基金積立を行っている。H28年度については「さとふる」でのふるさと納税取り扱い開始による寄付額増のため、支出額が対前年比で大きく増大した。

※収入及び支出の比較用合計はふるさと納税による寄付とそれに伴う基金積立額を除いた額を記載する。

各種利用動向

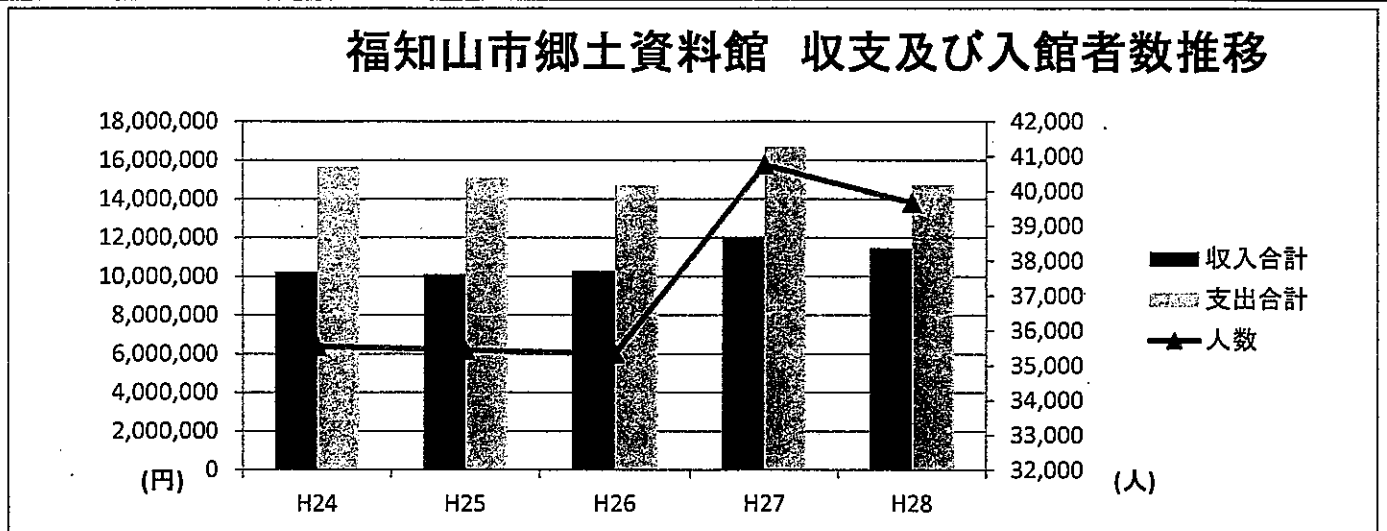
	単位	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
入館者数	人	35,555	35,440	35,342	40,762	39,671
開館日数	日	310	309	308	310	306
入館者一人あたりのコスト	円	440.5	425.3	416.3	409.8	371.5

特別展・企画展実施状況(近年の主要なもの)

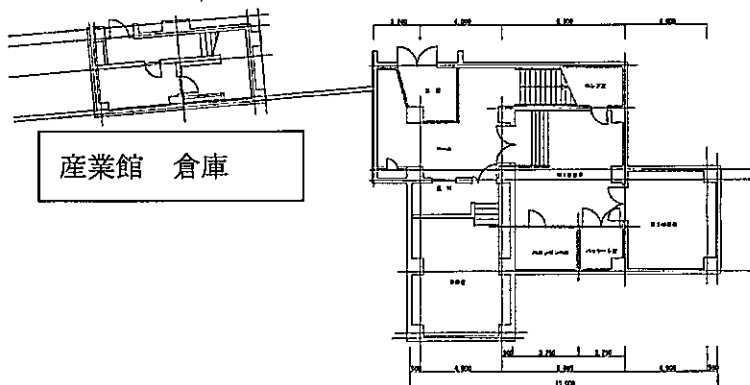
H21.4.4～5.2	「光秀・信長・秀吉・家康 書状に親しむ」
H21.7.18～9.2	「～戦国BASARAの世界展～」
H23.10.1～11.17	「鷹尽し 福知山藩の鷹狩りと鷹狩り絵巻」
H24.8.1～9.10	明智光秀没後430年「明智光秀 本能寺の変・小栗栖 五十五年夢」展
H26.7.19～9.1	「明智光秀と細川幽斎」展 - 盟友 光秀と幽斎、その出会いと決別 -

郷土資料館展示品等充実事業 執行実績

■H17年度(S20・S22時点 米軍撮影写真) 448,350円	■H21年度(日置村文書一括) 210,000円
■H24年度(芦田均日記) 100,800円	

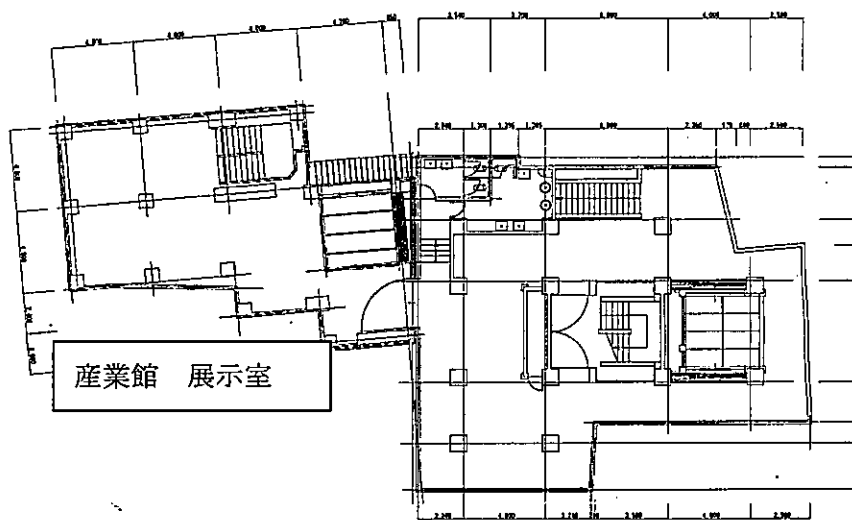


郷土資料館・産業館平面図



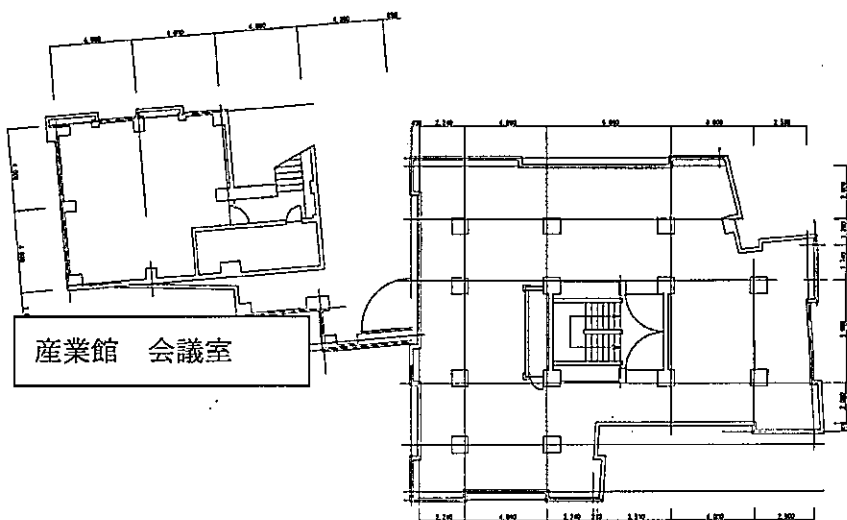
産業館 倉庫

郷土資料館 B1 階



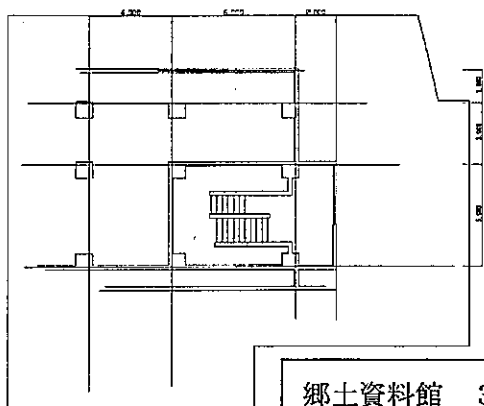
産業館 展示室

郷土資料館 1 階

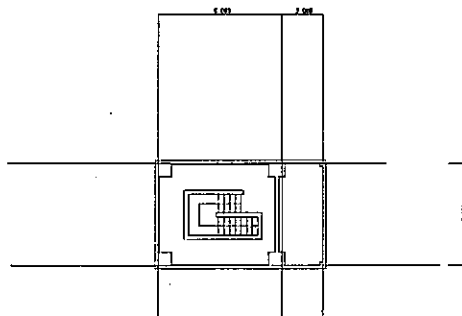


産業館 会議室

郷土資料館 2 階



郷土資料館 3 階



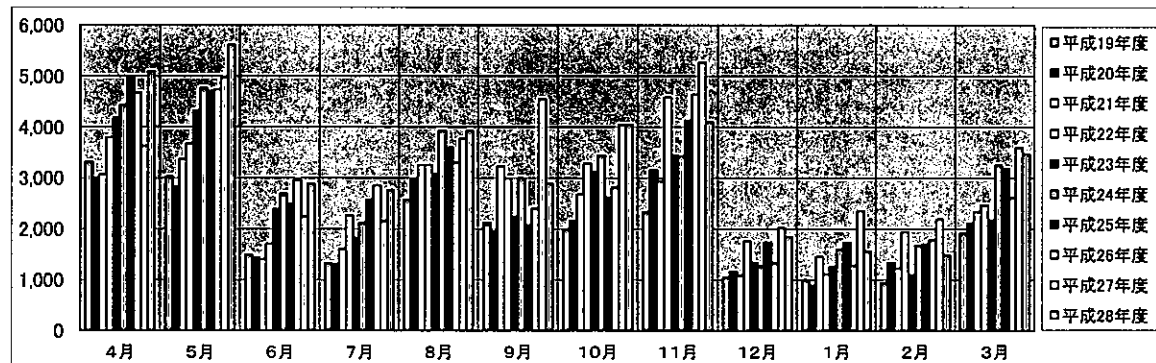
郷土資料館 4 階

福知山城(福知山市郷土資料館) 入館者数の推移

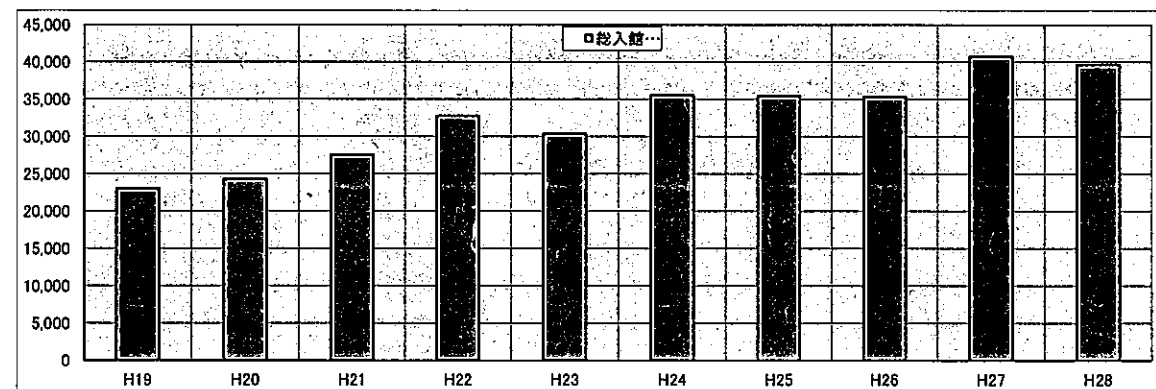
平成29年6月30日現在

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年比			平成27年度月末毎での累計	平成28年度月末毎での累計	月末累計 対前年比
												入館者数	増減累計	増減比			
4月	3,315	2,981	3,060	3,793	4,175	4,435	4,984	4,675	3,623	5,092	4,353	1,469	1,469	141%	3,623	5,092	141%
5月	3,022	2,824	3,362	3,672	4,315	4,758	4,704	4,733	4,969	5,619	4,600	650	2,119	113%	8,592	10,711	125%
6月	1,491	1,435	1,401	1,699	2,390	2,687	2,481	2,959	2,241	2,890	2,643	649	2,768	129%	10,833	13,601	126%
7月	1,318	1,306	1,598	2,260	1,820	2,112	2,558	2,853	2,150	2,759		609	3,377	128%	12,983	16,360	126%
8月	2,567	2,976	3,248	3,248	3,071	3,922	3,593	3,303	3,789	3,919		150	3,527	104%	16,752	20,279	121%
9月	2,116	1,954	3,224	2,986	2,224	2,992	2,059	2,403	4,542	2,897		-1,645	1,882	64%	21,294	23,176	109%
10月	1,982	2,149	2,668	3,283	3,112	3,440	2,601	2,807	4,039	4,038		-1	1,881	100%	25,333	27,214	107%
11月	2,331	3,147	2,926	4,580	3,437	3,428	4,126	4,633	5,265	4,095		-1,170	711	78%	30,598	31,309	102%
12月	1,040	1,159	1,080	1,756	1,331	1,268	1,732	1,321	2,021	1,341		-180	531	91%	32,619	33,150	102%
1月	1,000	883	1,452	1,101	1,257	1,593	1,728	1,272	2,356	1,561		-795	-264	66%	34,975	34,711	99%
2月	933	1,329	1,218	1,936	1,094	1,668	1,694	1,775	2,192	1,484		-708	-972	68%	37,167	36,195	97%
3月	1,907	2,110	2,332	2,460	2,167	3,252	3,180	2,608	3,595	3,476		-119	-1,091	97%	40,762	39,671	97%
小計	23,022	24,253	27,569	32,774	30,393	35,555	35,440	35,342	40,762	39,671	11,596	-1,091	-3,651	97%			
19年度比	100.00	105%	120%	142%	132%	154%	154%	154%	177%	172%							

年累計	23,771	26,889	32,279	31,372	33,560	35,351	36,289	38,274	41,293
-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------



各年度入館者数	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
	23,022	24,253	27,569	32,774	30,393	35,555	35,440	35,342	40,762	39,671

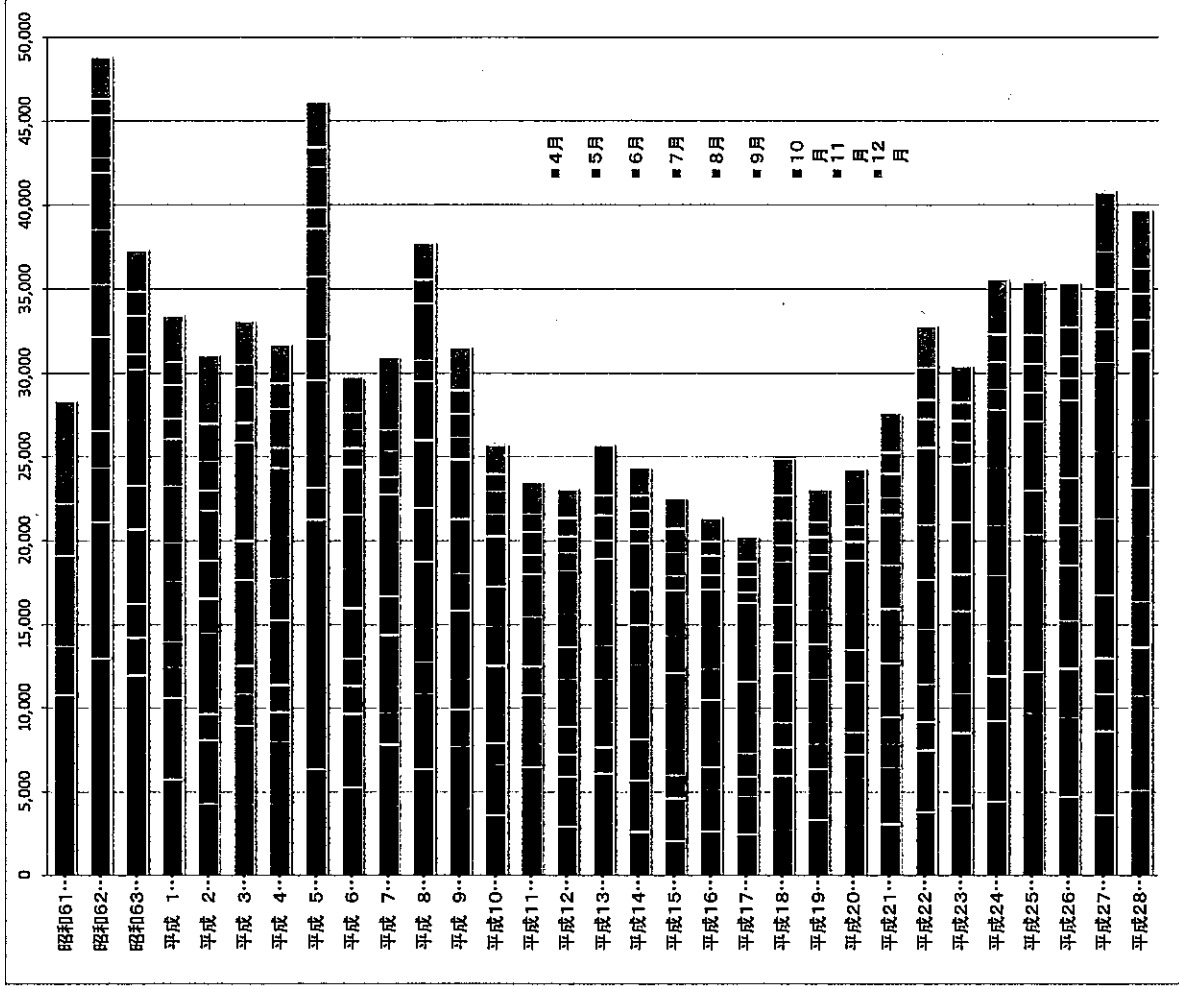


平成25年8月以降の入館者数が激減していることについては、次のような影響が考えられる。

- 平成25年8月15日の福知山ドッコイセ花火大会における屋台爆発火災事故、9月15日未明の大雨による水害被害等によるイベント、観光行事の中止による影響は大である。
- 又、9月初旬～中旬、10月中旬～下旬の週末毎の悪天候による影響も。

福知山市郷土資料館 開館当初からの入館者数推移

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	対前年
昭和61年度	12,997	8,102	3,248	2,194	5,615	3,110	3,280	3,380	934	2,500	990	2,464	48,792	172.2%
昭和62年度	7,331	4,606	2,232	2,053	4,417	2,642	3,937	2,980	927	2,290	1,414	2,510	37,339	76.5%
昭和63年度	5,746	4,845	1,853	1,511	3,622	2,273	3,411	2,779	1,248	1,966	1,392	2,772	33,418	89.5%
平成1年度	4,271	3,797	1,885	1,508	3,326	2,048	2,238	3,016	1,217	1,708	2,245	4,084	31,043	92.9%
平成2年度	4,256	4,687	1,864	1,696	5,147	2,349	2,866	2,954	1,226	2,098	1,365	2,538	33,046	106.5%
平成3年度	4,291	3,644	1,812	1,621	3,878	2,525	2,498	4,050	1,222	2,335	1,479	2,340	31,695	95.9%
平成4年度	6,324	4,883	1,971	1,885	4,525	2,448	3,700	2,822	1,297	2,387	1,158	2,708	48,177	145.5%
平成5年度	5,267	4,383	1,682	1,628	3,023	2,281	3,297	2,813	1,157	1,103	982	2,094	29,710	64.4%
平成6年度	4,154	3,651	1,914	1,567	3,036	2,343	3,223	2,858	1,030	1,537	1,263	4,325	30,901	104.0%
平成7年度	6,333	4,481	1,934	1,975	4,002	3,202	4,050	3,524	1,252	3,400	1,386	2,202	37,741	122.1%
平成8年度	3,966	3,718	2,234	1,793	4,084	2,231	3,242	3,576	1,320	1,381	1,414	2,547	31,508	83.5%
平成9年度	3,593	3,005	1,300	1,665	2,952	2,374	2,377	2,988	1,339	1,321	1,057	1,742	25,713	81.6%
平成10年度	3,127	3,326	1,378	—	2,906	1,719	2,994	2,547	1,153	1,336	1,101	1,984	23,471	91.3%
平成11年度	2,895	2,895	1,350	1,601	2,856	1,940	1,985	2,540	1,132	952	1,079	1,745	23,070	98.3%
平成12年度	3,128	2,961	1,577	1,436	2,599	2,050	2,449	2,672	1,178	1,435	1,208	3,000	25,693	111.4%
平成13年度	2,602	3,072	2,469	1,302	3,139	2,361	2,107	2,726	911	1,070	911	1,679	24,349	94.8%
平成14年度	2,068	2,498	1,431	1,532	2,709	1,862	2,198	2,711	898	1,380	1,402	1,819	22,508	92.4%
平成15年度	2,648	2,491	1,329	1,468	2,555	1,836	2,510	2,212	924	1,096	897	1,375	21,341	94.8%
平成16年度	2,422	2,267	1,199	1,390	2,462	1,830	2,167	2,551	656	863	933	1,481	20,221	94.8%
平成17年度	2,733	3,205	1,718	1,478	2,958	1,865	2,225	2,520	1,033	1,437	1,512	2,216	24,900	123.1%
平成18年度	3,315	3,022	1,491	1,318	2,567	2,116	1,982	2,331	1,040	1,000	933	1,907	23,022	92.5%
平成19年度	2,981	2,824	1,435	1,306	2,976	1,954	2,149	3,147	1,159	883	1,329	2,110	24,253	105.3%
平成20年度	3,060	3,362	1,401	1,598	3,248	3,224	2,668	2,926	1,080	1,452	1,218	2,332	27,569	113.7%
平成21年度	3,793	3,672	1,699	2,260	3,248	2,986	3,283	4,580	1,756	1,101	1,936	2,460	32,774	118.9%
平成22年度	4,175	4,315	2,390	1,820	3,071	2,224	3,112	3,437	1,331	1,257	1,094	2,167	30,393	92.7%
平成23年度	4,435	4,758	2,687	2,112	3,922	2,992	3,440	3,428	1,268	1,593	1,668	3,252	35,555	117.0%
平成24年度	4,864	4,704	2,481	2,558	3,593	2,059	2,601	4,126	1,732	1,728	1,694	3,180	35,440	99.7%
平成25年度	4,675	4,733	2,959	2,853	3,303	2,403	2,807	4,633	1,321	1,272	1,775	2,508	35,342	99.7%
平成26年度	3,823	4,968	2,241	2,150	3,789	4,542	4,039	5,265	2,021	2,356	2,192	3,595	40,782	115.3%
平成27年度	5,092	5,619	2,880	2,759	3,919	2,897	4,038	4,095	1,841	1,561	1,484	3,476	39,671	97.3%
平成28年度	130,265	128,605	57,752	52,037	72,684	86,853	106,924	99,561	53,157	43,645	80,750	955,663		
計	4,343	4,287	1,925	1,794	3,448	2,423	2,895	3,449	1,199	1,715	1,408	2,605	30,610	
平均														





平成29年度 事務事業評価シート

(単位:千円)

事業属性	事業名(コード)	企業誘致促進特別対策事業 (320304)			担当課	移住・企業立地推進課	
	開始年度	平成18(2006)	終了予定年度	平成38(2026)	作成責任者	森田 哲也	
	施策の大綱	商工業の振興			関連計画等	-	
	施策名	既存産業を活性化する、企業誘致を推進する				-	
	根拠法令等	福知山市企業誘致促進条例、福知山市工場等操業支援条例			(フラグ1)		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 国府制度事業 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独事業 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (府協調実施)						
基礎情報	事業目的 (あるべき姿)	長田野工業団地アネックス京都三和への企業誘致の促進と、長田野工業団地をはじめとする市内既存企業の設備投資等を支援し、企業の域内定着・雇用創出・若者定住等を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。					
	対象者	企業等	対象者数	814社 (H28接触件数)	一人当たりコスト	32.75	
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (委託先・実施主体等)					
	事業概要	○工場等操業支援事業(工場等の増設・建替え等に対し奨励金を交付) 工場等新設等奨励金 1㎡につき2,000円を交付 / 雇用奨励金 10万円/1人 ○企業誘致促進事業(企業進出に対し奨励金を交付) 工場等新設奨励金 1㎡につき2,000円を交付 / 雇用奨励金 10万円/1人(アネックスは15万円) ○企業誘致に係る協議会負担金 京都府・福知山市 各500千円					
	主な経費と 具体的内容 (H28実績)	項目	具体的な内容			H28経費	
	企業への奨励金交付	既存企業の増築建替及び企業進出に係る奨励金			23,611		
	負担金	企業誘致に係る協議会負担金			580		
関連事業	アネックス企業誘致一般管理事業						
予算と執行の状況	区分		H27	H28	H29	H30要求	
	事業費	当初予算…①	51,580	51,980	38,880		
		補正予算…②	△ 41,000	△ 27,121			
		繰越し等…③					
	財源内訳	一般財源	10,580	580	38,726		
		国支出金	0	0	154		
		府支出金	0	0	0		
		地方債	0	0	0		
		その他特財		24,279	0		
	職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	0.10/0	0.20/0.08	0.20/0.08		
概算人件費…④		800	1,800	1,800			
総事業費(①+②+③+④)…⑤		11,380	26,659	40,680			
執行状況	執行額…⑥	2,480	24,297				
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)	23.4%	97.7%				
業績指標	成果実績 (アウトカム) 実績/当初目標	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		新規雇用者数	人	18 / 50	47 / 50	/ 50	
		アネックス京都三和分譲区画数	区画	0 / 1	3 / 1	/ 1	18
	活動実績 (アウトプット) 実績/当初見込	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		奨励金交付企業	企業	1 / 7	3 / 7	/ 7	
		単位あたりコスト		2,480.0	8,286.3		
		企業接触件数	件	846/800	814/800	/800	
		単位あたりコスト		2.9	29.8		
				/	/	/	

		項目	評価	評価に対する説明
一次評価 ▽担当課による自己評価△	必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	企業の進出先検討及び既存企業の域内定着決定のためのインセンティブとして必要である。
		民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	○	
		目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	○	
	効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	○	企業誘致促進のためには、より多くの企業にアプローチすることが重要であり、補助事業とあわせて効果的な運用を行っている。
		他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	○	
		コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	○	
	有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	○	企業進出や設備投資に伴う雇用確保や税収増等の効果は高い。
		活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	○	
		先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	○	
		目的及び指標等の達成状況に対する評価	奨励金交付事業と企業誘致活動により、新たな企業進出と新規設備投資による企業の域内定着も図れ、雇用促進にも寄与している。	
	今後の課題及び方向性	企業誘致の促進と工場操業支援の充実を図るため、新条例を制定した。(平成29年3月) 今後も必要な支援と企業誘致活動により、地域経済の活性化と雇用確保に向けた取り組みを継続的に進める。		
庁内及び外部による評価	二次評価 (庁内) 【行革担当課記入】	所 見		
	三次評価 (外部) 【行革担当課記入】	所 見		
来年度方針	担当課の事業の見直し及び 予算要求方針	方針区分	内 容	
	予算への反映 【財政担当課記入】	<input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし		
		予算額の反映状況(対H28)	担当課の見直し・要求方針に対する所見【行革担当課記入】	
		<input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充		

【企業誘致促進条例/工場操業支援条例 雇用奨励金一覧】

(単位:円)

適用交付 初年度	企業名	工場等立地 奨励金	雇用奨励金			操業日の属する年度			操業年度の翌年度			操業年度の翌々年度		
			人数	支出年度	金額	補捉日	人数	支出年度	金額	補捉日	人数	支出年度	金額	補捉日
H18	A	3,158,740	24	H18	2,400,000	H18.7.19								
H19-20	B	1,345,640	12	H19	1,200,000	H20.2.5	2	H20	200,000			0		
H20	C	1,960,000	7	H20	700,000	H20.11.10								
	D	20,616,040	23	H20	2,300,000	H21.3.10								
H21	E	2,233,160	5	H20	500,000	H21.1.22								
	F	7,004,920	11	H21	1,100,000	H21.10.15	0	—	0		H23	1,800,000	H24.3.16	
H22	G	6,000,000	49	H21	4,900,000	H21.11.17	0	—	0		H23	1,500,000	H24.3.13	
	H	11,248,140	20	H22	2,000,000	H23.3.14	28	H23	2,800,000	H24.3.14	H24	1,300,000	H25.3.8	
H23	I	50,000,000	47	H22										
	J	34,708,120	5	H23	500,000	H24.1.31								
H24	K	8,587,060	17	H24	2,550,000	H25.1.29	13	H25	1,950,000	H26.3.6	H26	1,200,000	H27.3.9	
	L	1,600,000	3	H24	300,000	H24.5.15	1	H25	100,000	H26.1.16	H26	300,000	H27.1.9	
H25	M	3,598,740	3	H24	300,000	H24.11.14	3	H25	300,000	H26.1.21	H26	200,000	H27.1.8	
	N	2,330,560	15	H24	1,500,000	H24.11.9	7	H25	700,000	H25.11.13	0	0	—	
H26	O	2,750,740	11	H24	1,100,000	H25.1.16	1	H25	100,000	H26.1.22	H26	200,000	H27.1.9	
	P	4,646,360	0	—	0	—	3	H25	300,000	H26.1.17	0	0	—	
H27	Q	2,808,460	9	H25	1,350,000	H26.2.6	1	H26	150,000	H27.1.13	2	300,000	H28.3.31	
	R	15,000,000	19	H25	1,900,000	H25.5.17	2	H26	200,000	H27.3.11	1	100,000	H28.3.31	
H28	S	0	9	H25	900,000	H25.5.17	23	H26	2,300,000	H27.3.11	13	1,300,000	H28.3.31	
	T	6,099,660	9	H26	900,000	H27.3.5	0	H27	0	H28.3.31	0	0	H29.3.31	
H29	U	0	2	H27	200,000	H28.3.31	5	H28	500,000	H29.3.31				
	V	4,531,920	18	H28	1,800,000									
小計	W	12,969,780	20	H28	2,000,000	H28.10.10								
	B	1,409,140	4	H28	400,000	H28.6.1								
合計	E													
	X													
合計	Y													
	小計	204,607,180	342		30,800,000		89		9,600,000		77	8,200,000		
合計	合計	204,607,180												
	合計	48,600,000												
合計	253,207,180													

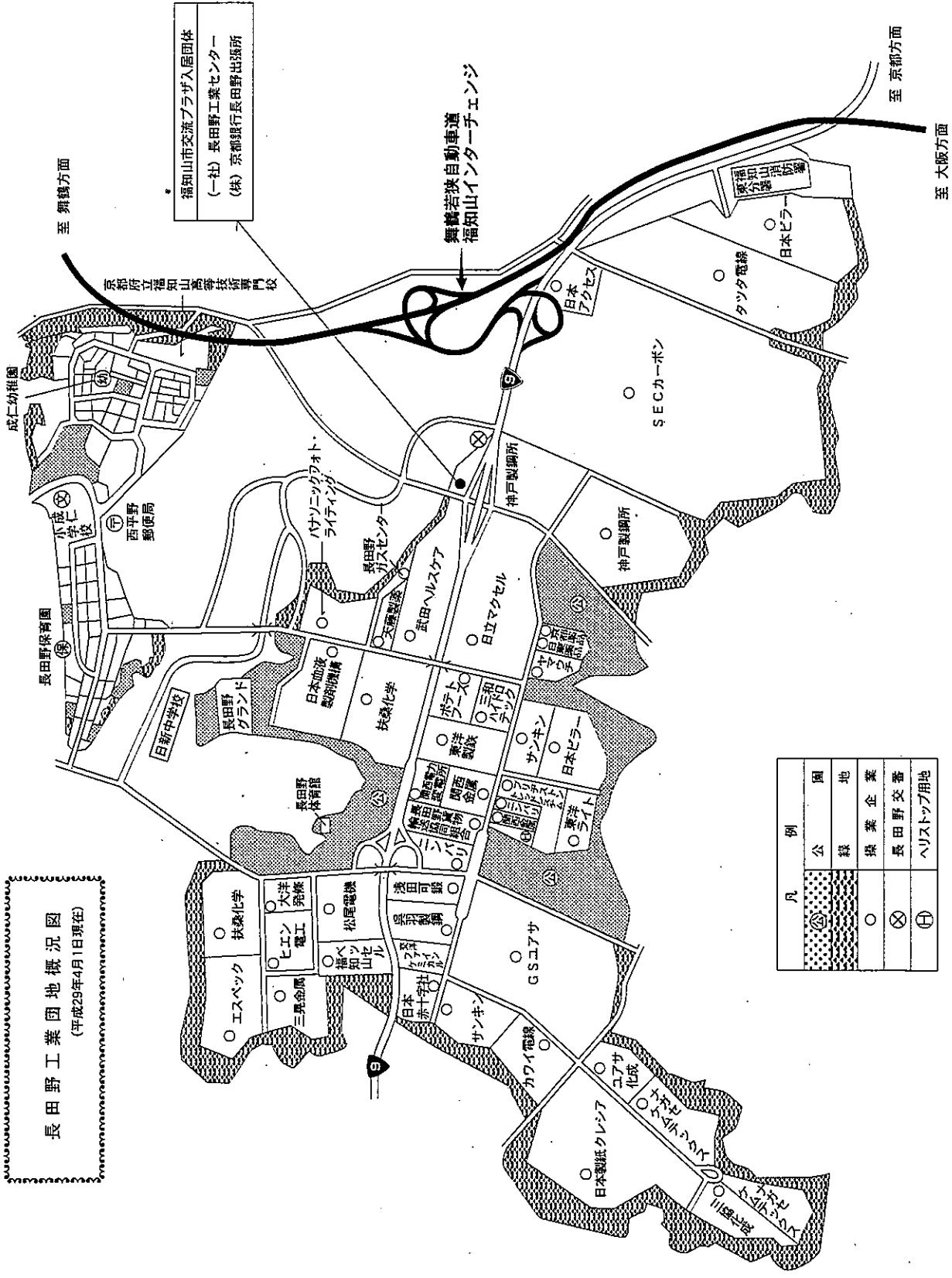
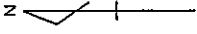
福知山市奨励制度一覧表

項目	現行条例	現行条例	新規制定条例
名称	福知山市 企業誘致促進条例	福知山市 工場等操業支援条例	福知山市企業誘致促進及び操 業支援条例
条例施行	平成20年4月	平成19年4月	平成29年4月
対象	新設 (同一工業団地内除く)	新設・増設・建替え (同一工業団地内含む)	新設・増設・建替え (同一工業団地内含む)
適用条件	①用地取得3,000㎡以上 かつ ②投資額3億円以上又は 新規雇用10人以上	投資額5,000万円以上	①投資額3億円以上 ※市内既存企業は5,000万円以上 又は ①新規雇用5人以上 ※市内既存企業は、雇用要件なし
奨励金	①雇用奨励金 新規雇用10万円/1人 (アネットワークスは15万円) ②工場等新設奨励金 新工場1㎡あたり 2,000円 — —	①雇用奨励金 新規雇用10万円/1人 ②工場等新設等奨励金 新工場1㎡あたり 2,000円 ③工場等建替え奨励金 解体する工場1㎡あたり 1,000円	①雇用奨励金 新規雇用10万円/1人 (アネットワークスは15万円) ②工場等新設等奨励金 新工場1㎡あたり 2,000円 ③工場等建替え奨励金 解体する工場1㎡あたり 1,000円 ④新規企業が進出する場合 U・I・J一企業者雇用加算金10万円/人
上限	5,000万円	5,000万円	1億円
優遇税制 (1.5/100に対し)	固定資産税(工場等のみ) 3年間免除	固定資産税(工場等のみ) 3年間減額	固定資産税(工場等のみ) 3年間免除
第1年度	免除	0.7/100	免除
第2年度	免除	税率	免除
第3年度	免除	1.05/100 1.225/100	免除
対象地域	市内	市内	市内

福知山市奨励制度一覽表

名称	企業誘致促進条件	工場等操業促進条件	企業誘致促進及び操業支援条件	工場設置奨励条件	過疎地域における福知山市税条例の特例に関する条件	京都北都中核工業団地企業立地促進条例	京都北都中核工業団地立地企業立地促進条例
項目	事例施行	平成20年4月	平成19年4月	平成29年4月1日	平成17年12月 (平成18年6月改正)	昭和38年3月 (平成18年6月改正)	平成17年12月
対象	新設 (同一工業団地内除く)	新設・増設・増設 (同一工業団地内含む)	新設・増設・増設 (同一工業団地内含む)	新設・増設・増設 (同一工業団地内含む)	過疎地域での 新設・増設	京都北都中核工業団地企業 立地促進条例	京都北都中核工業団地立地 企業立地促進条例
適用条件	①用地取得3,000㎡以上 ②投資額3億円以上又は 新規雇用10人以上	投資額5,000万円以上	①投資額3億円以上 ※市内既存企業は5,000万円 以上 ②新規雇用5人以上 ③市内既存企業は雇用要件 なし	①投資額3億円以上 ※市内既存企業は5,000万円 以上 ②新規雇用5人以上 ③市内既存企業は雇用要件 なし	取得額合計 2,500万円以上	-	-
奨励金	①雇用奨励金 新規雇用10万円/1人 (7人までは15万円) ②工場等新設奨励金 新工場1㎡あたり 2,000円 ③工場等増設奨励金 解体する工場1㎡あたり 1,000円	①雇用奨励金 新規雇用10万円/1人 ②工場等新設奨励金 新工場1㎡あたり 2,000円 ③工場等増設奨励金 解体する工場1㎡あたり 1,000円	①雇用奨励金 新規雇用10万円/1人 (7人までは15万円) ②工場等新設奨励金 新工場1㎡あたり 2,000円 ③工場等増設奨励金 解体する工場1㎡あたり 1,000円	①雇用奨励金 新規雇用10万円/1人 (7人までは15万円) ②工場等新設奨励金 新工場1㎡あたり 2,000円 ③工場等増設奨励金 解体する工場1㎡あたり 1,000円	-	-	①毎月の水道使用料1㎡100 円を超える料金を担当額を奨励 金として交付する ②毎月の水道使用料50㎡を超 える分に対して1㎡70円を奨励 金として交付する
上限	5,000万円	5,000万円	1億円	1億円	-	-	-
優遇税制の特典	固定資産税(工場等のみ) 3年間免除	固定資産税(工場等のみ) 3年間免除	固定資産税(工場等のみ) 3年間免除	固定資産税(工場等のみ) 3年間免除 5年間免除(農地特例)	固定資産税(土地を除く) 3年間減額	固定資産税(土地を除く) 3年間減額	固定資産税(土地を除く) 3年間減額
第1年度	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除
第2年度	免除	免除	免除	税率 1.05/100	免除	免除	免除
第3年度	免除	免除	免除	税率 1.225/100	免除	免除	免除
地方交付税について	標準税率1.4%換算の差額に 75%(企業立地促進法により)	標準税率1.4%換算の差額に 75%(企業立地促進法により)	標準税率1.4%換算の差額に 75%(企業立地促進法により)	標準税率1.4%換算の75%	標準税率1.4%換算の75%	標準税率1.4%換算の75%	標準税率1.4%換算の75%
備考	固定資産税の免除は 「工場等」であり、土地に ついては課税しない。	固定資産税の免除は 「工場等」であり、土地に ついては課税しない。 ※大規模な近隣関係先 は課税の対象とする	○中核と併用可 ○中核と併用不可 ○中核の範囲は町界を境とし、あり ○大規模な近隣関係先は「工場等」であ り、土地については課税しない。	○「過疎...」による課税 免除の残存この条例 により全額免除とする。	○「過疎...」による課税 免除の残存この条例 により全額免除とする。	○適用7社 ○交付期間 5ヶ年度	○適用5社
対象地域	市内	市内	市内	市内	過疎地域 (三和・寝久野・大江)	アネックス京都三和 アネックス京都三和 過疎地域	アネックス京都三和





長田野工業団地概況図
(平成29年4月1日現在)

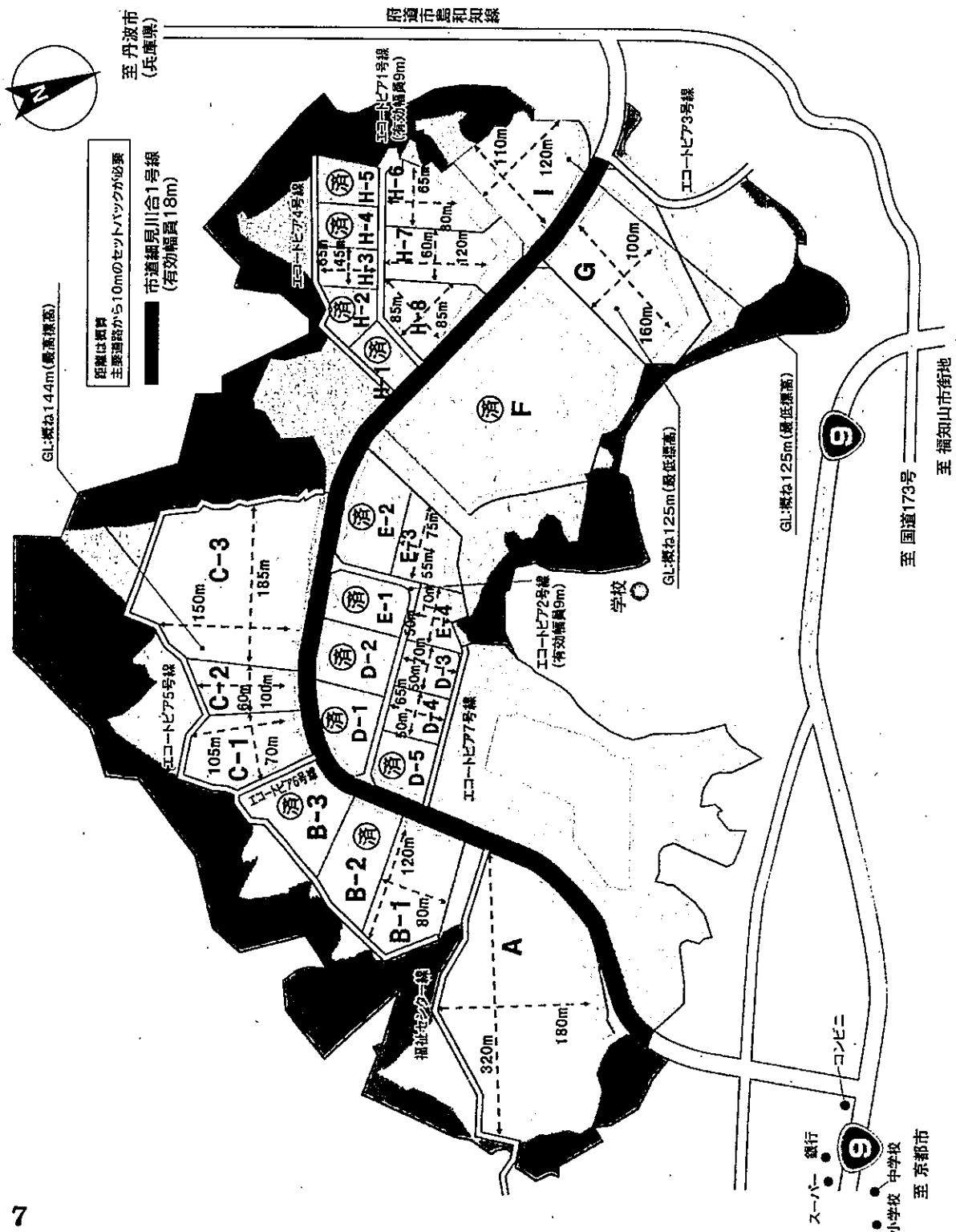
福知山市交流プラザ入居団体
(一社) 長田野工業センター
(株) 京都銀行長田野出張所

舞鶴若狭自動車道
福知山インターチェンジ

凡例	園地	公緑地	企業用地	長田野交番	ヘルストリップ用地
(⊕)					
(⊗)					
○					
⊙					
⊚					

■工場用地面積()内は平地面積

区画	面積	立地内容
A 区画	4.23ha(3.81) 12,800坪(11,500)	立地内容 平成29年4月現在
B-1区画	1.12ha(1.06) 3,400坪(3,200)	
B-2区画	0.85ha(0.82)	㈱メタルカラー
B-3区画	0.95ha(0.90)	㈱浅田可鍛鋼研究所
C-1区画	1.07ha(0.96) 3,200坪(2,900)	
C-2区画	0.69ha(0.67) 2,100坪(2,000)	
C-3区画	3.60ha(3.44) 10,900坪(10,400)	
D-1区画	0.68ha(0.59) 2,100坪(1,800)	京華㈱
D-2区画	0.65ha(0.61) 2,000坪(1,800)	京華㈱
D-3区画	0.43ha(0.39) 1,300坪(1,200)	
D-4区画	0.43ha(0.39) 1,300坪(1,200)	
D-5区画	0.49ha(0.39)	㈱大商車㈱
E-1区画	0.63ha(0.58)	加美興産㈱
E-2区画	0.85ha(0.79)	米澤化学㈱
E-3区画	0.58ha(0.49) 1,700坪(1,500)	
E-4区画	0.50ha(0.42) 1,500坪(1,300)	
F 区画	5.20ha(4.24) 15,700坪(12,800)	㈱ワイエスィ
G 区画	2.39ha(1.78) 7,200坪(5,400)	
H-1区画	0.31ha(0.30)	㈱細島エステック
H-2区画	0.31ha(0.31)	㈱細島エステック
H-3区画	0.32ha(0.32) 1,000坪(1,000)	
H-4区画	0.36ha(0.35)	㈱野村研泰
H-5区画	0.36ha(0.35)	㈱クレイティア
H-6区画	0.76ha(0.55) 2,300坪(1,700)	
H-7区画	1.00ha(0.77) 3,000坪(2,300)	
H-8区画	0.67ha(0.57) 2,000坪(1,700)	
I 区画	1.47ha(1.36) 4,400坪(4,100)	



距離は概算
主要道路から10mのセツトバックが必要
市道細見川合1号線
(有効幅員18m)

スーパー 銀行
小学校 中学校
至京都市

至 福知山市街地

至 丹波市
(兵庫県)

府道市島和知線

平成29年度 事務事業評価シート

(単位:千円)

事業属性	事業名(コード)	NHK大河ドラマ誘致推進事業 (230142)		担当課	まちづくり観光課		
	開始年度	平成23(2011)	終了予定年度	平成32(2020)	作成責任者	山本 美幸	
	施策の大綱	観光業の振興		関連計画等	-		
	施策名	観光客の増加を促進する			-		
	根拠法令等	-		(フラグ1)	-		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 国府制度事業 <input type="checkbox"/> 市単独事業 <input checked="" type="checkbox"/> その他(府・他市協調実施)						
事業目的(あるべき姿)	明智光秀を中心としたNHK大河ドラマを誘致することにより、本市を明智光秀ゆかりの地として全国へ発信し、観光振興と地域経済の活性化を図る。						
対象者	観光客及び市民	対象者数	922,951	一人当たりコスト	0.00		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (委託先・実施主体等) NHK大河ドラマ誘致推進協議会						
事業概要	「NHK大河ドラマ誘致推進協議会」への負担金 【NHK大河ドラマ誘致推進協議会】構成市町: 福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、長岡京市、京丹後市、大山崎町、丹波市、篠山市、若狭町 事業概要: 大河ドラマに関連したイベント等の実施、NHKへの要望活動、パンフレットの作成、大河ドラマ誘致先進地視察、署名活動、協議会ホームページによる情報発信						
主な経費と具体的内容(H28実績)	項目	具体的な内容			H28経費		
	負担金	「NHK大河ドラマ誘致推進協議会」に対する負担金			400		
関連事業							
予算と執行の状況	区分		H27	H28	H29	H30要求	
	事業費	当初予算…①	634	602	610		
		補正予算…②	△ 168	△ 28	0		
		繰越し等…③	0	0	0		
	財源内訳	一般財源	250	574	610		
		国支出金	0	0	0		
		府支出金	216	0	0		
		地方債	0	0	0		
		その他特財	0	0	0		
	職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	0.18/0	0.22/0	0.22/0		
概算人件費…④		1,440	1,760	1,760			
総事業費(①+②+③+④)…⑤		1,906	2,334	2,370			
執行状況	執行額…⑥	433	516				
	執行率(⑥/⑤)×100	92.9%	89.9%				
業績指標	成果実績(アウトカム)実績/当初目標	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		署名人数	人	1,723/3,000	1,704/3,000	/3,000	3,000
	活動実績(アウトプット)実績/当初見込	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		大河ドラマPRキャンペーン数(市内)	回	9/10	7/10	/10	10
		単位あたりコスト		48.1	73.7		
		署名箱設置箇所数(市内)	箇所	13/15	13/15	/	
		単位あたりコスト		33.3	39.7		
				/	/	/	

		項目	評価	評価に対する説明	
一次評価 ▽担当課による自己評価△	必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	関係団体が協働してNHK大河ドラマを誘致することにより、効果的な事業の展開が図れる。 また、明智光秀ゆかりの地としての「福知山市」を全国にPRすることで観光誘客につながるため市として取り組む必要性は高い。	
		民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	△		
		目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	○		
	効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	△		市が単独で行うより、関係団体と連携し事業実施することで、広域的に事業展開が図れる。
		他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	○		
		コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	○		
	有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	△		NHK大河ドラマの誘致が実現すれば、福知山のPRや情報発信効果は大きく、福知山城、まちなか観光、更には周辺地域への観光客の誘致につながり、経済波及効果は高い。
		活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	△		
		先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	○		
	目的及び指標等の達成状況に対する評価	○大河ドラマの誘致が実現すれば、自らが住むまちに対する市民の誇りの醸成に繋がるとともに、地域の歴史や魅力を発信することで観光入込客数が大幅に増加し市域全体に賑わい創出が期待できるため、継続した取り組みが必要。			
	今後の課題及び方向性	○引き続き、各種イベント等において署名活動を積極的に展開し、明智光秀を中心としたNHK大河ドラマの誘致について、市民へ周知するとともに関係団体とも連携を図り機運の醸成を図っていく。 ○本年度新たに「NHK大河ドラマ誘致推進協議会」の取り組みとして、東京都内でのPRを実施し首都圏における周知も図っていくこととする。			
庁内及び外部による評価	二次評価 (庁内) 【行政担当課記入】	所見			
	三次評価 (外部) 【行政担当課記入】	所見			
来年度方針	担当課の事業の見直し及び予算要求方針	方針区分	内容		
	予算への反映 (財政担当課記入)	<input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし			
		予算額の反映状況(対H28)	担当課の見直し・要求方針に対する所見【行政担当課記入】		
		<input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充			

NHK大河ドラマ誘致推進協議会について

1 設立目的

明智光秀、細川ガラシャ、細川幽斎、忠興、4人ゆかりの地域、さらには京都府全体の観光振興と地域経済の活性化に寄与することを目的に平成23年4月に設立。

2 構成団体

関連市町 11 (京都府 8、兵庫県 2、福井県 1)、京都府観光連盟、各商工会議所、観光協会等 計 33 団体 (他にオブザーバーとして京都府等 7 団体)

3 会 長

福知山市長 大橋一夫 (平成 29 年度～平成 30 年度 事務局：福知山市)

4 負担金

構成市町各 400 千円 (H29 総予算額 5,601 千円)

5 活動内容

【H28 年度】

- 署名活動 (年間 16,748 筆)
- NHK への要望活動 (H28.6.7 実施 靱井会長他 3 人と面談)
- 大河ドラマ誘致先進地視察
[山口県萩市、防府市 (H27 大河「花燃ゆ」ゆかりの地)]
- ゆかりの地めぐりツアーの造成 (7 つのコースを造成)
- 各市町におけるリレーイベント 等

【H29 年度 (予定)】

- 署名活動
- NHK への要望活動 (H29.6.6 実施。上田会長他 5 人と面談)
- 大河ドラマ誘致先進地視察
- 首都圏における誘致活動 (東京スカイツリー、TIC TOKYO<東京駅隣接>)
- 昨年度造成したゆかりの地めぐりツアーの展開 (例:モニターツアー等) 等

6 署名総数

250,491 筆 (H29.5.31 時点)

NHK大河ドラマ誘致推進協議会委員等名簿（平成29年度）

協議会役職	団体名
顧問	京都府
構成市町	福知山市（会長）
	亀岡市（副会長）
	舞鶴市（副会長）
	宮津市（監事）
	長岡京市
	綾部市
	京丹後市
	篠山市
	丹波市
	大山崎町
	若狭町
オブザーバー	京都府商工労働観光部観光政策課
	京都市産業観光局観光MICE推進室観光誘客誘致課
	熊本県大阪事務所
	熊本市経済観光局
	山鹿市
	中津市
	兵庫県丹波県民局
委員	公益社団法人京都府観光連盟
	福知山商工会議所
	一般社団法人福知山観光協会
	福知山市商工会
	舞鶴商工会議所
	一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 舞鶴地域本部
	まいづる田辺城まつり実行委員会
	綾部商工会議所
	一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 綾部地域本部
	宮津商工会議所
	一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 天橋立地域本部
	亀岡商工会議所
	一般社団法人亀岡市観光協会
	長岡京市商工会
	長岡京市観光協会
	京丹後市商工会
	一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 京丹後地域本部
	篠山市商工会
	丹波篠山観光協会
	丹波市商工会
丹波市観光協会	
大山崎町商工会	
アドバイザー	京都府参与 山本 壮太
	映像作家 村上 佑二

平成29年度事業計画

(1) 協議会構成団体による誘致活動の実施

平成29年度も広域的な連携による積極的な誘致活動を実施する。特に平成29年度は、首都圏における誘致活動を実施し、協議会活動の更なる周知をはかるとともに、より多くの人々の支援を得ることとする。

(2) 協議会参加団体の府县市町におけるイベントの開催

地域におけるイベント等で啓発活動を実施し、地域振興、観光振興の視点も踏まえ、協議会構成団体の結束と新たな支援者獲得のための活動を行う。また、更なるPRのため他の関連するイベントにも参加する機会を探していく。

(3) 署名活動の拡充とNHKへの要望活動の実施

各市町でのイベント等において署名活動の拡充を図る。

また、NHKへの積極的な要望活動に努める。

NHK京都放送局、神戸放送局、大阪放送局、福井放送局への情報提供等を図る。

(4) 周知グッズでの大河ドラマPR活動

パンフレット、ポスター、のぼり、横断幕などを各市町の公共施設等にできるだけ設置し、誘致に向けた機運醸成を図る。特に来場者の多い人気の施設に働きかけ、積極的に周知グッズを置く。また、駅前や商店街等での周知も可能な限り行う。

(5) 先進地の視察等による誘致活動の充実

誘致活動により大河ドラマ実現を果たした先進地に事務局職員あるいはワーキンググループ職員を視察派遣し、本協議会の活動に資する調査研究を行い誘致活動の事業への反映と充実を図る

(6) 協議会オリジナルツアーの実施・検討

平成28年度に作成した各市町のタリフシートを活用し、自然・歴史・文化など、それぞれの地域の特性を活かした観光スポットを巡るモデルコースや着地型ツアーの造成などを実施・検討する。

(7) 協議会啓発ポスター及びパンフレットの制作

新たな協議会啓発用ポスター及びパンフレットを作成し、各市町におけるイベント等に活用することで、協議会活動の周知を図る。

(8) ガラシャ・光秀・幽斎・忠興ゆかりの地域や団体との連携

四人の主人公に関連する地域や他団体との連携を検討する。

NHK大河ドラマ誘致 平成28年度活動報告

報告内容

- (1) 協議会の主な取組
- (2) 各市町の取組<抜粋>
- (3) 署名数の推移



報 告

(1) 協議会の主な取組

月 日	取 組 内 容
4月11日(月)	<p>亀岡市にて、平成28年度総会を開催。新年度事業計画やNHK放送センターへの要望実施を全会一致で採択。</p> 
6月7日(火)	<p>NHK放送センターにて、初井会長等と会談し、NHK大河ドラマ化への要望書を提出。出席者は、山田京都府知事、桂川会長を始め構成市町の首長、副市長、商工観光団体関係者。</p> 
6月29日(水)	<p>亀岡市にて、第1回NHK大河ドラマ誘致推進協議会幹事会を開催。</p>
7月21日(木)	<p>福知山市にて、第1回NHK大河ドラマ誘致推進協議会ワーキンググループ会議を開催。ツアー造成や先進地視察先、PR映像制作について協議。</p>
11月7日(月)	<p>長岡京市で第2回NHK大河ドラマ誘致推進協議会ワーキンググループ会議を開催。ツアー造成や先進地視察先、PR映像制作について具体協議。</p>
11月29日(火)	<p>宮津市にて、第2回NHK大河ドラマ誘致推進協議会幹事会を開催。今後の誘致活動に向けた事業展開を協議。また、会議終了後にゆかりの地を視察。</p>
1月24日(火)～ 25日(水)	<p>山口県萩市・防府市へ、NHK大河ドラマ誘致推進協議会メンバー5名による先進地視察。</p>
3月29日(水)	<p>若狭町にて、第3回NHK大河ドラマ誘致推進協議会幹事会を開催。平成28年度の事業・決算報告(案)及び平成29年度の事業計画、予算等(案)等について協議。</p>

(2) 各市町の取組

ゴシック体は、NHK大河ドラマ誘致推進活動事業補助金交付事業

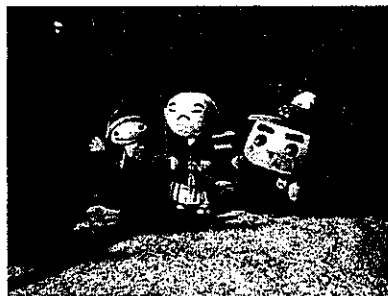
月 日	取 組 内 容	署名数 (筆)
4月2日(土)・ 3日(日)	福知山市にて開催された「第29回 福知山お城まつり」において、誘致PRと署名活動を実施。	261
4月9日(土)・ 10(日)	篠山市にて開催された、「丹波篠山さくらまつり」において、誘致PRと署名活動を実施。	17
4月10日(日)	宮津市にて開催された、「クリーンはしだて一人一坪大作戦」において、活動に関するクリアファイルを配布するなど誘致PRを実施。	—
4月23日(土)・ 24日(日)	篠山市にて開催された「にしきシャクナゲまつり」において、誘致PRと署名活動を実施。	12
4月23日(土)・ ～24日(日)	長岡京市にて開催された「たけのこフェスタ」において、誘致PRと署名活動を実施。	172
4月29日(金・ 祝)	綾部市にて、大河ドラマ誘致推進協議会リレーイベント「あやべ丹の国まつり」を開催。丹波福知山手づくり甲冑隊武者行列によるNHK大河ドラマ誘致に向けたPR活動やまつりの主要会場で署名活動を実施。 	206
5月3日(火・祝)	亀岡市にて、「第44回亀岡光秀まつり」を開催。「明智光秀公武者行列」と「かめまるフェスタ(南郷公園)」を実施。かめまるフェスタ特設会場で誘致PRと署名活動を実施。 	439
5月8日(日)	綾部市にて開催された「グランフォンド京都」にて、誘致PRと署名活動を実施。	13
5月15日(日)	神戸市にて開催された「神戸まつり」に丹波市ブースを出展し、誘致PRと署名活動を行った。	150
5月21日(土)	綾部市にて開催された「春のバラまつり」にて、誘致PRと署名活動を実施。	111
5月21日(土) 22日(日)	若狭町にて『第25回若狭三方五湖ツーデーマーチ』を開催。誘致のPRと署名活動を実施。	270

5月22日(日)	舞鶴市にて、大河ドラマ誘致推進協議会リレーイベント『第25回まいづる細川幽斎田辺城まつり』を開催。誘致PRと署名活動を実施。		368
5月29日(日)	福知山市にて開催された「福知山城天守復元30周年記念 明智光秀サミット」において、誘致PRと署名活動を実施。		184
6月4日(土)・ 5日(日)	篠山市にて、大河ドラマ誘致推進協議会リレーイベント「大国寺と丹波茶まつり 茶の里ウォークスタンプラリー」を開催。		43
6月11日(土)・ 12日(日)	大山崎町にて開催された「大天決祭」でPR誘致と署名活動を実施。等身大パネルの光秀、秀吉の写真撮影ブースを設ける。		44
6月24日(金)～ 26日(日)	亀岡市の「JA京都ファーマーズマーケットたわわ朝霧」にて大河ドラマ誘致キャンペーンを実施。		621
6月25日(土)・ ～6月26日(日)	長岡京市にて開催された「あじさいまつり」において、誘致PRと署名活動を実施。		114
7月8日(金)～ 7月9日(土)	京丹後市にて開催された海の京都ウォータープロジェクションショー「新・羽衣伝説 転生離合」において、誘致PRを実施。		—
7月16日(土)～ 12月4日(日)	亀岡市にて開催された「第8弾丹波亀山城下町宝さがしゲーム」において、誘致PRと署名活動を実施。		2,888
7月20日(水)	京都サンガF.C.の「ホームタウン長岡京市応援デー」にて、長岡京市が誘致PRと署名活動を実施。		8
7月24日(日)	長岡京市にて開催された「第4回軽トラ市」において、誘致PRと署名活動を実施		74
7月29日(金)	長岡京市にて開催された「第32回若葉カップ全国小学生バドミントン大会」において、誘致PRと署名活動を実施。		93
8月6日(土)	福知山市にて開催された「第36回ドッコイセフェスティバル」において、誘致PRと署名活動を実施。		4

8月13日(土)	尼崎市「潮江なつフェス」にて、丹波市としてブース出展し、ブース内にて誘致PRと署名活動を行った。	123
9月24日(土) ～9月25日(日)	京丹後市にて開催された「道-1 グランプリ」に京丹後市として出展し、誘致PRと署名活動を実施。	143
10月1日(土) ～10月2日(日)	Sea 級グルメ全国大会 in がまごおり(愛知県蒲郡市)にて、誘致PRを実施。	—
10月2日(日)	若狭町にて、大河ドラマ誘致推進協議会リレーイベント 「第17回熊川いっぷく時代村」を開催。会場内に観光PRブース物産販売等ブースの設置、大河ドラマ誘致のPRを盛り込んだスタンブラリー等のイベントを実施。 	61
10月7日(金) ～9日(日)	宮津市にて、イベント「城下町宮津七万石 和火 2016」の期間に合わせて、大手川しらかべの道(宮津城城壁)のライトアップ事業試験点灯を実施。	—
10月8日(土)	福知山市にて、大河ドラマ誘致推進協議会リレーイベント「丹波福知山スイーツフェスティバル」において、明智光秀にかんするパネル展示と誘致PRと署名活動を実施。	296
10月9日(日)	宮津市にて、細川忠興公・ガラシャ夫人の愛と絆に関する講演会「細川忠興公とガラシャ夫人 真実の愛～ふたりは、丹後の宮津で新婚ラブラブ～田端泰子氏講演会」を開催。誘致PRと署名活動を実施。 	110
10月15日(土)	山陰近畿自動車道「京丹後大宮 IC」開通イベント(京都府京丹後市)にて、京丹後市観光PRブースでの誘致PRおよび署名活動を実施。	303
10月15日(土)	JAF フェスティバル in 天保山ハーバービレッジ(大阪市)に京丹後市として出展し、誘致PRを実施。	—
10月22日 (土)・23日(日)	舞鶴市にて開催された「舞鶴赤れんがフェスタ」において、誘致PRを実施。	—
10月29日(土) 10月30日(日)	丹波市にて開催された「ふれあいの祭典」において、会場内に署名ブースを設置し、誘致PRと署名活動を行った。	1022
10月29日 (土)・30日(日)	丹波市にて開催された「ひょうごふれあいの祭典」において、誘致PRと署名活動を実施。	22

11月6日(日)	京都競馬場の「長岡京ステークス」にあわせ開催した「長岡京物産展」にて、誘致PRと署名活動を実施。	—
11月6日(日)	丹波市にて開催された「丹波GOGOフェスタ2016」において、会場内に署名ブースを設置し、誘致PRと署名活動を行った。	485
11月13日(日)	長岡京市にて開催された「長岡京ガラシャ祭2016」の「楽市楽座」にて、誘致PRと署名活動を実施。	65
11月13日(日)	丹波市内にて開催された「円通寺もみじまつり」にて、誘致PRと署名活動を行った。	250
11月19日(土)	西宮名塩SAにて、京丹後市が観光誘致キャンペーンを実施し、大河誘致PRを実施。	—
11月19日(土)	宮津市にて、「冬のまちなみキャンドル inori」に使用する桜キャンドル手作り講座を開催。細川忠興公・ガラシャ夫人ゆかりの地についての広報活動を行う。	—
11月23日 (水・祝)	福知山市にて開催された「福知山マラソン」において、誘致PRと署名活動を実施。	29
11月26日(土)	福知山市にて、NHK大河ドラマ誘致歴史講演会「明智光秀公伝承の地を歩く」において、誘致PRと署名活動を実施。	42
11月26日(土)	宮津市にて、細川幽斎公ゆかりの枝垂れ桜の植樹記念式典を開催。誘致PRを実施。	—
11月26日(土)	宮津市にて、細川幽斎公ゆかりの枝垂れ桜の植樹記念事業(イベント)「冬のまちなみキャンドル inori」(ライトアップ、記念コンサート、コンセプトBAR等)を開催。 ※ライトアップは平成29年1月9日(月)まで実施。	—
12月11日(日)	宮津市にて開催された、「迎春 天橋立一斉清掃」において、活動に関するクリアファイルを配布するなど誘致PRを実施。	—
2月5日(日)	長岡京市にて開催された「第5回軽トラ市」において、  誘致PRと署名活動を実施。	33
2月10日(金) ～3月12日(日)	京丹後市にてスマートフォン用観光アプリ「京丹後へGO!」のポイントラリーイベントを行い、参加された方を対象に署名活動を実施。	—

3月1日(水)～ 3月31日(金)	京丹後市にて、「ガラシャを大河に！大河ドラマ署名強化キャンペーン」を実施。市民、関係団体等を対象に誘致活動PR及び署名活動を実施。	—
3月4日(土)	福知山市内で開催された「光秀手形ウォークラリー」誘致PR、署名活動を実施。	62
3月12日(日)	JAF・京都タワーイベントにて京丹後市として出展し、誘致活動PRを実施。	—
	<p>宮津市にて、「細川ゆかりの地」としての拠点の魅力強化事業をより効果的及び効率的に市内外にPRしていくため、宮津の愛されキャラ「たあくん」、「ガラシャちゃん」を使ったご当地PR動画を計4本作成(うち2本は公開済)。</p> <p>【動画の内容】</p> <p>※①、②は公開済</p> <p>①天橋立界限(9月)</p> <p>②大手川河畔(12月)</p> <p>【カトリック宮津教会、しらかべの道、大手川ふれあい広場、太鼓門】</p> <p>③味土野(2月中公開予定)</p> <p>④テーマソング動画(3月中公開予定)</p>	—
	宮津市にて、愛されキャラ「たあくん」「ガラシャちゃん」のイラストの作成に取り組む。(合計8種類、2月末完成予定。)	—



(3) 署名数の推移

年 度	署名数(筆)
平成23年度	2,798
平成24年度	73,287
平成25年度	62,174
平成26年度	23,072
平成27年度	14,402
平成28年度	16,748
総 数	192,481

※インターネット・ウェブ署名含む

NHK大河ドラマ「明智光秀、細川ガラシャ・幽斎・忠興」 放送の実現を願う25万人以上の声！

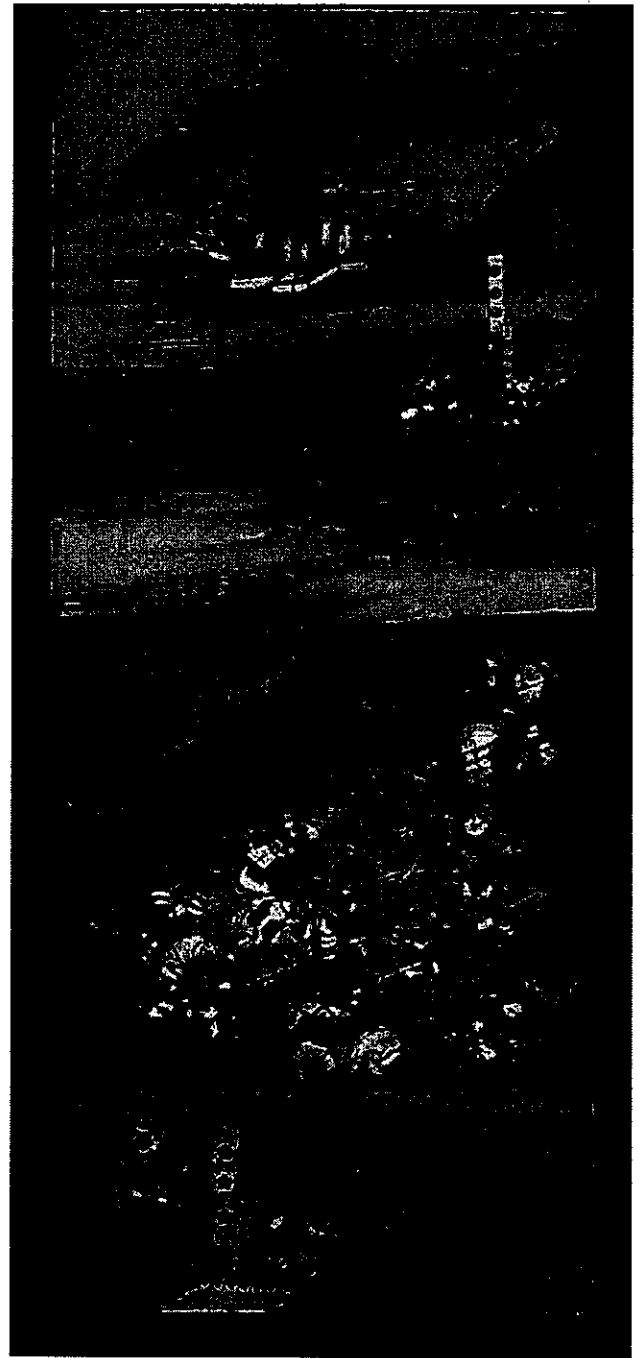
自治体名等	署名数
京 都 府 福 知 山 市	35,682 筆
京 都 府 亀 岡 市	45,540 筆
京 都 府 舞 鶴 市	26,131 筆
京 都 府 長 岡 京 市	41,018 筆
京 都 府 宮 津 市	7,118 筆
京 都 府 綾 部 市	13,672 筆
京 都 府 京 丹 後 市	8,460 筆
京 都 府 大 山 崎 町	3,506 筆
兵 庫 県 篠 山 市	4,973 筆
兵 庫 県 丹 波 市	10,469 筆
福 井 県 若 狭 町	2,063 筆
明智光秀公ゆかりの地連絡協議会	46,611 筆
そ の 他	5,248 筆

合計 250,491筆

NHK大河ドラマ

「明智光秀、
細川ガラシヤ・幽斎・忠興」
放送の実現を願う要望書

NHK大河ドラマ誘致推進協議会



Mitsuhide Akechi
Garasya Hosokawa
Yusai
Tadaoki

要
—
望
—
書

N H K 大河ドラマ

「明智光秀、細川ガラシャ・幽斎・忠興」

放送の実現を願う要望書

合った広域な観光振興と地域の活性化を目指すものです。このドラマの実現は、九州各地の復興への励みになるものと確信しておりますとともに、ひいては日本全体に元気をもたらし、活性化に大いに寄与するものと考えます。

また、親子や夫婦の絆と生きざまをテーマとした大河ドラマは、単に戦国の世を描くことに止まることなく、現代、そして未来にも通じる家族の絆や、文化を通じての社会との関わりや人間性の形成など、必ずや多くの方に共感と感動を与えてくれます。

今日ここに、ゆかりの地であります1府2県13市2町の熱い思いを持ってまいりました。ぜひとも、「明智光秀、細川ガラシャ・幽斎・忠興」の大河ドラマ化を実現していただきたく、要望いたします。

平成29年6月6日

NHK大河ドラマ誘致推進協議会顧問

京都府知事 山田 啓 二

NHK大河ドラマ誘致推進協議会会長

福知山市長 大橋 一 夫

協議会役職	団体名	役職	氏名
委員	一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 綾部地域本部	地域本部長	平野正明
	宮津商工会議所	会頭	今井一雄
	一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 天橋立地域本部	地域本部長	小倉信彦
	亀岡商工会議所	専務理事	岸親夫
	一般社団法人亀岡市観光協会	会長	楠善夫
	長岡京市商工会	会長	山下昌行
	長岡京市観光協会	会長	鞆岡義之
	京丹後市商工会	会長	沖田康彦
	一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 京丹後地域本部	地域本部長	長濱孝次
	篠山市商工会	会長	圓増亮介
	丹波篠山観光協会	会長	西尾和磨
	丹波市商工会	会長	大地但
	丹波市観光協会	会長	柳川拓三
	大山崎町商工会	会長	西河豊
アドバイザー	京都府参与		山本壮太
	映像作家		村上佑二

(平成29年5月31日現在)

署名総数

250,491 筆

NHK 大河ドラマ誘致推進協議会 203,880 筆

明智光秀公ゆかりの地連絡協議会 46,611 筆

(平成29年5月31日現在)



に大きな影響を与えた、父と娘、父と息子であったといえるでしょう。

この、波瀾に満ちた戦国時代を生きた親子の絆と生きざまをテーマとしたNHK大河ドラマは、単に戦国の世を描いたドラマに止まることなく、現代にも通じる家族の絆を、特に父と娘の絆を、深く視聴者に考えさせる意義深い作品になるものと考えます。

同時にまた、ガラシャ、光秀、幽斎、そして忠興ゆかりの地は、京都府を南北に縦断するように所在し、いずれも観光客を惹きつける、魅力溢れる市町であります。これらの市町を舞台とした大河ドラマの実現をめざすことは、魅力に満ちた市町の自然と歴史文化を全国に発信し、ゆかりの地域、さらには京都府全体の観光振興と地域経済の活性化に、大いに寄与するものであると考えてるところです。

従いまして、ここに関係者が一堂に会し、誘致活動、広報活動、観光振興及び地域振興等の様々な施策に取り組み、大河ドラマ実現に向けて積極的な展開を図る推進組織として、「NHK大河ドラマ誘致推進協議会」を設立するものであります。

平成 23 年 4 月 27 日



NHK大河ドラマ誘致推進協議会 要望活動の経過

第 1 回 平成 23 年 11 月 16 日

第 2 回 平成 24 年 6 月 6 日

第 3 回 平成 25 年 6 月 5 日

第 4 回 平成 26 年 6 月 4 日

第 5 回 平成 27 年 6 月 9 日

第 6 回 平成 28 年 6 月 7 日

第 7 回 平成 29 年 6 月 6 日

我がまちを舞台に!!



ちーたん (丹波市)

まゆじー (津和野市)

ラン入山 (山形市)

おきかめまる (津和野市)

おぼろ (津和野市)

コッパちゃん (京丹波市)

大願成就
大河ドラマを
誘致したい!!
ゆるキャラ一円

まるいの (山形市)

お玉ちゃん (長岡京市)

光秀くんとひろこさん (福知山市)

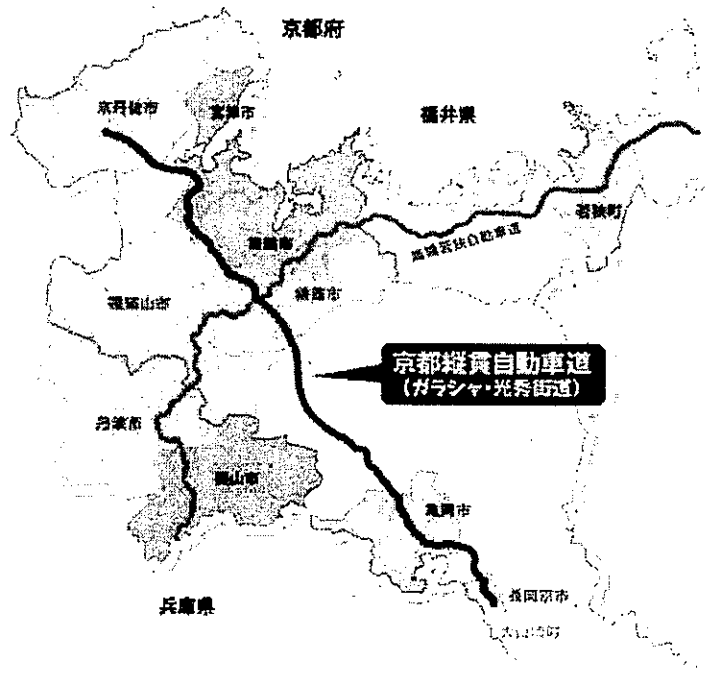
忠貞公と方ラシヤ夫人 (京丹波市)

ゆづりくん (津和野市)

NHK大河ドラマ化要望書 資料

NHK大河ドラマの主な効果

1 広域連携の 観光振興・地域活性化 事業です！



NHK大河ドラマ誘致推進協議会は、平成29年6月現在で9市2町の行政、商工、観光団体で構成しており、京都府、京都市、熊本県、熊本市、山鹿市、中津市、兵庫県丹波県民局がオブザーバーとして活動を行っております。

また、構成市町のうち大山崎町、長岡京市、亀岡市、福知山市、綾部市、舞鶴市、宮津市、京丹後市は、京都縦貫自動車道が通過する市町であり、(京丹後市は鳥取豊岡宮津自動車道)すなわち、京都縦貫自動車道は、ガラシャ・光秀・幽斎ゆかりの道で、「ガラシャ・光秀街道」ともいふべき道であります。

平成27年7月には、京都縦貫自動車道が全線開通し、平成28年10月には、鳥取豊岡宮津自動車道が京丹後大宮まで延伸しました。これを機に9市2町、さらには関係各団体が、NHK大河ドラマ誘致をきっかけとした、広域連携による観光振興・地域活性化に取り組めば、アクセスの向上に伴い、大きな経済効果を生む可能性があります。

さらに、光秀ゆかりの兵庫県篠山市と丹波市、坂本城跡のある滋賀県大津市、細川幽斎・忠興ゆかりの福井県若狭町や熊本県等、京都府を超えた地域との、広域連携事業にもつながり、なお一層の経済効果が期待できます。



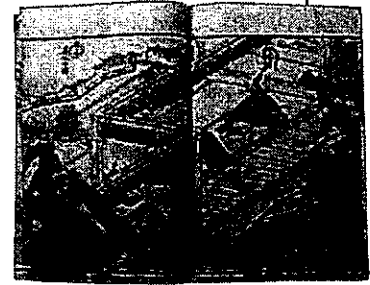
京都縦貫自動車道に掲げている「ガラシャ・光秀街道」の横断幕

本能寺の変の推移

天正十年(1582)

5月

- 17 秀吉から援軍要請があり、信長の西国出陣が現実化する。
光秀、信長から家康の供役を免ぜられ、近江坂本城に帰る。
- 26 光秀、丹波亀山城に入城する。これ以前に、上杉氏ら反信長勢力に対して使者を派遣する。
- 27 光秀、クーデターの成功を祈願するため愛宕山に登る。
- 28 光秀、愛宕威徳院において戦勝祈願の百韻連歌会(「愛宕百韻」)を催す。
- 29 信長、安土より上洛する。
光秀、クーデターをカムフラージュするために、鉄砲の玉薬以下約百荷を西国に向けて送る。



絵本太閤記3編巻7

6月

- 1 信長、本能寺にて勅使・公家・堺衆に名物の茶器を披露する。
越後春日山城に、光秀の使者がもたらした情報が伝えられる。
光秀、夕刻に亀山城を出陣する。
- 2 未明、信長を本能寺に襲い、信忠を二条御所に包囲し、クーデターに成功する。
光秀、安土城に向かうが、山岡氏に近江瀬田橋を破壊され果たせず。
光秀、夕刻坂本城に帰還し、諸方に協力要請の書状を認める。
光秀、美濃野口城の西尾光教に、自軍に与して大垣城を攻め取るように指令する。
- 3 光秀、家臣を近江平定のために派遣する。
- 4 近江が、光秀方によってほぼ平定される。
大和郡山城の筒井原麿、光秀に与同する。
長宗我部元親の使者、紀伊鷲森本願寺に到着する。
秀吉、本能寺の変の報を受け(第一報は、3日深夜との説あり)、毛利氏と講和を結び、備中高松城主の清水宗治、切腹する。
家康、三河岡崎城に帰還する。
- 5 瀬田橋の修理がなり、光秀が安土に入城する。
光秀、京極高次・阿閉貞征に命じて近江長浜城を落とし、斎藤利三を入れる。
大坂城において、織田信澄が織田信孝・丹羽長秀らに殺害される。
秀吉、摂津茨木城の中川清秀に信長父子の無事を伝える。
秀吉、これ以前に近江長浜までの路次を確保し、度々使者を派遣する。
- 6 秀吉、未刻に備中高松を引き払い、備前沼城まで帰着する。
小早川隆景、備中幸山城などの国境地域を固める。
- 7 光秀、夕刻、安土城で勅使吉田兼見と会見する。
秀吉、洪水に遭い滞陣する。
- 8 光秀、坂本城に帰還する。
光秀に呼応した安藤守就、美濃北方城で稲葉良通と戦い敗死する。
秀吉、姫路城に到着する。
秀吉方、細川藤孝と連絡をとる。

明智光秀 略年譜

和暦 (西暦)	事項	典拠
享祿元年 (1528)	出生と伝える(出生年には諸説あり)。	『明智軍記』
弘治二年 (1556)	美濃・明智城を出て、越前の朝倉義景に仕えたという。	『明智軍記』
永祿十一年 (1568)	九月 足利義昭を奉じた信長に従って上洛したという。	『明智軍記』
永祿十二年 (1569)	正月 京都・本願寺にて三好三人衆に包囲された將軍義昭に加勢し、防戦する。 二月 光秀ら、將軍義昭・御台の住居近辺への寄宿を禁ずる。 四月 光秀ら、信長の意を受け、宇津頼重による禁裏御料所・山国荘の押領を禁ずる。 同月 信長の意を受け、若狹・武田義統の子、元明に忠節を励むことを命ずる。	『信長公記』 [隠明文庫所蔵] [京都市歴史資料館 立入文庫] [大阪青山歴史文学博物館 豊岡大学図書館]
元龜元年 (1570)	正月 信長と將軍義昭との間にすきまあり、条書を義昭に承認させる。光秀ら、両者の仲介をする。 四月 これより先、將軍義昭から山城・久世荘を与えられる。 同月 光秀ら、朝倉討伐に参陣するという。 九月 光秀ら上洛し、二条城の番につく。 この年、長子(十五郎)生まれる。	奥野高広『増訂織田信長 文書の研究』209号 「東寺百合文書」 『明智軍記』 『言繼卿記』 フロイス『日本史』
元龜二年 (1571)	七月 この頃、近江宇佐山・志賀城に在城する。 九月 信長、比叡山焼き討ち。光秀、近江・志賀郡を与えられ、坂本城を居城とする。 同月 摂津・高津に出陣する。 同月 光秀ら、信長の意を受け、洛中洛外に段別米を賦課する。 十月 光秀ら、信長の意を受け、洛中に米を貸し、その利息を禁裏の供御料に充てる。 この年、將軍義昭に暇を請うという。	『兼見卿記』 『信長公記』 『言繼卿記』 [阿弥陀寺文書他] [上京文書立入文書] 「神田孝平氏所蔵文書」
元龜三年 (1572)	三月 信長に従って近江に出陣し、木戸城・田中城を攻める。	『信長公記』
天正元年 (1573)	二月 今堅田の本願寺勢を攻め、これを降す 五月 討死した家臣の供養のため、坂本・西教寺に寄進する。 七月 信長に従って、榎島城の將軍義昭を攻める。 七月 信長から、近江の木戸城・田中城を与えられる。 八月 光秀ら、信長の意を受け、越前・織田劍神社の社領等を安堵する。	『信長公記』 [西教寺文書] 『明智軍記』 『信長公記』 [辻川利雄家文書]
天正二年 (1574)	正月 大和・多聞山城に入城する。 十月 河内・高屋城を攻める	『多聞院日記』 [大阪城天守閣文書]
天正三年 (1575)	正月 信長から、丹波平定を命じられる。 四月 再び河内・高屋城を攻める。 六月 信長、丹波の内藤・宇津氏の討伐を小島氏に命じ、光秀も援軍として派遣される。 同月 信長の意を受け、小島氏に知行安堵を伝達する。 七月 信長から惟任の名字、日向守の官途を与えられる。 九月 信長から、丹後出陣を命じられる。 十月 信長、長宗我部元親の子に「信」の一字を与える。光秀、この仲介を行う。 十一月 丹波・黒井城を攻める。国衆の大半は光秀につく。	『明智軍記』 『明智軍記』 奥野高広『増訂織田信長 文書の研究』515号 [小島文書] 『信長公記』 『信長公記』 奥野高広『増訂織田信長 文書の研究』573号 「吉川家文書」

明智関連本の紹介

百家争鳴の本能寺の変を NHK 大河ドラマで論争に決着を !!

光秀は謀反の人か？

「常識」を問いただす時がきた

これまで歴史小説やテレビドラマでは、信長にけん責され、その怨恨をきっかけとして「本能寺の変」を企て、光秀＝謀反人として描かれることが多くありました。

真の光秀という人物像を描く史資料が破棄され、勝者によって作られた歴史史料によって江戸時代以降現代にいたるまで語られてきたのが現状です。

しかし、最近では岡山市の林原美術館に所蔵されていた「石谷家文書」が岡山県立博物館との共同研究により本能寺の変に関係する文書が数点確認されました。

ほんの数点の史料かもしれませんが、今

までの常識が常識ではなくなる史料となり、これをきっかけとして「つくられた」歴史ではない、良質な史料に基づく研究論文が発表され、歴史雑誌にも何度か特集を組まれるようになるだけでなく、普段歴史に興味を持っていないものまでも巻き込むかたちで、テレビ CM などにも取り上げられるようになってきました。

「本能寺の変」の真実は謎でも、光秀が本能寺にいる信長を討ったという事実を知らない人は、おそらくいないでしょう。にもかかわらず、真相がわからないというのが歴史ロマンを駆り立てるのかもしれませんが。



謎に満ちた生涯や人柄に迫る

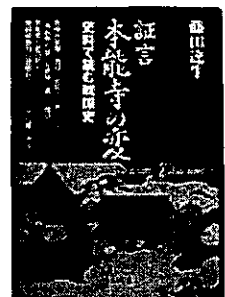
百家争鳴の「本能寺の変」を NHK 大河ドラマでその論争に終止符を打つことができる状況になってまいりました。従来の史料の精査、そして先の新史料発見により明らかになったことなどをまとめた良書が刊行されました。

三重大学教育学部藤田達生著である『証言本能寺の変 史料で読む戦国史』(2010年6月2日)と『明智光秀史料で読む戦国史』(福島克彦氏と共著 2015年10月10日)です。これらはともに光秀発給文書を網羅するなど、史料に基づき検証を加えられ、謎多き戦国武将の実像に迫ったものです。

また、福知山市が発行した明智光秀の解説本『明智光秀の生涯と丹波 福知山』

(2017年4月19日)では、世間が抱く謀反人ではなく、「善政をしいた良君」として地元で伝わる数々のエピソードのほか、本能寺の変の真相や文化人としての素顔、またその人柄なども紹介しており、興味深い一冊になっています。

大河ドラマの光秀を通して、小学生から高校生までは、学校では教えてくれない歴史学習、真実を見極める能力の醸成。歴史研究者には新史料発見により、光秀が変を起こした動機解明の提示。また、信長に見出された光秀の抜きん出た力、そしてリーダーシップ、巧みな交渉力やコーディネーターする力、そして何よりも教養が豊かなところは、今の国際社会を生き抜くために必要なチカラです。



NHK大河ドラマ誘致推進協議会 組織図

